

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
平成16年度実績・評価対比表

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
前文 天然資源に乏しい我が国は、様々な天然資源を諸外国から輸入することによって、国民生活を維持し、経済を発展させてきた。今後とも天然資源の多くを海外に頼らざるを得ない我が国にとって、資源・エネルギー安全保障の確立は、内外の環境変化の中で、絶えず達成しなければならない課題である。 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の使命は、政府、地方公共団体、我が国企業等との明確かつ適切な役割分担と連携の下、天然資源の中でも、特に、その供給基盤が脆弱な石油、石油ガス、可燃性天然ガス（以下「天然ガス」という。）及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保するために必要な業務を遂行し、我が国経済の発展を支えることにある。 また、金属鉱業等に起因する鉱害の防止についても確実かつ永続的に対応しなければならないため、これに必要な業務を遂行し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することも機構の使命である。 このため、機構が、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に関して有する知見と技術力を有機的、一体的に活用して、業務を効率的、効果的に遂行して、この使命を実現していくことを求めるものである。 1. 石油は、我が国のエネルギー	前文 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「機構」という。）は、石油、石油ガス、可燃性天然ガス（以下「天然ガス」という。）及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保し、また、金属鉱業等により発生する鉱害を防止するという使命を果たすため、中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のように定める。 機構は、公正かつ透明な業務運営を確保して、積極的に情報の公開・提供を実施しつつ、その有する石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に関する知見、技術力を有機的、一体的に、最大限生かすべく、資源の開発や備蓄、鉱害防止等に関する職員の専門知識・高度な実践的能力を十分に確保し、効率的、効果的に業務を遂行することにより、この中期計画の実現に取り組むものとする。				

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
ギー供給の約5割を占め、引き続き最も重要なエネルギー源であり、また、化学製品の原料であるなど、我が国の存立のために必要不可欠な資源である。しかしながら、そのほぼ全量を輸入し、そのうち約9割を中東に依存するなど、その供給基盤は脆弱である。石油ガスについては、全世帯の過半において使用され、自動車用等にも広く利用されるなど、国民生活に密着した重要なエネルギーであるが、供給の約4分の3を輸入し、そのうち約8割を中東に依存するなど、石油と同様に供給基盤は脆弱である。天然ガスについては、石油に比べ世界的に賦存し、環境負荷が小さいという特性があり、我が国のエネルギー安定供給を実現する上で、その重要性が高まっている。 また、非鉄金属は、国民生活及び産業活動に必要な基礎素材であり、国民経済の維持発展の基本である。しかしながら、我が国は世界有数の非鉄金属の大消費国であるにもかかわらず、国内資源が極めて乏しく、大宗を輸入に依存しているのが現状である。また、世界における非鉄金属産業の再編・寡占化が進むとともに、中国をはじめとするアジア諸国においては、近年の急速な経済発展に伴い、非鉄金属の需要が増大しており、この傾向は今後も継続していくものと見込まれている。さらに、非鉄金属鉱物資源のうち、特に、埋蔵量、生産量が政情不安な国を含む特定の国に偏在している希少金属鉱産物については、過去に短期的な供給障害や価格の高騰が発生したこともある等、我が国への供給基盤は脆弱なものとなっている。					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
これら資源の安定供給を確保するためには、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属を巡る様々な状況変化に対応できるよう、我が国企業等による資源探鉱・開発や政府及び民間による資源の備蓄等、多様な調達手段を整えておくことが必要不可欠である。 2. 我が国企業等の資源探鉱・開発の取り組みについては、これを民間主導を原則としつつも公的に支援することは、石油・天然ガスの自主開発が、緊急時における安定供給の継続性や、産油・産ガス国との相互依存関係の強化等の多面的効果を有していること、また、同様に、非鉄金属鉱物資源の自主開発が、世界的な産業の寡占化やアジアを中心とする需要の急増等による需給逼迫傾向が進む中においても、安定的な供給を確保する上で一定の効果を有していること等からも、資源・エネルギー供給安全保障の観点から極めて重要である。 総合資源エネルギー調査会の「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針（平成15年3月）」、（以下「方針」という。）によれば、今後の我が国の石油・天然ガスの資源探鉱・開発を進めるに当たっては、基本的に、「新たな効率的開発体制においては、 i）中核的企業により担われる『効率的な海外権益獲得・エネルギー供給の実現』、 ii）新たに設立される独立行政法人により遂行される『戦略的なリスクマネー供給と研究開発支援』、 iii）政府が推進する『積極的な資源外交』、 が役割分担を明確にしつつ三位一体となって機能すること					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
によって、」エネルギーの安定供給を効率的に実現することが可能となるとしている。 機構は、こうした国、企業との役割分担の下、資源探鉱・開発に関する専門的知識・高度な実践的能力を有する、資源エネルギー安全保障に関する専門的な政策実施機関として、リスクマネー供給、情報収集、技術研究開発を通じて、「方針」でその構築が求められた中核的企業を始めとする健全な開発企業を育成する観点から、我が国の資源探鉱・開発を戦略的に支援するとともに、これらの業務を通じて収集、蓄積された資源国に関する情報・知見の国への提供、政策提言により、国が展開する資源外交とも密接に連携していくことが求められる。 このため、機構に対し、資源探鉱・開発支援のための以下の業務を実施することを指示する。 (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援のための、 ① 我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証 ② 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 ③ 地質構造等の調査 ④ 石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進 (2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発の戦略的・効果的な支援のための ① 我が国企業等の探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証 ② 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
③ 地質構造等の調査 ④ 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発に係る技術開発の推進 なお、我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトに対する出資・債務保証業務に関しては、「方針」において示されたように、石油公団における出資・融資・債務保証業務においては、自主開発石油の量的確保を最大の目標に掲げるあまり、資金の効率的運用に関する配慮が十分でなかったことや、責任が不明確となっていた等の指摘があった。これを踏まえ、機構がエネルギー安全保障の状況等を勘案しつつ、国が定める採択の基本方針を踏まえた明確な方針の下、探鉱・開発プロジェクトの採択を行い、リスクマネーの重点的かつ効率的な供給を実施することを強く期待する。 このとき、石油・天然ガス探鉱・開発事業の特性、すなわち、個々の事業のリスクが高く、一定の成功事例を生むには多数の事業への分散投資が必要なこと、仮に試掘が成功しても収益が得られるまで長時間かかること等を十分に考慮する必要がある。とりわけ、探鉱プロジェクトに対する出資業務においては、当面は損失が計上される可能性が高い。したがって、当該業務においては、探鉱・開発プロジェクトの採択及び管理を明確な基準に基づいて実施することで、公正かつ透明な業務運営を確保することを期待する。 3. 資源の備蓄は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るための「最後の砦」として重要な役割を果たして					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
いる。石油・石油ガスの備蓄については、過去二度の石油危機及び湾岸戦争を教訓に整備・拡充がなされ、国際エネルギー機関も加盟国に対し一定の備蓄水準を確保することを義務付けており、備蓄の実施は我が国の国際的責務でもある。先般のイラク戦争時においても国際協調による備蓄放出準備を行ったことが、市場の安定に一定の役割を果たしたところである。また、希少金属についても、過去に短期的な供給途絶や価格高騰が発生しており、こうした事態に備え、安定供給を確保する上で、希少金属鉱産物備蓄の果たす役割は大きい。 このため、機構に対し、石油・石油ガス及び希少金属鉱産物の備蓄のための以下の業務を実施することを指示する。 (1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施及び民間備蓄支援のための、 ① 国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切、効率的な管理（国家備蓄石油ガスの統合管理については平成17年度中から開始） ② 緊急時の国家備蓄石油・石油ガスの機動的な放出 ③ 石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備 ④ 民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等 (2)希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための ① 国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切、効率的な管理、 ② 緊急時等の国家備蓄希少					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
金属鉱産物の機動的な放出 なお、石油・石油ガスの国家備蓄業務については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、全国の備蓄基地の一体的な管理と民間企業のノウハウの活用を通じて効率的に業務を実施する観点から、国家備蓄事業は国直轄とし、機構は国家備蓄の統合管理機能を果たすこととするとともに、国家備蓄会社を廃止して民間資本による操業サービス会社に業務を委託し、また、石油ガス国家備蓄基地の建設を国が機構に委託する等の制度改革を実施したところである。こうした改革の趣旨を踏まえ、機構が、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用を極力抑制する等により、全体として備蓄コストを削減しつつ、緊急時には短期間で確実に対応可能な国家備蓄事業を実現することを期待する。 4. 鉱山地域から流出するカドミウム、ヒ素等を含んだ坑廃水による鉱害については、過去大きな社会問題となり、各種法令の制定、諸施策により政府、地方公共団体、我が国企業等が鉱害防止対策を推進してきたところである。こうした鉱害の多くが確実かつ永続的な処理を必要としており、今後とも鉱害防止を確保するためには、鉱害防止技術を絶えず蓄積し、直接的な鉱害防止事業主体である地方公共団体及び我が国企業等が多面性を有する鉱害発生状況に対して適切な防止措置を確実に実施するべく、支援することが必要となっている。 このため、機構に対して、鉱害防止対策事業を実施する地方公共団体、我が国企業等					

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
への支援を実施するため、以下の業務を遂行することを指示する。 ① 我が国企業等による鉱害防止事業への融資 ② 鉱害防止調査・指導 ③ 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 ④ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理					
I. 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年2月29日から平成20年3月31日までの約4年1か月とする。					
II. 業務運営の効率化に関する事項 ＜共通項目＞ ①管理業務の効率化 ・業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比（機構への移行相当分）18％以上の削減を達成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4％以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組みを進める一方で、資源エネルギー安定供給からの新たな要請に配慮する。	I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 ＜共通項目＞ ①管理業務の効率化 ・本中期計画に定める各種取り組み等を通じて業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比（機構への移行相当分）18％以上の削減を達成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4％以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組みを進める一方で、資源エネルギー安定供給からの新たな要請に配慮する。	I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 ＜共通項目＞ ①管理業務の効率化 ・一般管理費（退職手当を除く。）及び運営費交付金を充当して行う業務経費を段階的に削減するため、機構が行うべき取り組み等について検討し、中期目標期間中のコスト削減目標を達成するために、可及的速やかに具体的なコスト削減計画を策定し、これに基づき事業の効率化を実施することにより、特殊法人時（機構への移行相当分）と比べ、経費を削減する。 ・統合法人のメリットを活かすための共通管理部門の統合と簡素化については、機構設立時に実施した企画調整、人事、広報・情報公開、財務・経理、業務評価及び審査部門の統合について、状況把握・問題点の抽出等を行い、必要な見直しを実施することにより重複する事務処理を極力抑制するとともに、統合した両法人が保有するノウハウを最大限に活用することにより管理部門の効率化を図る。	I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 ＜共通項目＞ ①管理業務の効率化 ・組織効率化、コスト削減等の観点から、春日事務所の川崎本部事務所への統合を決定し、準備を進めた（平成17年6月に統合完了予定）。 ・海外事務所の統廃合を推進し、北京事務所及びロンドン事務所の統合に続き、デンバー事務所のバンクーバ事務所への統合（平成16年6月）、キャンベラ事務所のシドニー事務所への統合（平成17年2月）を実施した。また、バンコク事務所のジャカルタ事務所への統合を決定した（平成17年6月実施予定）。 ・機構設立時から引き続き諸規程の制定・普及等を通じた共通管理部門の統合と簡素化を促進し、また、以下の共通管理部門の基盤となるシステムの状況把握・問題点の抽出を実施した。さらに、拠点事務所統合を控え、各種業務の運用方法の相違を抽出し、統合の方針と実現の時期を整理した。 i) 人事システム（給与システム）の統合 ii) 会計経理システムの統合 iii) イン트라ネットの統合 その結果、イントラネットについては統合が完了し、人事、会計経理システムについても平成17年度中統合完了予定で作業を進めた。 ・コスト削減については、統合による組織・業務の重複の解消とともに、日常業務や施設管理体制の効率化、予算の計画的な配賦による経費管理などを盛り込んだコスト削減計画を策定し、一部については、平成16年度において実行に移した。	B	・国内事務所の統合、海外事業所の統廃合、電算システムの統合等により、業務の効率化、コスト削減は中期目標の達成に向けて順調に進んでいるものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
②柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定 ・機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要性に応じて柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。このため、組織構成単位を大括り化し、業務内容に応じた人材の集中投入や有機的なプロジェクトチームの編成を行う。 ・統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。 ・各部の使命（ミッション）を明確化しつつ、重層的な組織構造を廃して単層的（フラット）な組織を確立し、権限委譲を進めることによって、中期目標期間中に意思決定の迅速化を進め、決裁過程を短縮する。 ③定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施 ・内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、定期的な既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施して、必要に応じ機構内の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。 ・監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監	②柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定 ・機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要性に応じて、柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。このため、組織の細分化や肥大化を排除し、組織構成単位を大括り化するとともに、必要な人材を集中的に投入し、また、関連の業務を有機的に連携させるため、横断的なプロジェクトチームを編成する。 ・統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。 ・各部の使命（ミッション）を明確化し、重層的な組織構造を廃して単層的（フラット）な組織を確立し、中期目標期間中に不断に業務フローを見直し、各現場への十分な権限委譲を進めることによって、意思決定の迅速化を進め、決裁過程を短縮する。 ③定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施 ・内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、事業評価を担当する部門が、外部専門家委員会の厳格な外部評価の結果を踏まえ、毎年度各業務の実績、計画の評価を行って、これを踏まえて既存業務の見直しや新規業務の企画立案を行い、必要に応じ機構内の人員等の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。 ・監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監査を実施する。	②柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定 ・柔軟な組織の確立と迅速な意思決定を確保するため、平成15年度から導入したグループ制・チーム制を定着させ、単層的（フラット）な組織を確立するとともに、事業の必要性や重要性に応じて、柔軟に業務が実施できる組織構造を構築する。 ・意思決定プロセスの簡略化を図るために平成15年度に設定した本部制において、本部長、グループリーダー等への権限の委譲と責任の明確化が十分達成されているか検証し、必要に応じて意思決定プロセス等の見直しを行う。 ・必要な人材を集中的に投入し、業務の連携を確保するため設置する横断的な特命チームの編成については、関係部署が柔軟に検討を行い、必要なものから順次実施する。 ③定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施 ・内外の経済社会環境の情勢を踏まえた事業計画や業務実績の評価を適切に実施するため、外部の有識者・専門家等から構成される業務評価委員会及び事業分野毎に専門部会等を設置し、機構の実施する事業の年度業務実績評価や年度計画等について厳格な評価を実施する。本委員会等により得られた評価結果について、必要に応じ機構内の人員等の資源配分の変更や事業の改廃等に反映させる。 ・内部監査については業務監査室が必要な監査計画を策定し、順次実施するとともに、監査結果を業務の改善に反映させる。 ・監事監査については監査計画を策定し、これに基づき監事監査を適切に実施する。	②柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定 ・平成17年2月に決裁規程を改定し、理事長から本部長、グループリーダー等への権限委譲の拡大、決裁範囲の明確化等を実施した。 ・重要事項について、各本部が理事長・副理事長・総務担当理事への直接説明を頻繁に(平成16年度実績105回)実施することにより、当該事項に対する役職員間の活発な議論を通じた十分な理解を確保しつつ、経営幹部による適切な意思決定を効率的に実施することに努めた。 ・業務ニーズに沿った特命チームを平成16年度には計12チーム（技術センターの特定の研究プロジェクトに関する特命チーム（3チーム）、東シベリアプロジェクトチーム、HSE審査チーム、希少金属備蓄物資搬出チーム等）設置して、特定プロジェクト毎にグループ横断的な人員配置を集中的かつ柔軟に行なった。 ・機構内の技術開発関連部門の連携可能性を探るべく、「技術戦略企画会議」を設置し、意見交換を実施した。 ・若手職員による組織横断的に「マネジメントを考える会」を発足させ、職員間の問題意識の共有、今後のあり方等についての議論を活発化させた。 ③定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施 ・業務評価委員会を3回実施し、平成15年度の業務実績の評価（4月）、平成16年度業務進捗状況報告（10月）及び平成16年度の業務実績の報告（3月）を行った。 ・業務評価委員会の下に、石油・天然ガス資源開発専門部会（1回）、金属鉱物資源開発・鉱害防止等専門部会（3回）、資源備蓄専門部会（3回）、金属部門の技術開発に係る技術評価部会（3回）を開催し、年度実績及び業務進捗状況、審査基準等の評価を受けた。 ・石油技術開発事業については、業務評価委員会の下に外部有識者・専門家（13名）からなる技術専門部会を設置し、技術開発業務に係る年度実施計画、業務進捗状況、人員等の配置検討、今後取り上げるべき新規事業・新規テーマの方向性、研究内容について評価を受けた（6回開催）。また、審査専門委員		・フラットな組織の確立が進み、迅速な意思決定が可能な体制が整備でき、かつトップが慎重かつ大胆な意思決定を行えるよう、部門横断的な幅広い情報、意見の交換の場を設け、有効に活用している点は高く評価できる。 ・業務評価委員会を定期的に開催、更にその下に各種専門部会を開き、業務効率化、コスト削減の進捗状況を厳格に評価しているものと思われる。内部監査、監事監査も適確に実施されていると思われる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
査を実施する。 ④電子化・データベース化の推進 ・利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。 ・可能な限り文字情報や図面情報の電子化、データベース化を進め、機構のホームページを活用する等により、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。	④電子化・データベース化の推進 ・利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、平成16年度中に、経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。 ・電子化・データベース化が可能な文字情報や図面情報を情報セキュリティに配慮しつつ最大限電子化・データベース化するとともに、有用性の高く公開可能な情報はすべてホームページで閲覧可能とする等、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。	④電子化・データベース化の推進 ・利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施し、最適化計画を策定するとともに、以下の取り組みを通じた電子化・データベース化の推進を行う。 ・拠点事務所間における業務データベースの共有化を可能とするための方策を検討し、順次実施する。 ・機構の拠点事務所及び国内・海外事務所間におけるネットワークの統合を図る。 ・事業実施結果のデジタル化を進め、データの効率的活用に努める。 ・外部からの情報提供依頼の多い項目をデータベース化し、インターネットにより閲覧可能とする。 ・インターネットによる外部からの不正アクセスを防ぐため、ネットワークシステムのセキュリティ強化を図る。	会を設置し、提案公募型研究事業において実施する研究テーマ候補の選定（1回）や終了テーマの評価（2回）を受けた。 ・内部監査については、年度当初に監査計画を策定し、機構の組織に対する内部監査（6グループ、4海外事務所、6地方事務所）、出融資等の相手方に対する監査（4社）を実施した。 ・監事監査については、年度当初に監査計画を策定し、平成15年度の業務に関して各事業本部に対する業務監査、及び決算監査を実施した。また、海外事務所（キャンベラ・シドニー、北京）及び地方事務所（むつ小川原・菊間国家石油備蓄基地事務所、波方・倉敷国家石油ガス備蓄基地建設事務所、松尾管理事務所）に対する監査を実施した。 ④電子化・データベース化の推進 i) 共通システム、人事・経理等の業務システムの統合・効率化 ・平成16年度においては、拠点事務所の統合問題が現実化したことに伴い、拠点事務所の統合の準備の一環として、統合後のシステムへのニーズ等を把握しつつ、春日事務所及び川崎本部事務所のそれぞれに設置してあるネットワーク・サーバー等の共通システムの一体化の具体案と川崎本部事務所のサーバールームの再編成の具体案を策定した。また、人事システム、経理システムについても、両事務所で実施されているシステムを、国の最適計画の策定と進捗状況を勘案しながら、平成17年度中に統合することを目標に、事務処理の細部の相違や統合後のあり方を検討した。 ii) ネットワークの統合とデータベースの共有化 ・川崎本部事務所、春日事務所、幕張技術センターをインターネットで結ぶ仮想領域網を構築するとともに、ID ゲートウェイシステムを導入し、国内・海外事務所から川崎本部事務所サーバーへのアクセスを可能とし、拠点事務所と各事務所を結ぶネットワークを整備した。また、全職員が閲覧・書込可能な「電子会議室」を開設し海外事務所との情報共有を効率化し、国内の鉱害事業事務所とネットワークサーバーを統合し図面等の大容量データの共有を行った。 iii) デジタル化・データベース化と情報発信 ・外部からの情報提供依頼の多い項目（我が国を取り巻く資源事情、資源に関するよくある質問など）をデータベース化し、ホームページに掲載した。また、規程等各種情報をデータベース化して掲載するなど一般へ情報提供を行った。 ・技術センターでは、石油技術に関する論文・成果物データベースを運営し、論文・成果物のデジタル化とデータでの管理を行うとともに、機構内外のユーザーがインターネット（ホームページ）により閲覧可能とする利用環境を運営した。 ・非鉄金属資源開発についての各種レポートや図書館の利用状況		・セキュリティに配慮しつつ、最大限の電子化・データベース化を進めるなど、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高めている点は評価できる。



中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
⑤労働安全衛生・環境負荷の低減 ・労働安全衛生・環境に関わる負荷の低減を図るため、外部機関による認証を取得するとともに、毎年度の行動計画を策定し、公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。 ⑥適切な債権管理の実施 ・非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ適切な担保の徴収等を実施するとともに、十分な債権管理を行い、中期目標の期間における新規融資分についての同期間末における貸倒率について、中期計画に定量的な目標を設定し、これを達成する。	⑤労働安全衛生・環境負荷の低減 ・平成17年度中に、主たる事務所において労働安全衛生・環境負荷低減に関する認証機関の認証を取得し、その後年2回の認証維持審査を受け、認証を維持する。 ・毎年度、労働安全衛生・環境に係る負荷を低減するための数値目標（紙使用削減量、電力使用削減量等）を含む具体的な行動計画（環境物品調達の推進、ゴミ削減、省エネ促進のアクションプラン等）を策定し、公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。 ⑥適切な債権管理の実施 ・非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ有価証券、不動産等の適切な担保の徴収等を実施するとともに、十分な債権管理を実施するために、貸付先に対する債権管理上の評価や担保の見直しを実施する等によって、中期目標の期間における新規融資分について、同期間末における貸倒率を1%以下にする。また、既存案件についても同様に貸倒率を極力引き下げる。 ・債権管理については、決算期及び中間決算期の年2回、貸付先の財務状況・経営内容等についての聞き取り調査を実施し、債権管理上の評価を実施する。また、徴収した担保については、定期的（有価	⑤労働安全衛生・環境負荷の低減 ・特殊法人より承継したHSEマネジメントシステムに基づき、労働安全衛生・環境に係る負荷を低減するための数値目標（紙使用削減量、電力使用削減量等）を含む具体的な行動計画（環境物品調達の推進、ゴミ削減、省エネ促進のアクションプラン等）を策定・公表し、実行するとともに、その実績を公表する。また、同マネジメントシステムを拡充し、平成17年度中に機構全体が認証対象となるよう、計画を立案し、必要なものから実行する。 ⑥適切な債権管理の実施 ・非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト及び鉱害防止事業への融資については、中期目標の期間における新規融資分について、同期間末における貸倒率を1%以下にするため、平成15年度に引き続き、貸付細則、融資審査基準等に基づき以下に示す適切な債権管理を実施する。 ・貸付先企業による決算報告、中間決算報告の発表後適当な時期に、貸付先の財務状況・経営内容等についての聞き取り調査を実施し、債権管理上の評価を実施する。 ・新規貸付案件の担保評価について、有価証券については半年に1回、不動産等については年1回の見直しを実施し、償還確実性の確認を行うとともに、担保評価額が貸付残高を下回った場合、追加担保の徴	に係るアンケート調査を行い、これを踏まえて金属資源情報提供ホームページの刷新、情報発信のデジタル化・データベース化に向けた改善策を策定・実施した。また、過去に海外で実施した非鉄金属鉱物資源の探査プロジェクト情報をデータベース化した。金属資源レポート（隔月発行）において、直近のコモディティ別市場・価格動向の報告を行うとともに、インターネットにより閲覧可能にした。 iv) セキュリティの強化 ・外部からの不正アクセスを防ぐため、無線接続クライアントPCに対して認証システムを導入し、ネットワークシステムのセキュリティ強化を行った。 ・個人情報保護法の施行に伴い、サーバー室への入退出のための生体認証システムを導入した。 ⑤労働安全衛生・環境負荷の低減 ・特殊法人時代に取得したISO14001・OHSAS18001認証を春日事務所と技術センターで継承し、2回の維持審査（7月、3月）を受け、両認証を維持した。 ・春日事務所及び技術センターにおいて、業務や作業に係る労働安全衛生・環境負荷を抽出・評価し、重大な負荷の低減を図るべく、平成16年度HSE方針、活動目標及び行動計画を設定し、公表した。 ・川崎本部事務所においては、平成17年度からの認証取得のために活動体制を確立し、一般・HSEリーダー研修の実施（12月、1月）、業務や作業に係る労働安全衛生・環境負荷の抽出・評価、平成17年度の活動目標の設定等を行った。 ⑥適切な債権管理の実施 ・非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト及び鉱害防止事業への融資についての債権管理上の総合的評価を行うため、新たに「平成16年度非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト及び鉱害防止事業への融資に関する基本方針」を制定した。同基本方針に基づき、i)企業の決算内容を、収益性、債務償還能力等を示す16の財務指標により評価、ii)格付機関による格付け、iii)徴求担保評価額と融資・債務保証額との比較、の3視点から融資の適否を判定した結果、新規・既存の全融資案件が融資対象として適当であることを確認した。 ・石油・石油ガスの民間備蓄融資に係る債権管理については、貸付先の財務状況・経営内容等についてヒアリング調査を実施したほか、融資審査マニュアル及び民間金融機関の協力を得て機構独自に開発・導入した信用格付モデルに基づく債権管理を実施した。16年度中間決算ヒアリング調査は16年		・労働安全性、環境に関わる負荷の低減のための諸活動を着実に実施しているものと評価できる。 ・非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、鉱害防止事業及び石油・石油ガス民間備蓄に係る債権管理が適切になされていると評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
＜個別業務＞ 1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施 ・我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、プロジェクトの採択や管理、終了につき、プロジェクトのフェーズに応じて実施すべき事務処理手続きや評価の判断基準を予め規則・審査基準等として明確化し、公表した上で、個々の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則・審査基準等については、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえて、定期的に見直す。 2. 資源国家備蓄等の効率的な推進 (1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施 ①備蓄コストの低減	証券は年2回、不動産等は年1回）な見直しを実施するとともに、有価証券・不動産等の価値の著しい下落が認められる場合には、必要に応じて随時評価を実施して、適切な担保を確保する。 ＜個別業務＞ 1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施 ・我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、プロジェクトの採択、管理、終了に当たり、プロジェクトのフェーズに応じて実施するべき事務処理手続きや評価の判断基準を業務方法書その他の規則・審査基準等に明文化し、公表した上で、個々の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則、審査基準等については、機構に蓄積される資源探鉱・開発に係る法制、経済性、技術等に係る情報・ノウハウを活用しつつ、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえて、毎年度、見直す。 2. 資源国家備蓄等の効率的な推進 (1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施 ①備蓄コストの低減 ・国家備蓄石油の統合管理に係るコストについて	求等についての検討を実施し、適切に債権管理を実施する。また、定期的な担保の見直しに加え、有価証券・不動産等の価値の著しい下落が認められる場合には、不定期に評価を実施して、適切な担保の確保に努める。既存案件についても、適切な債権管理の観点から、新規案件と同様に、担保評価等を実施する。 ・石油・石油ガスの民間備蓄融資に係る債権管理については、常時貸付先の最新の財務データ、分析情報、業界動向等の変化を注視するとともに、年2回（決算期及び中間決算期）貸付先の財務状況・経営内容等についての聞き取り調査、貸付先に対する債権管理上の評価等の実施によって、適切な債権管理を行い、平成16年度における貸倒率を1%以下にする。 ＜個別業務＞ 1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施 ・石油・天然ガス探鉱・開発支援については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、業務方法書を補完する出資細則、債務保証細則及び地質構造調査細則を経済産業大臣の承認を受けて制定し、これを公表する。この他必要に応じて要領等の各種の規程を策定し、適切に見直す。 ・非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、プロジェクトの採択、管理、終了にあたり、諸規則に則って個々の評価と判断を行う。また、制定した諸規則、審査基準等については、機構に蓄積される資源探鉱・開発に係る法制、経済性、技術等に係る情報・ノウハウを活用しつつ、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえて、適切に見直しを実施する。 2. 資源国家備蓄等の効率的な推進 (1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施 ①備蓄コストの低減 ・国家石油備蓄の統合管理業務の実施にあたって、安全性及び機動性の確保を十分踏まえた上で計画的に	12月までに実施済み。また、16年度決算見込みヒアリング調査については、17年度貸付審査時（17年3月）に合わせて貸付対象先の評価を実施した（16年度の貸倒れ発生なし）。 ＜個別業務＞ 1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施 ・石油・天然ガス探鉱・開発支援については、業務方法書を補完する出資細則、債務保証細則、地質構造調査細則を、経済産業大臣の承認を受け、平成16年9月15日付けで制定。機構のホームページ上に公表するとともに我が国企業に説明会を実施した。 ・非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの融資資金については、既定の貸付細則、審査基準等に則り、1企業（1鉱山）に対する貸付け（6.3億円）を実行した。また、機構内に「金属鉱物出融資審査基準等検討会」を設置し諸細則、審査基準等の見直しを実施し、審査項目の財務的要素と技術的要素からの系統的な整理を実施した。 ・非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための海外地質構造調査については、実施細則及び審査基準に則り、プロジェクトの募集及び審査を行い採択した（3件）。海外共同地質構造調査費助成金交付については、機構のホームページにより助成事業の公募を行い、海外共同地質構造調査事業審査基準に則り案件採択を行った（1件）。採択結果については、ホームページにより公表した。また、海外地質構造調査及び海外共同地質構造調査に係る収益納付規定について、納付金上限額の引き上げ、納付期限の延長等の見直しを行い、所要の改正を行った。 2. 資源国家備蓄等の効率的な推進 (1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施 ①備蓄コストの低減 ・国家石油備蓄の統合管理に係る平成16年度コスト低減計画（→基地の管理委託費（直接業務費）について11～14年		・探鉱・開発支援業務に係る事務処理手続きや評価の判断基準について、業務方法書を補完する細則や規程を整備して明文化するとともに、これに則って業務が実施されている。 ・安全性及び機動性の確保を十分踏まえた上で、計画的にコスト削減が進んでいるものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
・国家備蓄石油の統合管理に係るコストについては、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえた上で、中長期投資計画の策定、民間における競争的契約手法や長期契約方式の積極的な導入等によってコストを削減する。 ・具体的には、国からの委託費である国家備蓄石油管理等委託費について、以下を達成する。 i) 間接業務費（機構の管理費用及び操業サービス会社本社間接経費）について中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比10%以上の削減を行う。 ii) 直接業務費（間接業務費以外の経費（長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用、公租公課等を除く））について、今後発生する安全に係る規制強化等の新たな要請に配慮しつつ、中期目標期間中の総額を特殊法人のときの平成11年度から平成14年度の総額と比較して4%以上削減する。 iii) 直接業務費のうち、長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用等の経費についても、最新の技術導入による工法・検査手法の改善、工事関連単価の見直し等によってコストを極力抑制する。 ・民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社等所有のタンク利用による国家備蓄に関する調査・分析を行い、適正な水準のタンク利用料を算定するモデルを構築する。	は、建設から既に約20年経過した国家備蓄基地もあり、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえた上で、中長期投資計画の策定、民間における競争的契約手法や長期契約方式の積極的な導入等によってコストを削減する。 ・具体的には、国からの委託費である国家備蓄石油管理等委託費について、以下を達成する。 i) 間接業務費（機構の管理費用及び操業サービス会社本社間接経費）について中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比10%以上の削減を行う。 ii) 直接業務費（間接業務費以外の経費（長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用、公租公課等を除く））について、今後発生する安全に係る規制強化等の新たな要請に配慮しつつ、中期目標期間中の総額を特殊法人のときの平成11年度から平成14年度の総額と比較して4%以上削減する。 iii) 直接業務費のうち、長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用等の経費についても、最新の技術導入による工法・検査手法の改善、工事関連単価の見直し等によってコストを極力抑制する。 ・民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社等のタンクの空き状況等の民間タンク利用料の算定に関連する情報について調査・分析を行い、適切な水準のタンク利用料算定モデルを構築し、これによって得られた参考値を、毎年度国に報告する。	コスト削減に取り組む。直接業務費については、民間における競争的契約手法や長期契約方式の導入等の具体的な削減手法を引き続き精査することによって平成16年度予算執行の効率化を徹底する。また、間接業務費については、適切な統一積算モデルを導入することによってコスト削減を実施する。 ・備蓄コスト低減策の一環として、国家備蓄石油の検量・品質分析の定期検査について、公正な検量・品質分析の実施に配慮した上で、現行の品質管理基準を一部見直し、現状の検定機関等から操業サービス会社・民間石油会社への委託に変更することによって、外注費を削減する。 ・民間タンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、関連情報の収集・調査分析等を踏まえて、現行のタンク利用料算定モデルの見直しを行い、適切な算定モデルを再構築する。同モデルにより算定した民間タンク利用料については、民間タンク借り上げ先の石油会社等に対して直接利用料を補給する国に報告・説明を行う。	度実績平均単年度コストの4%相当額（15億円）の削減目標）に基づき、修繕保全費、損害保険料等の削減努力を行い、期中において3.5%（13億円）の削減を実施した。修繕保全費の削減のために、一部基地におけるタンク開放検査工事について複数年契約の手法を試行的に導入した。また、間接業務費については、統一積算モデルの作成・導入により、操業サービス会社の本社経費の低減化を図り、4億円の削減を達成した。 ・国家備蓄石油の検量・品質分析の定期検査に係る外注費削減のために、定期検査委託の業者数を拡大して競争入札を実施した結果、前年度実績比約3百万円の削減を達成した。 ・現行の民間タンク利用料算定モデル分析、関連情報・データの収集・調査分析等を踏まえて、平成17年度適用の新モデル案を構築した。国に対しては、新モデルの概要、それにより試算した民間タンク利用料についての報告・詳細説明を実施した。		
②油種入替等の効率的な実施 ・国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合（油種入替事業等）、国からの油種・数量指示（国家備蓄石油の油種入替については当面毎年度100万KL程度）に基づき、機構の有するノウハウ・情報等を十分に活用することによりコストを低減する。	②油種入替等の効率的な実施 ・国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合（油種入替事業等）、国からの油種・数量指示（国家備蓄石油の油種入替については当面毎年度100万KL程度）に基づき、機構は、国家備蓄石油・石油ガスの管理委託業務の一環として、市況等を勘案しつつ、入札方法、受け払いの時期等を柔軟に対応することにより、石油会社等の入札への参加を容易にして、国家備蓄石油・石油ガスの購入、譲渡、交換に係るコストを低減する。	②油種入替等の効率的な実施 ・国からの指示を受け、平成16年度油種入替計画及び油種入替の実施時期、油種・数量等を決定する上で必要な情報収集（油価動向、国内外の石油需給状況、民間石油会社等からのヒアリング情報、我が国の石油輸入動向等）結果に基づき、国家備蓄石油の油種入替事業を効率的に実施し、国からの指示数量（平成16年度予算ベースで約95万KL）の確実な達成及び油種入替に係る費用の低減を実現する。 ・平成17年度に国が予定している石油ガス購入に関する基本的考え方（数量、価格、購入方法等）及びそれに基づく具体的な購入計画の策定にあたって、機構の有する情報、知見・ノウハウ等を国に提供する。	②油種入替等の効率的な実施 ・原油価格の高騰、重質油の需要低迷、重質油と軽質油の価格差拡大等の外的要因により、16年度期中において油種入替の実施が困難な状況が継続した。民間石油会社へのヒアリング調査、入替対象原油の計画変更等を実施したものの、有効な打開策がなく、国は最終的に16年度油種入替事業の見送りを決定した（→油種入替事業の未達） ・国家備蓄石油ガスの購入に伴う市場への影響を極小化するため、産ガス国との直接取引も含め、複数の購入ケース案（各基地への搬入数量、市場動向等を踏まえた価格を含む）を策定し、国への提示を行った。同案を踏まえ、国と機構間において最終調整し、最終的な国家備蓄石油ガスの購入ケースを決定した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
③国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理 ・関係法令、国との管理委託契約等を遵守し、国の物品・国有財産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地及び用地の適切な管理を実施する。 ・国の物品・国有財産管理業務の実施に当たっては、財産管理システムの導入等によって機構内部で発生する書類手続きの簡素化等、事務作業の効率化を実施する。	③国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理 ・国から管理を委託される国の物品・国有財産である、国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地施設及び用地について、関係法令、国との管理委託契約等に基づく適切な管理を実施する。 ・国の物品・国有財産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地及び用地の管理業務の実施に当たっては、平時の管理業務の効率性、緊急時の放出業務の機動性等を確保するため、機構内部で発生する書類手続きの簡素化、集約化等、事務作業量の効率化・低減化を行う。このため、業務の生産性や処理の迅速性向上の観点から、平成16年度中に、国の物品・国有財産の管理体系に合致させた整理、正確な数量・管理状況等の把握、迅速な国への報告等の事務手続きを可能にする財産管理システムの構築を行うとともに、国家備蓄基地との遠隔通信網等を導入し、これらの活用の十分な定着を実現する。	③国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理 ・国から管理を委託される国の物品・国有財産である、国家備蓄石油、国家備蓄基地施設及び用地について、関係法令、国との管理委託契約等に基づく適切な管理を実施する他、平成16年度実施状況について国に報告する。 ・平時の管理業務及び緊急時の放出業務を効率的・機動的に実施するため、機構内部（本部・現地事務所間等）で発生する書類手続きの簡素化・集約化等の事務作業量の効率化を実現する。また、現場業務を円滑に遂行するために、機構本部・現地事務所間の業務実施状況を踏まえた上で、必要に応じ事務処理マニュアルの作成・見直し、諸手続きの改善等を実施する。 ・平成16年度中に、国の物品・国有財産の管理体系に合致させた整理、正確な数量・管理状況等の把握、迅速な国への報告等の事務手続きを可能にする財産管理システム、遠隔通信網等の導入・実証等を行う。	③国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理 ・国家備蓄石油、国家備蓄基地施設及び用地の管理について、国との間で締結した「国家備蓄石油管理等事業（国家備蓄石油の管理業務）に関する委託契約書」及び「国家備蓄施設管理委託契約書」に基づき、国家備蓄の統合管理業務を実施した。業務内容等については3月末までにとりまとめを行い、平成16年度管理状況実績報告書として4月に国に提出した。 ・書類手続きの簡素化・集約化のため、数回にわたり機構現地事務所及び操業サービス会社と意見交換会を開催し、現場の業務実施状況を踏まえた上で、機構の17年度契約発注基準について見直しを行った。具体的には、16年度契約実績を踏まえ、機構の事前契約承認対象額の引き上げによる操業委託契約事務の簡素化を17年度より実施予定。 ・石油資産の管理については、既存の管理システムの再整備により対応を実施した。基地資産の管理については、石油資産の管理システムに統合し、一体運用する方向で検討し、現行システムの機能見直し・修正作業等を実施した。また、機構（本部・現地事務所）・資源エネルギー庁・操業サービス会社（本社・現地事業所）を結ぶ情報通信システムを再整備した。		
(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施 希少金属鉍産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、中長期投資計画の策定等によって、維持・補修費用を極力抑制するとともに、その他の管理費用については、中期計画において、中期目標期間における定量的な削減目標を設定し、この目標を達成する。	(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施 ・希少金属鉍産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、補修の実施に当たって、備蓄倉庫の劣化調査を実施し補修必要箇所の抽出や補修時期の調整を実施するとともに、補修後の費用対効果の観点を踏まえた中長期投資計画を策定・実施する等により、維持・補修費用を極力抑制する。また、その他の費用については、利子補給金、減価償却費及び公租公課を除き、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比10％以上の削減を達成する。	(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施 国家備蓄希少金属鉍産物の放出については、売却の要件を満たした場合、備蓄物資のタイムリーかつ迅速な売却のための業務を最優先させる。 ・希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施については、備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の増加を極力抑制するため、倉庫の劣化調査等を実施し、補修必要箇所の抽出や補修時期の検討を行うことにより、中長期投資(補修)計画を策定する。 ・緊急性の高い工事等が認められる場合はこれを機動的に実施する。 ・備蓄倉庫の維持・補修費用以外の経費（利子補給金、減価償却費及び公租公課を除く。）についても、職員の出張の見直し、管理に係る作業や調達品の限定等により管理費用の効率化を進める。	(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施 ・フェロバナジウム（3回）、モリブデン（2回）、フェロマンガ（1回）については、売却の要件を満たしたため、迅速に売却を実施した。また、放出作業を効率的に行うためのマニュアルを作成し、放出期間の短縮等を図った。 ・備蓄倉庫については、第1・2倉庫棟について劣化調査等の実施(6月から8月)し、中長期投資（補修）計画を策定するとともに22・23区画の床・壁等の保守工事、第3倉庫棟の補修など緊急性を要する工事の実施した（9月から12月）。 ・職員の出張（特に倉庫管理に関し）に際しては、極力単独目的にはせず、複数業務を実施することで出張回数節減を図ると共に、係る管理経費にコスト意識を持ちつつ効率化を推進した		・備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持管理費用の増加を抑制すべく、維持補修計画をたて効率的な維持管理を行う努力がなされていると評価できる。
3. 鉍害防止の支援の効率的な実施 ・鉍害防止調査指導業務については、我が国における鉍害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する鉍害防止の	3. 鉍害防止の支援の効率的な実施 ・鉍害防止調査指導業務については、地方公共団体、我が国企業等と機構との責任分担を明確にしつつ、我が国における鉍害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する以下のような鉍害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、国が示す事業分野の中で、	3. 鉍害防止の支援の効率的な実施 機構が実施することが最も効率的との判断にあたり、以下の項目について実施する。 ・鉍害防止調査指導業務のうち、地方公共団体等から要請を受けて実施する調査指導については、プロジェクト目標となる要請内容を十分確認した上で次の全ての要件に適う案件に限定して実施する。	3. 鉍害防止の支援の効率的な実施 ・鉍害防止調査指導業務については、採択基準（鉍害防止の実効性、投資効果、補助金適用の有無、過去の鉍害防止対策の実施状況等）による判定に基づいて、地方公共団体から要請を受けた6案件について内容を精査し、年度計画にあるi)～iv)の適用要件に適う3つの案件、鯛生鉍山（福岡県）、富高鉍山（宮崎県日向市）、大谷鉍山（京都府亀岡市）を選定し、調査指導		・鉍害防止支援は概して効率的に行われていると評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
ための広範な技術的ノウハウを踏まえ、機構が実施することが最も効率的である事業に限定して業務を実施する。また、業務を実施するにあたり、機構としての責任分担を明確にするとともに、投入する費用に見合う効果が十分期待できる事業を実施する。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、関係法令等を遵守し、リスクを考慮しつつ、金利の高い運用先を選定し、適切な運用益を確保するとともに、運用実績を公表する。	機構が実施することが最も効率的であると判断される事業に限定して業務を実施する。 i) 鉱害現況把握技術；坑内水や堆積場浸透水の発生メカニズムの地質学的解析、坑廃水処理の化学的解析、堆積場安定化に関する土木工学的解析等の鉱害現場把握のための技術 ii) 鉱害を防止するための対策技術；坑道閉塞技術、堆積場安定化・浸透水対策技術、坑廃水処理設備技術等 iii) 鉱害防止対策最適化ノウハウ；昭和48年度以降の、鉱害防止工事の調査、設計、工事支援等の実績に基づくi)、ii)の広範な技術の中から個々の鉱害防止案件に最適な技術要素を組み合わせる技術・ノウハウ ・ 鉱害防止調査指導業務の実施に当たり、機構としての責任分担を明確にするとともに、投入費用と業務の実施により得られる成果を精査し、投入費用に見合う効果が十分期待できる事業について業務を実施する。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、適切な運用益を確保するため、年1回以上、外部関係者を含めた鉱害防止事業基金等運用委員会を開催し、関係法令等を遵守し、リスクを考慮しつつ、運用の基本方針、資産運用種類及び運用年数、運用制限等を決定し、これを踏まえて金利の高い運用先を選定するとともに、金利等の著しい下落等、外部環境の変化が生じた場合は、必要に応じて運用委員会を開催して運用方針を柔軟に見直す。また、運用実績については、機構のホームページにより公表する。	i) 地方公共団体だけでは解決が困難であり、かつ国の基本方針（第4次長期計画）に登録された廃止鉱山、又は、鉱害が顕在化し緊急に鉱害防止対策を図る必要があると認められるもの。 ii) 中期計画に掲げる、鉱害防止のため機構が保有・維持する技術分野に該当するもの。 iii) 調査指導の実施によって、鉱害防止対策実施の是非ないしは工事手法・工事量等が明らかとなると見込まれるもの。 iv) 地方公共団体等が調査指導結果を尊重して鉱害防止事業を推進できる体制にあるもの。 ・ 調査年数の設定にあたっては、当該休廃止鉱山等の気象、立地条件や鉱害現況の規模、鉱害防止対策の難易度に応じ必要十分かつ最短の調査期間とし、2年以上を要する案件については、各年次の調査目標、調査計画を極力定量化しプロジェクト管理を行うことにより効率化を実現する。 ・ 事業の実施にあたっては、年度当初に実施計画を策定し、事業内容・規模に応じ適正な予算配分を実施する。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用について、平成16年3月の運用計画検討結果の下に適切な運用益を確保する。また、外部関係者を含めた鉱害防止事業基金等運用委員会を10月に開催し、平成16年度の運用計画について中間見直しの検討を行う。更に、平成17年3月に平成16年度運用実績見込報告及び平成17年度の運用計画の検討を行う。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用実績については、実績確定後、速やかに機構のホームページ等により公表する。	業務を実施した。 ・ これら3鉱山について、より効率的な調査年数を設定した。 大谷鉱山ー1年調査とした。 大谷鉱山ー長期に亘る処理原水水質把握、対策の難易度が高いため2年調査とした。 富高鉱山ー長期に亘る坑内水量の変動把握、対策の難易度が高いため2年調査とした。 ・ 外注費等の検討も踏まえて適正な予算配分を行いつつ、以下の内容の実施計画を策定し、これに基づき事業を実施した。さらに、大谷鉱山と富高鉱山については、今年度成果を評価検討し、次年度計画の見直しを行った。 大谷鉱山ーボーリング調査、スライム成分分析等 大谷鉱山ー水量水質調査、時系列解析等 富高鉱山ー水量水質調査、地下水流動解析等 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、平成16年3月の運用計画検討結果の下に適切な運用益の確保に努め、計画どおりの運用益を確保した。また、外部関係者を含めた鉱害防止事業基金等運用委員会を10月に開催し、平成16年度の運用状況の報告及び今後の検討を行った。さらに、3月には平成16年度運用実績見込報告及び平成17年度運用計画を検討した。 ・ 平成15年度鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用実績等（鉱害防止積立金2,067千円、鉱害防止事業基金5,087千円）を機構ホームページに掲載した。		
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ＜共通項目＞ ①職員の専門知識・能力等の強化 ・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、これまで特殊法人において蓄積された技術・ノウハウ等の強みを活かしつつ業務を実施するとともに、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるための必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得するための出向の機会を与える。このため、研修については、研修計画を定め、その中で新入職員に対する導入研修、全職員の	II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 ＜共通項目＞ ①職員の専門知識・能力等の強化 ・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、これまで特殊法人において蓄積された技術・ノウハウ等の強みを活かしつつ業務を実施するとともに、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるための必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得するための出向の機会を与える。このため、研修については、研修計画を定め、その中で新入職員に対する導入研修、全職員の	II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 ＜共通項目＞ ①職員の専門知識・能力等の強化 ・ 機構の職員の専門知識・能力等の強化を図るため、平成15年度に引き続き、機構の実施する各業務に求められる専門的な知識等について精査するとともに、専門知識を獲得するために必要な研修・セミナー等についての情報収集・検討を行い、機構の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けることが可能となるよう効果的な研修を選定する。 ・ 平成16年度の第1四半期中に研修を選定し、第2	II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 ＜共通項目＞ ①職員の専門知識・能力等の強化 ・ 職員の専門知識・能力等の強化のために必要な研修・セミナー等について、各グループの研修ニーズを調査するとともに、研修機関（企業）へのヒアリングを行うことにより情報収集・検討を実施した。 ・ 中期計画期間における職員研修基本計画及び平成16年度職員研修計画を策定した。研修を6体系に分類し、実施手法について取りまとめた。また、実施予定の研修を一覧にまとめた。 ・ 研修計画に基づき階層別研修（一般研修）、専門研修、導入研修、研修所研修、派遣研修を実施し、また職員の自発的向上を図るべく、自己啓発研修の助成を行った。	B	・ 目標管理システムの導入、研修ニーズを調査した上で実施するなど、工夫が伺える点は評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得するための出向の機会を与える。	専門性を向上させるための実務研修等を実施するとともに、セミナー等にも積極的に参加させる。留学、出向については、内部評価、自己推薦など幅広い選定方法により派遣を決定することにより、機会を多角化する。また、海外事務所への勤務についても、資源国についての深い知識や人脈の形成の場として積極的に活用する。 特に、石油開発部門の職員については、操業現場での実務経験が重要であるとの認識から、石油開発会社へ研修出向する機会を与え、その経験をプロジェクト評価・管理等の業務に活用する。	四半期中に研修計画を策定することとし、可能なものから順次実施する。	- 階層別研修（一般研修）では、新人事制度の導入定着のための評価者・考課者研修を実施した。 - 専門研修では担当職員を各種講習会等に参加させた。 - 導入研修では新入職員等のビジネス研修、海外赴任予定者の語学研修を実施した。 - 研修所研修では技術センターを利用し、石油開発プロジェクト等の研修を実施した。 - 派遣研修では石油部門職員を操業現場に派遣し、また、英国（ヘリオットワット大学院）へ留学させている。さらに国内製錬所等視察を実施した。 - 自己啓発研修助成では各種学校等への通学、公的資格受験について助成を実施した。（研修件数65件、参加人数127名、研修費14,478千円）		
②外部専門家・専門機関等の積極的な活用 - 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択や管理等において、特定技術に係る調査や、資産処分の際の資産価値評価など、十分な知見の蓄積が機構内にはない場合等には、必要に応じて内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。 - 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究者の任期付雇用、補助研究員の活用、外部研究機関との連携等を通じて、適切な人材を集めて効率的に技術開発を実施する体制を整備する。	②外部専門家・専門機関の積極的な活用 - 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択や管理等において、特定技術に係る調査や、資産処分の際の資産価値評価など、十分な知見の蓄積が機構内にはない場合等には、必要に応じて内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。 - 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究者の任期付雇用、補助研究員の活用や、産油国、内外の企業等その他の研究機関との連携等を通じて、適切な人材を集め、研究開発部門外の職員も含めたプロジェクトチームを組成する等により、人材を有効活用して効率的に技術開発を実施する体制を整備する。	②外部専門家・専門機関等の積極的な活用 - 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、機構に十分な知見の蓄積がないと判断される分野について精査し、必要に応じて内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。また、活用したコンサルタントについては、必要に応じて専門分野別にリストを作成し、特に有用なコンサルタントについては今後の活用に反映させる。 - 石油・天然ガスの探鉱・開発等に係る技術開発については、外部の研究機関の知見を積極的に活用すべく、共同研究を行うとともに、応用研究、実用化研究等において研究テーマの公募を行う。また、石油・天然ガスの技術開発活動においても内外から各分野の専門家を研究員として招聘し、効率的に事業を進める。 - 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等及び鉱害防止に係る技術開発については、外部研究者の任期付雇用、外部専門家の活用、大学等研究機関との共同研究、金属資源技術研究所の活用等を行う。	②外部専門家・専門機関等の積極的な活用 - 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトに対する出資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、機構の知見が不十分と判断される分野について精査し、探鉱、油層、開発、掘削の分野等に関して、内外のコンサルタント等の外部専門家を活用した（8件）。また、外部専門家について、今後の活用に反映させるために、地質、物探、油層・生産、開発・施設、掘削の専門分野別にリストを作成した。 - 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、機構の知見が不十分と判断される分野について精査し、ロシア、豪州、カナダ BC 州の投資阻害要因の特定調査、中国国内の銅市場動向調査、チリの銅埋蔵量及び今後の生産見通しに関する調査に関して海外コンサルタント等の外部専門家を活用した（5件）。 - 石油・天然ガスの探鉱・開発等に係る技術開発については、特に高度な専門性を必要とする実験や解析について、東京大学等との共同研究やスタンフォード大学のコンソーシアムへの参加を行った。また、提案公募型研究事業として、企業・大学・公的研究所から応募のあった「大型研究（基礎～応用段階）」テーマ（13件）、「特別研究（応用～実証段階）」テーマ（4件）を採択し、研究開発を委託した。 - 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等及び鉱害防止に係る技術開発については、製錬技術者と採鉱技術者の採用や基礎的・理論的研究の大学等との共同研究（8件）を実施した。また、外部専門家からなる「鉱物資源探査技術開発研究会」（7回）を設置し、専門家の意見を参考に事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行った。また、鉱害防止技術開発等で金属資源技術研究所を活用した。		・技術開発において、必要に応じて外部専門家や研究機関を活用している。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
③外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、定期的に開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専門家による実績の評価等、機構業務につき専門的な観点から意見を求め、事業運営に反映させる。	③外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、定期的に開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専門家による実績の評価等、機構業務につき、事業分野毎の専門的・技術的な観点からの意見を求め、業務運営に反映させる。	③外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施 - 機構の実施する事業のうち、石油天然ガス探鉱・開発支援事業、石油天然ガス探鉱・開発技術開発事業、資源備蓄事業、金属資源開発等事業等の事業分野毎に外部専門家から構成される専門部会等を設置し、定期的にこれを開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価等について専門的・技術的な観点からの意見を求め、評価を適切に実施し、結果を機構の事業運営に反映させる。	③外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施 - 業務評価委員会を3回実施し、平成15年度の業務実績の評価（4月）、平成16年度業務進捗状況報告（10月）及び平成16年度の業務実績の報告（3月）を行った。 - 業務評価委員会の下に、石油・天然ガス資源開発専門部会（2回）、金属鉱物資源開発・鉱害防止等専門部会（3回）、資源備蓄専門部会（3回）、金属部門の技術開発に係る技術評価部会（3回）を開催し、年度実績及び業務進捗状況の評価を受けた。 - 石油技術開発事業については、業務評価委員会の下に外部有識者・専門家（13名）からなる技術専門部会を設置し、技術開発業務に係る年度実施計画、業務進捗状況、人員等の配置検討、今後取り上げるべき新規事業・新規テーマの方向性、研究内容について評価を受けた（6回開催）。また、審査専門委員会を設置し、提案公募型研究事業において実施する研究テーマ候補の選定（1回）や終了テーマの評価（2回）を受けた。		外部評価委員会は機構の業務運営を適正に評価するための組織であり、適正に機能しているものと評価できる。今後も専門的、技術的観点からの評価を継続することが望まれる。
④積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施 - 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、 - i)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類 - ii)財務諸表（全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保証残高を含む。）、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見 - iii)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額（原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。） - iv)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴（有価証券報告書並みの開示）	④積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施 - 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、 - i)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類 - ii)財務諸表（全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保証残高を含む。）、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見 - iii)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額（原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。） - iv)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴（有価証券報告書並みの開示） 等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。 - これらの情報については、すべて閲覧室に備え置くこととし、特に、i)からiii)の情報については、原則として、機構からの発表と同日中に機構のホームページに掲載する。 - 機構の業務の概要やその必要性についての国民の理解を促進するために、業務の実施状況に関する情報を機構のホームページ等により積極的に提供する等の広報活動を積極的に展開する。このため、機構のホームページについては、訪問者からの意見・質	④積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施 - 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、以下に示す情報をわかりやすい形でホームページ等に掲載する。この他、機構として公表することが適当であると判断される情報について、必要なものから順次ホームページに掲載する。 - i)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類 - ii)財務諸表（全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保証残高を含む。）、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見 - iii)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額（原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。） - iv)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴（有価証券報告書並みの開示） - 情報公開が必要とされる情報については、閲覧室にファイルとして取りまとめ設置し、利用者が自由に閲覧できるようにする。 - 機構が保有する法人文書ファイルを検索するシステム	④積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施 - 探鉱出融資・債務保証制度及び鉱害防止等の融資制度について、以下の情報を機構ホームページに掲載した。 - i)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類 - ii)財務諸表、行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見 - iii)採択した貸付案件（国内探鉱資金融資・鉱害防止資金融資等）の事業概要 - iv)出資先企業の事業内容等 - 機構ホームページを全面的に拡充・刷新し、機構の組織・業務の紹介に加え、石油、天然ガス、金属鉱物に関する各種情報を掲載して一般へ情報提供を行った。 - 英文ホームページも全面的に拡充・刷新した。 - 機構の各種規程類、財務諸表類等、公表予定のものはすべて公開した。 - 機構が保有する法人文書ファイルを検索するシステムを構築し、インターネットによるシステム運用を行い外部への情報提供を開始した。 - 一般向け広報資料を作成。 -資源機構のパンフレット（和文・英文）の追加工作成 -小中学生向け広報誌の作成（石油備蓄、金属、石油探査、深海資源探査）		ホームページの大幅リニューアルなど積極的な広報、情報公開活動を進めているものと評価できる。今後もユーザーニーズにあった情報提供を進めるべき。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
歴（有価証券報告書並みの開示）等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。 - これらの情報については、発表と同日中に機構のホームページに掲載する、閲覧室に備え置く等、適時適切に開示する。 - 機構の業務概要やその必要性等について国民の理解を得るため情報公開・広報担当のセクションを設けて積極的に広報活動を実施する。	問等を受け付ける仕組みを拡充するとともに英語版を充実させ海外への情報発信を強化する。 機構の業務運営についての国民の理解を促進し、自由な意見を聴取することで、経営の透明性を高めるため、説明会を年4回以上開催し、一般向け広報誌を年4回以上出版する。	を構築し、インターネットによるシステム運用を行い外部への情報提供に努める。 - 外部からの情報提供依頼の多い項目をデータベース化し、インターネットにより閲覧可能とする。 - 機構の業務運営についての国民の理解を促進し、自由な意見を聴取するため、関係団体等における業務説明、その他説明会等を年4回以上開催するとともに、一般向け広報誌を年4回以上出版し、機構の業務について広く国民に説明する。	⑤技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等 - 報告書等のデータベース化：石油技術開発、非鉄金属探鉱技術開発（報告書34件）のデジタル化を進め、データベース化してその利用を促進した。 - メールマガジンの発行：石油技術開発のメールマガジンを創刊し、年度内に全4号を発刊した。非鉄金属技術開発に関するメールマガジンの発行体制を整備した。 - ホームページによる情報提供：技術センターのホームページの内容更新を和文/英文各1回実施し、石油探鉱・開発技術関連の情報提供を強化した。非鉄金属技術開発については、金属部門の情報を整理した「バーチャル資源情報センター」をホームページに設置して、平成16年度の報告書等を掲載することを準備した。 - 成果報告会の開催：石油技術開発は6月から7月にかけて開催し、628名が出席した（受託研究のメタンハイドレート分を入れると913名分）。金属技術開発は5月に開催し、64名が参加した。 - 学会での発表：論文件数は国内外での学会、専門誌等で107件（国内64件、海外43件）。また、石油技術開発の研究成果である PN-LWD（中性子を利用した電気検層技術。環境負荷が小さい革新的技術として注目されている）。また、共同研究先であるシュルンベルジェ社と国際的な掘削関連学会である IADC で発表を行った（アムステルダム／平成17年2月）。今後同社が実用化する予定。成果を内外に広めた資源・素材学会その他の学会等（秋季大会）において、石油・金属探鉱技術開発や鉱害防止技術調査結果等を発表した（国内5回、海外2回）。 - 研修・セミナーの開催：石油開発に係る一般向け入門講座としての2基礎講座、最新の技術を紹介した4つの新技術講座及びワークショップを主体とした16のケーススタディを実施し、		機構のノウハウとして蓄積されていくことになるデータベース化の推進は評価でき、今後一層の推進を期待する。
⑤技術の蓄積と技術開発成果の活用及び普及等 - 石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止関連の技術開発の成果については、これらの技術・ノウハウを蓄積・提供するため、データベースを整備する。 - 技術開発成果が広く活用されることを目的として、技術開発の概要、技術開発の成果等について、印刷物、ホームページ等を通じて積極的に発信するとともに、技術指導、技術相談、研修事業・セミナー等を通じ、我が国企業等へ積極的に技術を移転する。 - 技術開発成果の情報提供業務については、情報発信回数や成果発表会・研修事業等の参加者数について中期計画で定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計し、業務の必要な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。	⑤技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等 - 石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止関連の技術開発の概要、技術開発の成果等については、これら技術・ノウハウを蓄積し機構の業務遂行に活用するとともに、我が国企業等に提供するため、データベースを整備する。このため、技術開発で得られた報告書等を全て登録し、一括して保管・管理して、開発したソフトウェア、計測・分析・スタディなどの仕様等を含めデータベースに蓄積する。 - 技術開発の成果が広く活用されることを目的として、技術開発の概要、技術開発の成果等について、抄録等を付けてホームページに掲載し、年4回以上業界関係者宛のメールマガジンを発信して紹介するとともにホームページ上での情報提供を年4回以上実施する。また、年1回以上成果発表会を開催するとともに、必要に応じ学会等で発表する。 - 我が国企業等の技術者の技術力向上のため、内外における研修事業を実施するほか、各種の新技術等を紹介するセミナー等を開催する。 - 以上の成果発表会、研修会、セミナー等については毎年度500人以上の参加者を確保する。 - 毎年度、関連業界、機構のホームページ訪問者等に対して、研究開発の成果に関する情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。	⑤技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等 - 技術開発で得られた報告書等のデータベース化を進める。 - 技術開発プロジェクトの事業概要、平成15年度成果、平成16年度事業内容について、年間4回以上業界関係者にメールマガジンを発信して紹介するとともに、ホームページによる情報提供を行う。また、成果発表会を開催し、技術開発成果の普及に努める。さらに、技術開発成果について、学会等での発表を通じ、その成果を内外に広める。 - 関連業界、機構の事務所への来訪者、機構のホームページ訪問者等に対するアンケート調査を実施し、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握するとともに、平成19年度までに機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を達成できるよう、調査結果を業務に反映させる。 - 我が国企業等の技術者の技術力向上のため、内外における研修事業を実施する他、各種の新技術を紹介するセミナー等を開催する。 - 以上の成果発表会、研修会、セミナー等については500人以上の参加者を確保する。	⑤技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
⑥国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施 ・国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、機構が保有する石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る専門的知見・情報の国への提供、政策提言を実施する。 ⑦企業、地方自治体等のニーズの把握 ・我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施する。	⑥国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施 ・国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る各国・地域の政治経済情勢や資源情報、ビジネストレンド、世界の石油・天然ガス会社や非鉄鉱山会社、我が国関係企業の動向等、機構が保有する専門的知見・情報を国に提供し、また、これを踏まえた政策提言を行う。このため、情報交換会等の定期的な開催、情報提供要請への迅速かつ的確な対応、レポートの作成等を通じた情報提供等を実施する。 ⑦企業、地方自治体等のニーズの把握 ・我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施する。このため、年1回以上、企業、地方自治体等に対するヒアリング調査を実施する。	⑥国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施 ・石油・天然ガスに係る国等への情報提供については、内外から得られる情報を分析し、その結果をリアルタイムで国等に対し提供するとともに、政策提言を行うため特定のテーマを選定し、調査分析を行い、その結果を国に対し報告する。 ・非鉄金属鉱物資源に係る国等への情報提供については、国の資源政策の企画立案に寄与するため、各種研究会、国際会議等への参加、専門機関の活用等により情報を収集し、提供する。 ・石油・石油ガス備蓄に係る国等への情報提供については、これまで蓄積した備蓄事業の経験・知見、技術・ノウハウ等を踏まえて、必要に応じ、安全かつ機動的、効率的な国家備蓄統合管理の実施に係る政策提言や、国が今後実施する国家備蓄石油ガスの購入、アジア各国の石油備蓄体制強化のための国際協力等に係る情報提供等を行う。 ⑦企業、地方自治体等のニーズの把握 ・我が国企業等のニーズを十分に把握し、企業の求める要望に的確に対応し、これを踏まえた業務の見直し、新規業務の企画立案の材料とするため、企業を対象とした資源の探鉱プロジェクト、地方自治体等を対象とした鉱害防止事業における技術的・政策的ニーズ等及び情報収集に関するアンケート調査、ヒアリング調査を実施する。アンケート調査、ヒアリング調査により得られた結果については、次年度以降の事業に反映させる。	国内石油開発技術者等281名（実績見込み）が参加した。 ・アンケート調査：石油技術開発報告会の満足度に関するアンケート調査結果は、総括セッションで70%、個別セッション（平均）で78%であった。アンケート結果はメールマガジンにて公表し、また調査結果を業務に反映させるべく内部に周知した。 ⑥国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施 ・石油・天然ガス情報については、政策当局からの経常的な問い合わせ・情報提供依頼に対して、最優先で情報を提供（ロシア関係、中国関係を中心に、世界全体、及び幅広い分野にわたり月平均30件程度を提供）すると共に、毎月石油・天然ガス最新動向を冊子の報告書として情報提供した。また、日本国としての新規優良上流権益獲得のための具体的地域・分野戦略案について政策提言として取り纏めを行った。 ・非鉄金属鉱物資源については、幹部レベル・担当者レベルの国との連絡会を月1回程度開催するとともに、各種研究会、国際会議等への参加（国際鉛亜鉛研究会、国際銅研究会、国際ニッケル研究会、APEC鉱業大臣会合、日中レアアース会議）、専門機関の活用等により情報を収集し、提供した。 ・石油・石油ガス備蓄事業に関して、現状の課題・問題点を整理し、国に対して、機動性・安全性・効率性向上のための政策提言を行った。また、機構の有する知見・ノウハウ等を最大限活用し、国家備蓄石油ガスの購入方法、今後の油種入替の対応等について、機構内部の検討案の提示、情報提供等を行った。 ⑦企業、地方自治体等のニーズの把握 ・理事長及び石油開発本部長、石油技術本部長等が、本邦の石油開発会社14社を訪問し、機構の業務内容を説明するとともに、各社のニーズ等を聴取した。この結果、企業の投資重点対象は、資産買収、オペレーター、ガスの Monetization に集約されたること、また、機構に対する要望は以下に集約されることを把握し、これを今後の業務運営に反映していくこととした。 i) 有望案件を広く採択対象とすること ii) 機構の債務保証機能を充実すること iii) ガス案件を上流から中流までのパッケージで支援すること		・政策当局からの問い合わせに対する情報提供、国際会議への参加等、情報収集、提供活動は順調に行われているものと思われるが、真の意味で国益に適う情報提供の在り方についても検討を進めるべき。 ・企業ニーズ等の把握のために、理事長等による企業との意見交換がなされており評価できるが、くみ上げたニーズを今後どのように業務に反映していくかという点についても注視していきたい。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
⑧申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮 ・出資・融資・債務保証業務及び助成業務については、利用する我が国企業等の利便性を向上するため、厳格な審査を確保しつつ、事務手続きの改善や審査期間の短縮を実現する。	⑧申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮 ・出資・融資・債務保証業務、助成業務の案件採択、管理等については、厳格な審査を確保しつつ、審査マニュアルの設定、内部手続きの簡素化等による審査手続の明確化・簡素化により迅速な審査を実現して、申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間（国との協議がある場合はこのための期間を除く。）を、資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び助成業務並びに鉱害防止事業への融資業務については6週間以内、その他については4週間以内に短縮する（特殊法人のときの実績はそれぞれ8週間、6週間程度）。	⑧申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮 ・石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証、非鉄金属資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び助成業務並びに鉱害防止事業への融資業務については、内部手続きの簡素化等により迅速な審査を実現し、我が国企業等からの申請受付後、採択を決定するまでの期間（国との協議がある場合はこのための期間を除く。）を6週間以内に短縮する。 ・民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資業務については、現行の融資審査マニュアル等の見直し、内部手続きの簡素化等により迅速な審査を実現し、民間企業からの申請受付から貸付額等決定までの審	iv) F/S 費用などの権益取得前の事前費用を支援すること v) 機構への申請手続きを簡素化し、意思決定を迅速化すること vi) 機構の退出ルール（成功プロジェクトの株式売却タイミング等）を明確化すること ・石油・天然ガス探鉱開発・技術開発について、本邦の石油開発会社へ個別に訪問するとともに、7月～8月には各社と個別技術協議会を開催し、各社の抱える短期/中長期技術課題・ニーズをヒアリングし、得られた結果を取りまとめた。さらに、短期・中長期の技術課題・ニーズヒアリングし、操業現場技術支援事業の候補として13案件を選定し、その一つとして、「Floating LNGの大型化に関するスタディ」を開始した。1月～2月にはフォローアップ協議会として15社を訪問して開催、技術支援の具体的な方法について協議した。 ・非鉄金属探鉱事業については、民間企業（7社）を対象としたヒアリングを実施し、探鉱・開発方針、探鉱開発重点国、支援制度に関する要望等の企業ニーズの把握を行い、平成17年度計画の策定に反映させた。例えば、海外における地質構造調査等の公募を3月中に実施して事業を早期に着手した。 ・鉱害防止事業現場における地方公共団体等の技術的・政策的ニーズを把握するため、平成16年度鉱害環境情報交換会（第1回）を実施した（31団体50名が参加）。また、交換会への参加者を対象としたアンケートを実施し、分析・評価の結果、中和澱物の再利用、減容化に関する情報提供ニーズ等を把握した。 ・鉱害防止技術に関する課題抽出のため、地方自治体、関係省庁、民間企業等96名に対しアンケート調査を実施した。その結果、坑廃水処理で発生する中和澱物の対策技術が最も多く、次いで坑廃水処理設備の改善であった。		・出資、融資、債務保証等について内部手続きの簡素化による迅速化が図られた点は評価できる。ただし、迅速化を重視するあまり、意思決定において必要な事項の検討が不十分にならないよう、今後とも留意すべき。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
⑨適切な金利・債務保証料率等の設定 - 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。 ⑩プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離 - 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。	⑨適切な金利・債務保証料率等の設定 - 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。 ⑩プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離 - 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。	査期間を4週間に短縮化することを徹底する。また、借入申込者の意向を確認し、更なる利便性向上のために適正な審査期間について検証する。 ⑨適切な金利・債務保証料率等の設定 - 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。 ⑩プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離 - 業務評価・審査グループにおいて、機構の実施する業務の業績評価や、出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了についての評価を実施し、適切な事業管理等を確保する。	⑨適切な金利・債務保証料率等の設定 - 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証利率については、事業のリスク（借入額、期間、経済性、カントリーリスク等）と政策的意義（持込量等）を踏まえて利率を設定し、機構ホームページにて公開した。 - 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、事業リスク及び政策的な必要性を踏まえ、金利・債務保証料率を設定し、機構ホームページにて公開した。 ⑩プロジェクト推進部門と評価・審査部門の分離 - 業務の業績評価や出資・融資・債務保証プロジェクトの評価審査について、審査フロー図を作成し、また、プロジェクト採択検討委員会を設ける中で、プロジェクトの推進部門と評価・審査を総括する業務評価・審査グループとで役割分担と責任分担を明確にした。		・金利・債務保証利率等については、適切な設定がなされた。 ・プロジェクトの推進部門と評価審査部門を分離し、役割分担と責任分担が明確化されている。
<個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援 (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援 - 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則とし、我が国企業等の動向や事業の特性、産油・産ガス国の状況を勘案した上で、機構の様々なツールを有機的に組み合わせ、利権取得段階から生産段階に至る探鉱・開発プロジェクトの各段階に対して、実践的支援を実施する。 - プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失敗事例等の総合的な	<個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援 (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援 - 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則とし、出資、債務保証、情報収集・提供、地質構造調査、技術支援、教育研修といった機構の様々なツールを有機的に組み合わせることにより、利権取得段階から生産段階に至る探鉱と開発プロジェクトとの各段階における我が国企業等のニーズに対応した実践的支援を実施する。 - プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失敗事例等の総合的なケーススタディを行い、採択・管理のための審査基準等の見直しを行う。 - 石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出	<個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援 (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援 - 民間主導の石油・天然ガスの自主開発を支援するとの観点から、平成16年度の第1四半期中に、我が国企業との意見交換を実施し、機構の機能について説明を行う一方、これら企業からは各社の投資戦略、事業運営方針とともに国・機構からの支援ニーズについて聴取する。また、情報を補完するため、必要に応じてフォローアップを行う。 - 中期目標、国から示された「平成15年度及び平成16年度石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資（資産買収を含む）及び債務保証対象事業の採択に係る基本方針について」（平成16年3月23日）（以下、「採択の基本方針」という。）に従い、石油・天然ガスの自主開発の戦略的かつ効率的な支援を実施するため、出資、債務保証、情報収集・提供、地質構造調査、技術支援、教育研修等の機構の様々なツールの効果的な組	<個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援 (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援 - 理事長、石油開発本部長、石油技術本部長等が、本部石油開発会社に係る14社を訪問し、機構の業務内容を説明することで、各社のニーズ等を聴取した。この結果を踏まえて、企業の投資重点対象は、資産買収、オペレーター、ガスのMonetization に集約。また、機構に対する要望は以下に集約され、これを今後の業務運営に反映して行くこととした。 i) 有望案件を広く採択対象とすること ii) 機構の債務保証機能を充実すること iii) ガス案件を上流から中流までのパッケージで支援すること iv) F/S 費用などの権益取得前の事前費用を支援すること v) 機構への申請手続きを簡素化し、意思決定を迅速化すること vi) 機構の退出ルール（成功プロジェクトの株式売却タイミング等）を明確化すること	B	・理事長以下で各企業との意見交換を行う等、民間企業のニーズの掘り出しに積極的に取り組んでいる点は評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
ケーススタディを行い、採択・管理のための審査基準等の見直しを行う。 ・石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがある。これらの重要案件について、政府間の合意等が形成される場合には、機構の有する資金・人材・技術力を最大限活用して、当該合意等に則って機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行する。	資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがある。これらの重要案件について、政府間の合意等が形成される場合には、機構の有する資金・人材・技術力を最大限活用して、当該合意等に則って機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行する。	み合わせを念頭において、上記支援ニーズ等を踏まえながら、実践的な支援を実施する。 - 資産買収案件等、迅速な案件の意思決定が必要なプロジェクトの情報を随時民間企業から収集し、必要に応じて、機構の持つ人的資源や情報を投入することにより、我が国企業等のプロジェクト発掘を支援するとともに、的確に情報を共有化して迅速な採択審査に備える。 - 国のエネルギー政策との整合性を確保するため、国との間で定期的な連絡会を四半期に1回程度開催し、必要な情報交換等を行う。 - 中期計画に例として示されているロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に関しては以下のように対応する。 ―平成15年度に引き続き、専門的知識を有する組織横断的な特命チームが、国からの要請に応じて情報や知見を提供する。 ―当該案件について政府間の合意等が形成される場合には機構の有する資金・人材・技術力を最大限活用して、当該合意等に則って機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行する。	- 年度計画に具体例が示されている東シベリアの他に、我が国企業に関心を持ち、かつ期待される埋蔵量ポテンシャルの高い特定の産油国2カ国について、実践的な支援ツールを検討した。海外展示会についても本邦石油開発企業に対する支援ツールのひとつとして運用し、本年度についてはアゼルバイジャン、リビア、UAE、イラン、メキシコ（見込み）において全5件の出展を実施した。 - 出資及び債務保証の採択について、迅速な意思決定が実現できるように、打診を受けていた案件については、関連の情報収集等を集中的に実施した。 - 国のエネルギー政策との整合性を確保するため、機構幹部と資源エネルギー庁幹部との意見交換会が平成16年度中に5回開催された。加えて、機構の石油推進グループと資源エネルギー庁石油天然ガス課との間の情報交換を必要に応じて実施した。 - 中期計画に例として示されているロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に関しては以下のように対応した。 i) 政府間協議の支援 - 本件の政府間協議に合わせ、特命チームを設置し、露側の政府機構の再編、大統領選挙などを踏まえ、政府との緊密な連携の下、本プロジェクトの具体化に向けた露側関係機関との詳細協議のための政府に対する情報収集・分析提供等のサポート業務を実施した（専門家ミッションの派遣延べ12回、156人。エンジニアリング、コンサルティング等のための調査、約20件等）。 - これらの一連の対応の結果、平成16年12月31日には、露政府より太平洋パイプラインプロジェクトに係る政府指示書が発行され、日本側が提案してきた東シベリアから太平洋沿岸までの石油パイプラインの建設が正式に承認された。 ii) 上流開発関連 - 東シベリアの地域別の埋蔵量評価に加え、個々の油田単位での埋蔵量評価、開発・生産計画の検討、地域全体の効率的開発計画の立案等の専門的解析を行った。 - また、露における将来の本邦企業の上流事業への参入に備え、地下資源利用法や関連税法の整備状況及び財政制度等の他、各種事業化に必要なとなる許認可手順等含む投資環境調査を進めた。 - 併せて、露企業との具体的な上流開発協力に係る協議を行い、現在、大手中堅数社との間で個別案件に関する予備協議を開始した。 iii) 中流関連 - 政府間協議の進展に併せて、パイプラインルート及び施工方法の検討、事業費算定等の専門的な技術検討を行うとともに		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
①我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等 ・我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たって、国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、 i) 定量的な技術評価（埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価等） ii) これを踏まえた投資収益率（ROR）による評価、期待現在価値の手法（ENPV）等による経済性の評価（債務保証対象プロジェクトにあっては、デット・カバレッジ・レーショ（借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の現在価値）分析による評価）及び iii) 政策面からの重要性の評価、 を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業務実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、	①我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等 ・我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務の採択に当たっては、国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、外部専門家から構成される委員会に諮った上で採択審査基準を作成する。 ・採択審査基準及び業務方法書に定めるところに従い、技術評価、経済性評価及び政策的重要性の評価を行い、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。 ・審査に当たっては、 i) 定量的な技術評価（埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価等）及び ii) これを踏まえた投資収益率（ROR）による評価、期待現在価値の手法（ENPV）等による経済性の評価（債務保証対象プロジェクトにあっては、デット・カバレッジ・レーショ（借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の現在価値）分析による評価）及び iii) 政策面からの重要性の評価、 を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業務実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、以上について厳正な審査を実施する。また、これらの評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。 ・石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト遂行における労働安全衛生・環境負荷を低減するため、労働安全衛生や環境に関する審査基準を作成、公表し、プロジェクトの採択に際しては当該基準に則った審査を実施する。	①我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等 ＜審査基準について＞ ・国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、外部専門家からなる委員会に諮った上で採択審査基準を策定する。 ・審査にあたっては、採択審査基準に則り、以下の要素を勘案して採択の可否につき検討する。 i) 定量的な技術評価 －地質の有望性（地質的成功確率等） －埋蔵量確率分布 ii) 経済性評価 －事業の経済性評価（投資収益率 ROR、成功・不成功確率を考慮した経済性 ENPV、返済の確実性（デット・カバレッジ・レーショ）等 iii) 政策面からの重要性の評価 iv) 事業実施関連事項評価 －産油国等との契約条件の妥当性 －民間主導型の経営主体が構築されているか －プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か －プロジェクトの中心となる民間株主の業務実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か ・プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、平成16年度中のプロジェクト採択と管理の経験等を踏まえ、必要に応じて審査基準等の見直しを行う。 ・採択審査基準の見直しにあたっては、策定時と同様、国の定める採択基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、外部専門家からなる委員会に諮った上で修正する。 ・なお、上記に加え、石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトにおける労働安全衛生・環境負荷を低減するための審査については、機構内で蓄積した情報を踏まえて審査基準を策定・公表し、プロジェクトの採択に	に、これらに係る経済性評価、さらに露全体への経済波及効果の推定評価等の専門的なコンサルテーションを実施した。 ・また、将来のパイプライン建設及び操業を行う、露国営石油移送会社（Transneft 社）の財務分析、事業内容調査を実施し、日本としての支援のあり方、関与の可能性について、分析を実施した。 ①我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等 ＜審査基準について＞ ・国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、外部専門家からなる委員会（石油・天然ガス技術専門部会委員会）に諮った上で採択審査基準を策定、公表した。 ・労働安全衛生・環境負荷を低減するための審査については、HSE 特命チームにて審査基準の運用の実態に係る情報収集を行い、審査基準を策定し、機構ホームページにて公表した。		・出資、債務保証の採択プロジェクトの管理・評価の基準について体制が確立されているものと評価できる。 ・機構として自らの戦略をもった業務の開始には今しばらくの時間が必要と思料するが、引き続き本格的な業務開始への準備を整えておく必要がある。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
以上について厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。また、これら評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。 ・石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトには、労働安全衛生・環境に多大な悪影響を与えるリスクが伴うことから、各プロジェクトへの出資等を判断するに当たっては、労働安全衛生・環境に関わる負荷の低減に十分配慮する。 b. プロジェクトの適切な管理 ・適切にプロジェクト管理を実施するために、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を、プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、政策面からの重要性や、資産状況、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から、定期的に審査する。これらの審査基準は、公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。 ・この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。 A：一定の利益が見込まれる成功事業 B：成功・不成功が判明する以前の事業 C：損失が見込まれるため、	・資産買収案件等、迅速な案件の意思決定が必要なプロジェクトについては、プロジェクト評価の初期段階から我が国企業等と共同で評価作業を行うなどの方法により、評価と意思決定を迅速化する。 b. プロジェクトの適切な管理 ・適切にプロジェクト管理を実施するため、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を審査する。審査にあたっては、プロジェクトの進捗状況を踏まえた適切な計画が策定されているかにつき、作業内容、工程、費用面の見積もりの妥当性等の観点も考慮して審査するとともに、政策面からの重要性や資産状況、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から事業継続の是非やリスクマネー供給継続の必要性・妥当性を確認する。特に、権益取得直後において、重要な新情報が獲得されたプロジェクトについては、それらの情報を踏まえて、適時適切に評価する。 ・これらの審査基準は公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。 ・長期資金収支見通しについては、出資及び債務保証対象となっている全てのプロジェクトを対象に年1回、同一条件での長期資金収支見通し（キャッシュフロー）を作成する。この場合において、当該条件を構成する油価・為替レート等の前提条件については、外部有識者からなる委員会の意見を聴きつつ、定期的に見直すとともに、公表する。 ・この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。 A：一定の利益が見込まれる成功事業	際しては当該基準に則って審査を行う。同時に、世界における当該審査基準の導入や運用の実態に係る情報収集を行い、その結果を勘案して、必要に応じて審査基準を見直すこととする。 ・出資及び債務保証の対象となる事業について、国のエネルギー政策との整合性の確保に係る確認のため、経済産業大臣に対し文書によって協議し、同意された事業について採択をする。 b. プロジェクトの適切な管理 (1) 支援対象プロジェクトの管理、評価及び処分 ・機構が出資・債務保証対象として採択した石油・天然ガスプロジェクトを適切に管理するため、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を審査し、事業継続の是非やリスクマネー供給継続の必要性・妥当性を確認する。 ・上記審査に関する基準については、プロジェクトの進捗状況を踏まえた適切な計画が策定されているか、作業内容、工程、費用面の見積もりが妥当かの観点、政策面からの重要性の観点、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から策定する。 ・この審査基準は公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。 ・権益取得直後において、重要な新情報が獲得されたプロジェクトについては、それらの情報を踏まえて、適時適切に評価する。 ・審査の結果、政策的重要性及び経済性が引き続き認められるプロジェクトについては、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び債務保証を実行する。また、審査の結果、採択の基本方針等における政策的重要性及び経済性を満たす見込みがなくなったと判断されるプロジェクトについては、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処	b. プロジェクトの適切な管理 (1) 支援対象プロジェクトの管理、評価及び処分 ・機構が出資・債務保証対象として採択した石油・天然ガスプロジェクトを適切に管理するため、基準については、プロジェクトの進捗状況を踏まえた適切な計画が策定されているか、作業内容、工程、費用見積もりの妥当性、政策面からの重要性の観点、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から17年度初めに策定すべく作業を行った。 ・平成17年度第1四半期（4～6月）に全プロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価するため、長期資金収支見通しの算定に用いる油価・為替レート等の前提条件については、外部有識者からなる委員会の意見を聴きつつ決定するとともに、公表した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
抜本的見直しが必要な事業 ・毎年度の審査の結果、採択の基本方針等における政策的重要性や経済性を満たす見込みがなくなると判断されるプロジェクトについては、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。 ・毎年度の審査の結果、政策的重要性及び経済性が引き続き認められるプロジェクトについては、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び債務保証を実行する。 ・毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。 ・石油公団から包括的に承継した出資については、「エネルギー安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化」を追求しつつ、適切な時期に適切な方法を選択して処分する。	B：成功・不成功が判明する以前の事業 C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業 ・毎年度の審査においては、特に、事業化(開発移行)の見込みについて迅速に判断して、採択の基本方針等における政策的重要性及び経済性を満たす見込みがなくなると判断されるプロジェクトについては、支援を終了することとし、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。 ・毎年度の審査の結果、政策的重要性及び経済性が引き続き認められるプロジェクトについては、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び債務保証を実行する。 ・毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。 ・年間事業計画に重大な変更が生じた場合には、随時、変更事業計画の審査を実施する。原油価格又は為替レートが事業開始時に設定した前提条件から30%以上悪化する場合には、規定に基づき迅速に事業の再検討を行い、過去の決定を機動的に見直す。 ・石油公団から包括的に承継した出資については、「エネルギー安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化」をついきゅうしつつ、適切な時期に適切な方法を選択して処分する。	分する。 ・出資対象の各プロジェクトについては、物理探査、坑井掘削などの個別事業実施等に対する承認行為を通じ個別に管理する。 ・平成17年度第1四半期（4～6月）に全プロジェクトについて長期資金収支見通しを作成し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価するため、本年度第4四半期（1～3月）に準備を行う。長期資金収支見通しの算定に用いる油価・為替レート等の前提条件については、外部有識者からなる委員会の意見を聴きつつ決定するとともに、公表する。 ・年間事業計画に重大な変更が生じた場合には、随時、変更事業計画の審査を実施する。原油価格又は為替レートが事業開始時に設定した前提条件から30%以上悪化する場合には、規定に基づき迅速に事業の再検討を行い、過去の決定を機動的に見直す。	C.石油公団からの資産等の包括的承継について ・中期目標の改正を受けて、解散した石油公団の以下の資産等を、エネルギー政策上の観点から、経済産業大臣が定めるところにより、機構が国のエネルギー政策を実施する公的機関として包括的に承継した。 (i)石油公団が保有する石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る出資のうち、追加出資が必要となる事業に係るもの並びにそれに付随する権利及び義務 (ii)石油公団が保証している石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る債務であって石油公団解散後も保証期間が継続するものに係る債務保証並び		
C.石油公団からの資産等の包括的承継について ・石油公団が廃止されることから、以下の石油公団資産等については、エネルギー政策上の観点から、機材産業大臣が定めるところにより、機構が国のエネルギー政策を実施する公的機関として包括的に承継することとし、機構は石油公団が行っていた当該資産等に係る管理・処分等業務を	C.石油公団からの資産等の包括的承継 ・石油公団が廃止されることから、以下の石油公団資産等については、エネルギー政策上の観点から、機材産業大臣が定めるところにより、機構が国のエネルギー政策を実施する公的機関として包括的に承継することとし、機構は石油公団が行っていた当該資産等に係る管理・処分等業務を引き続き行うこととする。当該資産等に係る石油・天然ガスの探鉱開発事業については、Ⅲ＜個別業務＞1.（1）①b.に示されたプロジェクト管理の方法に従い、適切に管理することとする。 （i）石油公団が保有する石油・天然ガスの	C.石油公団からの資産等の包括的承継 ・石油公団が廃止されることから、石油公団が保有する石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る出資のうち、追加出資が必要となる事業に係るもの並びにそれに付随する権利及び義務については、エネルギー政策上の観点から、経済産業大臣が定めるところにより、包括的に承継することとし、石油公団が行っていた当該資産等に係る管理・処分等業務を引き続き行うこととする。当該資産等に係る石油・天然ガスの探鉱開発事業については、Ⅲ＜個別業務＞1.（1）①b.に示されたプロジェクト管理の方法に従い、適切に管理することとする。			

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
引き続き行うこととする。当該資産等に係る石油・天然ガスの探鉱開発事業については、Ⅲ＜個別業務＞1.（1）①b.に示されたプロジェクト管理の方法に従い、適切に管理することとする。 （i）石油公団が保有する石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る出資のうち、追加出資が必要となる事業に係るもの並びにそれに付随する権利及び義務 （ii）石油公団が保障している石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る債務であって、石油公団廃止後も保証期間が継続するものに係る債務保証並びにそれに付随する権利及び義務 ②.石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施 ・我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの推進や、機構が実施するこれらプロジェクトへの出資・債務保証業務、技術開発業務等に必要な産油国の法制・税制、新規鉱区公開情報、国際石油会社の動向等の情報の収集、分析、蓄積及び提供を実施する。特に、機構の石油・天然ガスの探鉱・開発支援業務の遂行に当たっては、豊富かつ国際的な深い知見に基づく情報が必要であることから、定期出版物等による定常的情報収集業務に加え、内外の人的ネットワークを維持・拡大し、必要に応じて海外コンサルタントを活用する等により、広範な情報収集体制を整備する。 ・産油・産ガス国の政治経済等の情報を収集・蓄積・分析し、石油開発技術、研究開発	探鉱開発事業に係る出資のうち、追加出資が必要となる事業に係るもの並びにそれに付随する権利及び義務 （ii）石油公団が保障している石油・天然ガスの探鉱開発事業に係る債務であって、石油公団廃止後も保証期間が継続するものに係る債務保証並びにそれに付随する権利及び義務 ② 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施 ・石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供については、機構内部の技術・ノウハウに基づく独自の知見の蓄積を活用することによって、石油・天然ガス供給面の情報収集・分析・提供の能力を最大限高めて、我が国において最も優れた石油・天然ガス探鉱・開発専門の情報センターとして機能する。このため、必要な専門知識を有する人員の確保・育成及び戦略的配置、海外事務所による産油国政府等との関係強化等を進めるとともに、現地のコンサルタントの活用等を通じて機構の情報収集能力を強化し、より敏速・効率的な情報収集・分析、質の高い情報提供を実現する。また、これらの現地コンサルタントに係る評価を年1回行い、コンサルタントを入れ替えることにより、機構のニーズにより適合した、より質の高い情報が得られるコンサルタントを常に確保する。 ・エネルギー政策当局の依頼に基づき、政策立案に有用な情報の収集・分析を実施するとともに、エネルギー政策当局に対して、石油・天然ガス安定供給確保の観点から、我が国にとって意味のある中長期戦略オプションを年1回以上提示する。 ・収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積を進め、機構内部で活用するとともに、エネルギー政策当局、我が国の石油開発企業等へ提供する。このため、エネルギー政策当局及び関連業界に	② 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施 i) 採択の基本方針に則った重点的な情報収集・分析・提供 ・ 国が定める採択の基本方針により示された以下のような政策的に重要な事業機会に関する情報収集を重点的に実施する。 ーアジア・太平洋、中東、CIS 地域での日本の上流関連業界にとっても戦略的に重要と考えられる上中流事業機会に関連する情報 ー日本の上流中核の企業をはじめとする健全な企業の育成に参考となるべきビジネスモデル、プラクティス、新技術等の国際的トレンドに関する情報 ーLNG・GTL・DME／天然ガス事業環境の変化に関する情報 ii) 我が国企業の既存権益維持・拡大のための情報収集・分析・提供 ・ 中核企業等、我が国企業のコアエリア維持・拡大に資する情報を、その具体的ニーズを把握した上で、タイムリーに当該企業に提供する。 iii) 政策提言のための情報収集・分析 ・ 上記の重点的な調査に基づいて、日本のエネルギー戦略にとって重要な政策課題を抽出し、本年末頃を	にそれに付随する権利及び義務 ② 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供 a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施 i) 採択の基本方針に則った重点的な情報収集・分析・提供 ・ 経常的に石油・天然ガスの探鉱開発関連の重点情報を収集し、機構内外に提供した。 a. ロシア、中東（イラン・GTL）、インドネシア、ロシア・米国西海岸（LNG 関連）に出張し、一次情報を収集。 ーインドネシアの上中流投資環境（11月にインドネシアのコンサルタントによるセミナー開催） ・ 日本上流業界の Financial Modeling 採用による経営合理化の可能性（米PFC社により、1月にセミナーを実施）。 b. ビジネスモデル等の国際トレンドに関する情報収集 ー日本上流業界の競争力向上のためのコストリダクションの Best Practice Study ワークショップを、元Shellの専門家により3月に実施。 ーLNG市場構造変化の理論的解析米国コンサルタント2月、3月末にセミナーを実施。 ーアジア太平洋地域の中小ガス田の monetization 最新方式の比較スタディ（欧米の専門コンサルタント（GCA）により、2月にセミナー）。 ー海洋開発システムに関する動向調査と海洋工学ハンドブックの更新」及び「カスピ海における掘削課題の調査、GTL 技術の商業化可能性調査を行った。 ii) 我が国企業の既存権益維持・拡大のための情報収集・分析・提供		・石油天然ガスレビューについては、掲載論文の質も高い上、読者のニーズの把握にも努めるなど、石油・天然ガス開発に関する情報発信について努力していると評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
面等のノウハウを駆使し、国に対して政策提言を行い又は政策検討の際の助言をする等によって、国のエネルギー安全保障に係る政策を側面支援する機能を果たす。また、我が国の石油開発企業等に対しては、内外の石油・天然ガス会社の動向等を十分把握しつつ、鉱区の開放や産油・産ガス国の投資環境等について、適時適切な情報提供等による支援を実施する。 ・上記情報収集・分析及び提供業務については、情報発信を定量的に増加させるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、政府、国民、我が国の石油開発企業等の満足度に関するデータを集計して、適切な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。	対し、毎月1回以上直接的なプレゼンテーション等を開催することにより石油・天然ガス供給に関する国際動向情報を提供するとともに、石油・天然ガス供給面での事実関係や分析・予測等に関する問い合わせ・コンサルティング要請に速やか、かつ、的確に対応する。また、関連業界、学会及び広く国民に対して、石油・天然ガスに関する基礎情報及び最新動向を機構のホームページ、定期刊行物、セミナー・学会での発表等により提供する。 ・こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセス件数、定期刊行物の発行部数、セミナー、学会での発表回数等を中期目標期間中にそれぞれ特殊法人比10％以上増加させる。 ・毎年度、エネルギー政策当局、石油・天然ガス関連業界及び機構のホームページ訪問者に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来における調査分析・情報提供に関するニーズを把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70％以上を中期目標期間終了までに達成する。	目処に提言レポートをまとめる。 iv) 情報の提供先 ・ 収集・分析情報の提供対象を資源機構内部、政策当局、我が国企業、一般の4つにセグメント化し、それぞれのニーズに応じた適切なサービスを行う。 ・ 情報提供依頼及び対応結果を記録し、実績を把握するとともに、どのセグメントにいかなるニーズがあるかを判断する。 v) 効率的・効果的な情報収集・分析・提供 ・ 上記に示した情報の収集・分析・提供にあたっては、以下の点に留意する。 － 機構の情報提供サービス利用を促進するため、さまざまな機会を利用して、機構の情報提供サービスの内容等について周知を行う。 － 上記の情報収集・分析・提供を重点的に行う観点から、海外事務所におけるリテイニー・コンサルタントを含む情報源を整理・合理化する。 － 担当者の分野毎の専門化を進め、また機構内の関連部門との連携を強化して、情報収集・分析能力の高度化、効率化を図る。 － 情報提供に際しては著作権に注意を払いつつ、作成レポートを毎月ホームページ・ライブブリーフィング、定期刊行物への掲載等の手段により対外公開する。他機関主催のセミナー等での講演を積極的に行う。 － ホームページ・アクセス件数、ライブブリーフィング出席者数定期刊行物の送付数に関しては、年度末までに特殊法人比2.5％以上の増加を図る。 － 定期刊行物の送付先や問い合わせ等を受けた情報提供先に対して広くアンケート調査を行い、情報提供に関するニーズを把握する。 ➤ アンケートの結果を踏まえて平成17年度における情報収集・分析・提供業務の方針を検討すると共に、平成16年度の結果を踏まえ、平成19年度末までに70％以上の満足度を得るための方策を検討する。 ➤ 年度末までにホームページ・アクセス件数等を分析して、次年度以降のための的確な情報サービス・ニーズ把握の一助とする。	・ 情報支援ニーズの詳細把握のための民間側とのフォローアップミーティングを実施した。中東、インドネシアについては、政情関連の情報を定期的、及び特別セミナーで企業に提供した。 iii) 政策提言のための情報収集・分析を行い、政策提言案を行った。 iv) 情報の提供先 ・ 収集分析した情報、動向を、適宜、機構内部に対しては、メール、イントラネットで、また、外部に対しては、メール、ホームページ、月1度のライブブリーフィング、隔月の情報誌『石油・天然ガスレビュー』により、それぞれ提供した。 ・ 内外の問い合わせに対しては、随時応答し、その状況を記録し、定期的に集計し、ニーズの把握に努めた。 v) 効率的・効果的な情報収集・分析・提供 ・ 効率的、効果的に情報収集・分析を行うため、機構内のニーズ調査、海外事務所との協議、リテイニー・コンサルタントの再評価を実施し、整理・合理化を実施した。また、担当者の分野毎の専門家を進め、機構内外の人的ネットワークを構築した。 ・ 積極的に情報収集を実施するため、その前提条件として著作権マニュアルを専門弁護士監修の元で作成し、グループ内で徹底するとともに、以下のような活動を行った。 －石油・天然ガス動向レポートを適時及び月例でホームページに掲載し、そのライブブリーフィングを毎月都心にて実施（毎回100名程度参加）。また、広報論文誌「石油天然ガスレビュー」大幅改定を行い、情報提供・広報媒体としての価値を高めた。 －対外講演等を多数実施（30件）。 －より多くの情報をわかりやすく提供する見やすいウェブサイトにするため、調査グループ独自のウェブサイトを本体ウェブサイト統合し、過去2年間の石油・天然ガス資源情報を公開、最新動向だけでなく過去のトピックスについても検索可能にした。また、アクセス件数の多い石油・天然ガス用語辞典の改定作業に着手。 ・ 以上の活動の結果、石油天然ガス情報のホームページ・アクセス件数は月平均約3万件（対前年度：特殊法人比27％増）、ライブブリーフィング出席者数は毎回平均100名（約300％増）定期刊行物の送付数は2,400冊（約4％増）と、特殊法人比2.5％以上の増加を達成した。 ・ 石油・天然ガス資源情報誌である、『石油・天然ガスレビュー』の各論文（資源情報はすべて、レビューは過去1年分）についてアンケートを添付し、アクセス件数等を分析して、閲覧者のニーズの把握に努めた。分析の結果、全体としてピークオイル論争など中長期問題を含む石油市場分析、LNG動向、イラク・ロシアの石油開発関連動向、及び中国石油企業・石油政策動向等に関する記事へのアクセス件数が高く、		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
査期間を設定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は、調査について適切な見直しを行う。 ・地質構造等の調査によって得られた地質データ等は、データベースに蓄積して、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、我が国企業等に対して公開する。	は毎年見直しを行う。 ・地質構造等の調査の実施が、産油・産ガス国との関係強化を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案件については、その実現のため適時適切に産油・産ガス国に対しミッションを派遣する等による働きかけ等を行う。 ・地質構造等の調査によって取得した地質データ等(国からの委託を受けて実施する案件に係るものは除く。)は継続的に蓄積するとともに、多様な地質データを効率的に利用するため、インデックス情報（データの内容、保管場所）も併せてデータベースに蓄積する。特に、地質データのうち震探、坑井データ等のコンピュータで解析するものについては、中期目標期間終了までにデータの90%以上をデータベースに蓄積し、コンピュータによる検索、情報の取得を可能にする。 ・データベースに蓄積した地質データについては、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、機構のホームページ等で常時閲覧可能な体制を確保するほか、我が国企業等に対する情報提供会を適宜開催する。	業の発掘・対象地域の絞り込みや、日本企業の参入地域の検討に資するための既往技術資料等を入手してのスタディ等を予定しており、経済産業大臣の同意を得た上で調査を実施する。特に前者については、調査井の掘削、3成分3次元地震探査のデータ取得及び処理を計画している。 b. 国内基礎調査 - 国から国内石油天然ガス基礎調査を受託し、その計画に沿って、効率的かつ安全に調査を実施する。 i) 平成15年度からの繰越事業として - 佐渡の南西沖に分布する堆積盆の炭化水素ポテンシャル評価を目的とする基礎試錐「佐渡南西沖」を継続して坑井を掘削し、主として下部寺泊層を対象に調査を実施し、前年度及び石油公団での作業と併せて、調査結果をまとめる。 - 南海トラフ周辺のメタンハイドレートの資源量評価及び生産関連技術の実証を目的とした基礎試錐「東海沖～熊野灘」を継続し、コアリング坑井、実証実験坑井等を掘削し、メタンハイドレート賦存層を対象に調査を実施し、前年度及び石油公団での作業と併せて、調査結果をまとめる。 ii) 平成16年度調査（新規事業）として - 年度初頭に経済産業省設置の「国内基礎調査実施検討委員会」にて決定され、機構に委託される事業を実施する。 - 得られたデータを管理し、国の方針に従って、国内の石油開発会社、研究機関等に開示・提供する。 c. 大水深基礎調査 - 国から委託を受け、国が示す調査目標に基づき作業計画を作成し、機構の外部委員会「大水深探査技術検討委員会」の承認を得て、本邦周辺の大水深域における資源ポテンシャルの評価及び探査技術の確立を目的として、調査を効率的かつ安全に実施する。平成16年度調査内容は以下の通り。 i) 地質構造調査 - 平成15年度調査「沖の鳥島南方海域及び小笠原諸島東方海域周辺海域」で収録したデータの処理・解釈を実施する。 - 必要に応じて過年度取得した地震探査データの再処理・特殊解析を実施し、次年度以降の広域的な資源ポテンシャルと探査技術の総合評価に	企業の参入地域の検討に資するため、東シベリア、リビア、イラクを対象とした、既往技術資料等を入手してのスタディを実施。（スタディ結果は、報告会を開催して我が国企業等に提供）。 b. 国内基礎調査 - 国から受託した国内石油天然ガス基礎調査を、以下の通り実施した。 i) 平成15年度からの繰越事業として - 基礎試錐「佐渡南西沖」：前年度から継続した掘削作業を完了し、調査対象層の評価を実施した。学識経験者による地質検討会（9月）を長岡市で開催し、同検討会の結果を踏まえて、報告書に取りまとめ。 - 基礎試錐「東海沖～熊野灘」：前年度から継続した掘削作業を完了し、メタンハイドレートの賦存状況と分布様態等を解析した結果を、報告書に取りまとめた。 ii) 平成16年度調査（新規事業）として - 基礎物理探査「沖縄北西海域3D」：7月上旬にデータ収録作業を開始し、当初計画どおり年度内に終了した。12月から順次、データ解釈作業を実施。 - 物理探査船建造に関する事前調査を実施し、基礎物理探査の長期構想と、それに基づく物理探査船のコンセプトを年度内を目途にまとめるべく作業を行った。 c. 大水深基礎調査 - 国から受託した、大水深探基礎調査事業を、作業計画につき外部の専門家による大水深探査技術検討委員会の承認を得て、以下のとおり実施した。 i) 地質構造調査 - 平成15年度収録の沖の鳥島南方海域及び小笠原諸島東方海域周辺海域データ及び過年度収録の地震探査データの処理・再処理及び特殊処理を実施し、堆積物の分布、大陸棚の発達状況、地下構造形態等を解析した結果を、報告書としてまとめた。 - 過年度取得の地震探査データを国の方針に従い、海上保安庁に対して開示・提供した。 ii) 層序区分調査監督等 - 四国海盆海域及び沖大東南方海域他のサンプリング調査		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
④石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服力を強化するための技術開発について、以下の3つの方向に限定して、戦略的、重点的に取り組む。 i) 我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係	④石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服力を強化するため、中期目標期間において、以下の技術開発に限定して、戦略的、重点的に取り組む。 i) 我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するための技術開発；炭酸塩岩油層における回収率向上技術、油・ガス層分布把握技術、海底下のメタンハイドレート探鉱・生産技術等の開発	備える。 ii) 層序区分調査監督等 ➤ 調査海域において実施されるサンプリング調査等に関する調査監督業務を行う。 ➤ 取得サンプルの分析・解析を実施する。 ➤ 得られたデータを管理し、国の方針に従って国内の研究機関等に開示・提供する。 d. データベースを活用した地質情報等の蓄積と情報提供 ・上記メキシコ・ブルゴス盆地の地質構造調査及び東シベリア等を対象としたスタディで新規に入手した坑井、地震探査データ等を、インデックス情報と併せてデータベースに登録する。 ・前年度までに未登録のままとなっている過年度の海外地質構造等調査のデータについても、品質や内容をチェックした上でインデックス情報と併せてデータベースに登録し、調査数ベースで全調査の90%以上の登録を維持する。 ・ハードコピーあるいは磁気テープ等の媒体で記録保存されるデータ（調査報告書等の技術資料あるいは3次元地震探査データ、処理前の2次元地震探査データ等）のインデックス情報の登録を進め、年度末の段階で全体の90%以上の登録を維持する。 ・データベースに登録したデータ・資料を、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、我が国企業等に対して常時機構内において閲覧あるいは磁気テープ等の送付による提供が可能な体制を継続する。 ・セキュリティの確保とユーザーの利便性に重点を置いた、オンラインによるデータの閲覧・提供の方法について、具体案の検討を行う。 ④石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 i) 我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題の克服能力を補完するために、以下の技術開発を実施する。 ア) 炭酸塩岩油層における回収率向上技術、油・ガス層分布把握技術等の開発を目的とする「低浸透性不均質炭酸塩岩油層開発技術」及び操業現場技術支援事業の継続実施 — 「低浸透性不均質炭酸塩岩油層開発技術」は、UAE のザクム油田及びイランのアザデガン油田において、①3次元地震探査データを活用した油層キャラクタライゼーション技術、②不均質油層に	(3航海)の監督業務を行うとともに、採取したサンプルの分析・解析、資源ポテンシャル評価等の結果を、報告書にまとめた。 d. データベースを活用した地質情報等の蓄積と情報提供 ・特殊法人から承継した既存データのフォーマット変換、修復作業を進め、デジタル形式で保有しているデータの登録を完了した。 ・メキシコ・ブルゴス盆地の地質構造調査は PEMEX 側の事情による調査実施の遅れにより、また、東シベリア等を対象としたスタディでは登録に適したデータが入手できなかったため、新規データのデータベースへの登録は発生しなかった。 ・データのインデックス情報を1, 771件、既登録分と合わせて約36, 000件登録した。未登録は約3, 200件（全体の約8%）となり、率90%以上の登録を維持した。（いずれも平成16年12月末現在） ・データベースに登録したデータを民間企業等に対して閲覧・提供する体制を継続した結果、民間石油会社等に対し、18件のデータ閲覧・提供サービスを実施した。 ・オンラインによるデータの閲覧・提供の方法について、ユーザーニーズに関する調査を実施し、得られた結果に基づき具体案を検討し、第1段階として、データ検索システムのインターネット化を実施し、データベースの利便性の向上を図った。 ④石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 i) 我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題の克服能力を補完するために、以下の技術開発を実施した。 ア) 「低浸透性不均質炭酸塩岩油層開発技術」に関しては、①3次元地震探査（3D震探）データを活用した油層キャラクタライゼーションのケーススタディとして、イランのアザデガン油田のコア・検層データと3D震探データ等を解析して、初期地質モデルを構築した。また、これまでに蓄積してきた炭酸塩岩油層キャラクタライゼーション技術に関する知見・ノウハウの一般化と普及を図るため、堆積モデル構築・物性分布／構造評価に係るフローチャートと解説書（ワークフロー）を作成した		・機構の技術開発は、我が国石油開発企業のニーズに応えるという意義と、長期に亘り、コストもかかるものを行うという意義の二面があり、機構でなくてはできない技術開発であるからこそ、民間の技術開発以上にテーマの選定、コスト管理を厳格に行うことを引き続き期待する。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
る具体的な技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するための技術開発		における水攻法挙動改善技術、③低浸透性油層における炭酸ガス圧入による生産性向上技術等の技術開発を行う研究プロジェクトであり、平成15年度から継続して実施する。平成16年度は、ザクム油田に対し開発された油層キャラクタライゼーション技術のアザデガン油田への適用、油層モデルの改善等の実施を予定する。また、我が国の石油開発企業がオペレーターあるいは準オペレーターとなっている操業現場の技術課題に対して、技術センターの開発技術や最新技術を適用して解決を目指す操業現場技術支援事業を実施する。実施する事業については、我が国の石油開発企業にアンケート等を実施して選定する。 イ)メタンハイドレート開発促進事業（フェーズ1）の継続実施 ー経済産業省からの受託事業として、国が定める計画に基づき、メタンハイドレート開発促進事業を効率的かつ安全に、他法人と連携して実施する。このうち機構は、メタンハイドレートの資源量評価と事業全般の調整・推進を担当する。資源量評価に関する主要な事業としては、平成16年度は「東海沖～熊野灘」基礎試錐の継続実施及び第2回陸上産出試験の実施を予定する。	（見込み）。②不均質油層における水攻法挙動を改善するために、UAE の上部ザクム油田について、断層・浸透率の異方性等を組み込んだ統合油層モデルを構築し、開発手法を検討した。また、ガス・油・水の割合を連続的に観測可能な多相流量計の適用試験を上部ザクム油田で実施し、同油田の操業会社 ZADCO より、計測精度・応答性共、高生産井への適用に資するとの評価を得た。③炭酸ガス圧入による生産性向上技術に関しては、アスファルテン析出実験等を実施した。また、操業現場技術支援事業については、我が国の石油開発会社を対象として、個別技術協議会を開催し、短期/中長期技術課題・ニーズをヒアリングし、得られた結果を取りまとめた。操業現場技術支援事業候補（13案件）を選定し、対象会社と協議に入った（実績として「Floating LNGの大型化に関するスタディ」）。 イ)メタンハイドレート開発促進事業（フェーズ1）の資源量評価作業の一環として、基礎試錐「東海沖～熊野灘」において計画された作業（検層データ、コアサンプル及び温度データの取得、掘削試験）を終了した。その結果、メタンハイドレートの濃集帯の存在を確認し、メタンハイドレートを含有するコアを採取した。また、海底下の浅い未固結な層に対する掘削試験として、メタンハイドレート層中の水平坑井の掘削に成功した。取得したコアや検層データ等についての解析と3次元地震探査データの再処理を実施し、今後の資源量評価に必要な基本的なデータセットを準備した。また、第2回陸上産出試験についての検討を行い、減圧法を主体とした産出試験の実施について引き続き準備を進めることとした。		
ii)産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るための技術開発	ii)産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るため、産油・産ガス国における技術ニーズに基づく技術開発；天然ガス田の商業的開発の可能性を高めるための天然ガス液体燃料化技術（GTL、DME等）等の開発	ii)産油・産ガス国における技術ニーズに基づく技術開発として、以下の産油・産ガス国との共同研究等を実施する。 ア)メキシコ PEMEX との共同研究 「メキシコ・チコンテベック堆積盆地を対象とした PEMEX との共同研究」として、膨大な埋蔵量を有するものの原油生産性が低い堆積盆地における最適生産技術開発及び「ブルゴス堆積盆地クイトラウアック・ガス田の探鉱・開発のためのS波地震探鉱技術及び既存物理探鉱技術の適用」を継続実施する。 イ)「天然ガスの液体燃料化（GTL）技術」及びインドネシア Pertamina との共同研究 勇払のパイロットプラントを使用して開発中の「天然ガスの液体燃料化（GTL）技術」の運転を平成16年度も継続して追加実験データを取得する。また、上述の GTL 技術の適用性に関するフィージビリティスタディを、インドネシアのプルタミナとの共同研究として継続実施する。	ii)産油・産ガス国との共同研究等により、以下の技術開発を実施した。 ア)メキシコ PEMEX との共同研究 「メキシコ・チコンテベック堆積盆地の開発手法最適化スタディの共同研究」として、3D 地震探データの特解解析をメキシコ側と共同で実施し、詳細地質モデル構築に活用できるようにするとともに、坑井データより作成した地質続成作用マップを統計的に地質モデルに取り込む方法や、スイートスポット（開発最適エリア）の評価手法、スケールアップ手法について新規性のある方法論を構築した。 「ブルゴス堆積盆地クイトラウアック・ガス田を対象とした共同研究」に関しては、新規掘削坑井においてP波及びS波VSPデータを取得した。また、コアサンプルの測定結果からも、岩相（砂岩と頁岩）や孔隙率の推定にP波及びS波速度情報が有用であるとの結果を得た。 イ)「天然ガスの液体燃料化（GTL）技術」 勇払のパイロットプラントを使用して開発中の JOGMEC—GTL 技術の、20%のCO2を含む天然ガスを原料とする運転デー		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
iii) 技術力を涵養・蓄積するため継続的に行う基盤的な技術開発	iii)技術力を涵養・蓄積するため継続的に実施する基盤的な技術開発；i)、ii)の技術開発の基礎となる技術である堆積盆地評価技術、三次元地震探査技術、油層キャラクタライゼーション、石油・天然ガスの生産性向上技術等の開発	ウ) アブダビ ADNOC との共同研究 「腐食環境下における耐食性金属材料選定に関する研究開発」を UAE アブダビ ADNOC との共同研究として、平成16年度は金属材料の坑内試験等を継続実施する。 エ) イラン RIPI との技術協力 イランの石油産業研究所（RIPI）に対する技術協力として、メタンガスの酸化カップリング法に関する共同スタディ「RIPI の OCM 触媒に対するプロセス開発技術協力」を実施する。	タ取得を終了した。合成ガス製造や FT 合成について、所定の数値目標全てを達成した。また、インドネシアのプルタミナとの共同研究において、インドネシアのガス田を対象とする GTL 技術の経済性検討を実施し、プルタミナの供給ガス単価が1.2US\$/Mmbtu 以下の場合、小規模(5, 000BPSD)の GTL 事業でも事業成立の可能性があるとの結果を得た。 ウ) アブダビ ADNOC との共同研究 「腐食環境下における耐食性金属材料選定に関する研究開発」として、坑井内に設置した金属試験片の腐食状況の分析、異なる水分率における腐食のラボ実験を実施し、平成10年度からのスタディ結果を取りまとめた。ADNOC/ADCO から今後の材料選定に寄与するとの評価を得た。 エ) イラン RIPI との技術協力 メタンガスの酸化カップリング法に関するイラン RIPI との技術協力については、同方法によるエチレン製造プロセスを構築し、経済性の検討を行った結果、エチレン生産量30万トン／年及び天然ガス処理量96MMCFD の前提条件下で経済性を有することを確認した。さらに、フェーズ2計画を立案し、RIPI と合意した（見込み）。また、イランの NIOC 探鉱局と「ザグロス堆積盆地の古生界の根源岩ポテンシャル」に関する地化学共同スタディを開始した。 イランについては石油産業研究所（RIPI）から、さらなる技術協力の要請を受け、現地協議を行った。また、現地協議において得られた先方の意向を民間企業・政府へ情報提供した。		
		iii) 技術力を涵養・蓄積するために、平成16年度は、以下の基盤的な技術開発を実施する。 ア) 地質・探査研究チームにおいて、バイオマーカーによる根源岩ポテンシャルの評価等に関する「堆積有機物の地球化学的評価技術に関する研究」を実施する。 イ) 石油工学研究チームにおいて、ガス攻法や空気圧入法等の「IOR/EOR 技術」に関する研究及び磁気共鳴装置等を使用する「コア・流体分析技術」に関する研究、多相流体挙動等の「生産効率向上の研究」、油ガス田開発及び生産における「腐食・防食の研究」、大偏距掘削技術等の「油ガス田開発における掘削コスト削減に関する研究」を実施する。	iii) 技術力を涵養・蓄積するために、以下の基盤的な技術開発を実施した。 ア) 「堆積有機物の地球化学的評価技術」 バイオマーカーによる根源岩評価の定量化のために、堆積有機物中のポーフィリン化合物と堆積環境との関係を取りまとめた。 イ) 「IOR/EOR 技術」 ガス攻法研究として、圧力・温度の変化に伴うアスファルテンの析出挙動実験を実施し、実油田原油についてアスファルテン析出温度/圧力条件、再溶解性に関する基礎的な知見を得た。また、燃焼反応を伴う複雑な原油回収実験の挙動を数値計算で再現するため、反応式の取扱い、マッチングのポイント等の手法を、シュミレーションスタディを通じて習得するとともに、長年空気圧入法を実施している北米の4油田の操業状況を調査し、実油田での増油効果、安定操業を確認・把握した。 ウ) 「コア・流体分析技術」 MRI（磁気共鳴装置）によるコアの孔隙率及び飽和率測定、濡れ性の評価手法開発に着手した。また、新規 X 線 CT スキャナ		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
b. 効率的、効果的な技術開発の実施 ・毎年度、上記 i)、ii)、iii) の分野における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、具体的な技術開発実施計画を策定する。 ・技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定については、我が国企業等がかかえる石油探鉱・開発プロジェクト実施上の技術課題の調査・検討に基づき策定し、外部専門家から構成される委員会に諮った上で決定する。 ・個別の技術開発プロジェクトに当たっては、中間・事後評価において、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、必要に応じて中止・見直しを実施する。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果	b. 効率的、効果的な技術開発の実施 ・毎年度、上記 i)、ii)、iii) に掲げる技術における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、具体的な技術開発実施計画を策定する。 ・技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定については、外部専門家から構成される技術検討委員会に諮った上で決定する。 ・個別の技術開発プロジェクトの実施に当たっては、半年に1回以上進捗状況を精査し、技術検討委員会による評価を受けた上で、必要な予算・人員の調整を実施する。また、このうち実施期間が5年以上にわたる個別の技術開発プロジェクトについては、技術検討委員会による中間評価を受けることとし、必要に応じて中止・見直しを実施する。また、プロジェクト終了後、技術検討委員会による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。 ・機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等による競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な技術開発を目指す。技術開発を実施する企業等の選定、技術開発を実施後	b. 効率的、効果的な技術開発の実施 ・業務評価委員会石油天然ガス技術専門部会を年7月、11月、3月に開催し、技術開発事業計画や実績の評価等について、意見を求め、平成17年の技術開発事業計画の策定にあたって活用する。 ・個別の技術開発プロジェクトの実施にあたっては、半年に1回以上進捗状況を精査し、技術検討委員会による評価を受けた上で、必要な予算・人員の調整を実施する。 ・石油公団から継続して行った特別研究「掘削作業改善技術」及び「天然ガスの液体燃料化（GTL）技術」が平成16年度中に終了する予定であり、終了評価を実施する。 ・機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・我が国の天然ガス有効利用技術開発を促進するため及び石油・天然ガスの探鉱開発に関する技術課題解決のために、提案公募型研究を継続実施する。公募の後、提案者ヒアリング、事前評価作業を行った上で、7月中旬までに外部専門家によって構成される提案公募審査小委員会を開催して平成16年度新規採用テーマを決定する。平成15年度からの継続	を用い油層温度・圧力条件下での水攻法実験を実施し、その挙動について室温状態での結果と比較検討した。 エ) 「生産効率向上の研究」 柏崎テストフィールドの多相流実験設備を使用して、油水液2相流体挙動実験を実施し、フローパターン予測モデルを提案した（見込み）。また、多相流動下のパラフィン析出予測シミュレーションモデルを、仮想ケーススタディにより評価した（見込み）。 オ) 「腐食・防食の研究」 パイプラインの腐食モニタリング技術の調査を実施し、民間会社へデータ提供した（見込み）。また、コンサルティングに資する耐食性材料選定ソフトウェア(J-Tube Mate)の改良に着手した。 カ) 「油ガス田開発における掘削コスト削減に関する研究」 大偏距坑井掘削技術については2実油田のデータに基づく大偏距坑井掘削のデザインを通じての知見・ノウハウを得た。坑壁不安定性改善等では、これまでの研究成果を実際の油田での掘削計画に反映させることで実証データを取得し、解析した。 b. 効率的、効果的な技術開発の実施 ・技術専門部会を設置し、技術開発業務に係る審議や評価を受けた（計6回）。 ・技術開発、海外地質構造等調査等については、4半期ごとに進捗ヒアリング（7月、10月、1月）を開催し、業務進捗・予算人員に関する PDCA サイクルを確立した。また、ヒアリングから得られた情報に基づき、技術専門部会による評価を受けた上で、技術センターの予算・人員の調整を実施した。 ・特別研究「掘削作業改善技術」の終了評価を実施した。「天然ガス液体燃料化技術（GTL）技術」の実証プラントの運転休止に先立ち、これまでの運転によって得られた成果についての技術評価を第3回技術専門部会（10月）にて実施した。最終評価は5月実施見込み。 ・基盤的研究において、特に専門性のある実験や解析について内外の大学・研究機関との交流を行った。空気圧入について国内企業と共同で実証化研究に関する F/S を検討した。地化学分野で JAMSTEC と共同で新手法を検討した。 ・提案公募型研究事業として、大型研究テーマ13件、特別研究テーマ4件を採択した。平成15年度から継続の大型研究テーマ8件、特別研究テーマ2件と、平成16年度新規の大型研究テーマ13件、特別研究テーマ4件の研究を実施した。また終了テーマ9件（大型研究テーマ5件、特別研究テーマ4件）について技術専門部会による評価を受けた。提案公募型研究事業の制度評価（中間評価）を第5回技術専門部会（平成17年2		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
の分析を実施するとともに、その結果を公表する。 ・機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等による競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な技術開発を目指す。事業実施企業等の選定・評価等については、外部専門家等を活用する。 c.産油・産ガス国との技術協力の実施 ・産油・産ガス国との共同技術開発の実施や、技術者研修への産油・産ガス国の石油技術者の受け入れ等により、技術・ノウハウを移転することで、機構の産油・産ガス国との関係強化を図る。	の評価については、技術検討委員会に諮った上で決定する。 c.産油・産ガス国との技術協力の実施 ・産油・産ガス国との関係強化を図るため、産油・産ガス国における技術ニーズの把握に努め、機構の技術開発ノウハウ等を活用した産油・産ガス国との共同技術開発を実施するとともに、技術研修へ産油・産ガス国の石油技術者を中期目標期間中に200人受け入れ、また、これらの国々における展示会への技術成果の出展等を行い、技術・ノウハウ移転や機構の得意な技術分野のアピールを行う。	テーマ及び平成16年度の新規公募テーマの実施を予定する。終了テーマについては報告会を開催するとともに、技術専門部会において評価を受ける。 c.産油・産ガス国との技術協力の実施 ・上記 ii) の共同研究を実施するとともに、産油・産ガス国との関係強化を図るため、産油・産ガス国の石油開発技術者を対象とする海外技術者研修として、探鉱地質コース（5月～8月）、物理探鉱コース（9月～11月）及び同掘削マネジメントコース（平成17年1月～3月）の3コースを実施する。これら各コースの定員は18名であり、平成16年度に最大54名の研修生の受入れを予定する。一層の効率的な研修業務の実施の観点から、研修内容の質を維持しつつ、コース期間を公団時代の12週間から10週間程度にコンパクト化すべくカリキュラムの見直しを行う。 ・産油・産ガス国における展示会への出展は、カスピ海エリア、中東、中米など4件程度参加する予定とする。	月）にて実施した。 c.産油・産ガス国との技術協力の実施 ・海外技術者研修は、探鉱地質コース（18名）、物理探鉱コース（17名）、LNGコース（15名）及び掘削マネジメントコース（18名）の計68名の研修を実施した。また従来の12週間コースは研修の質を維持しつつカリキュラムの見直しを実施し、実績として10～11週間に短縮した結果、コースあたり1割程度の経費節減の効果があった。 ・カスピ海エリア（アゼルバイジャン）、中東（リビア、UAE、イラン）、中米（メキシコ）における展示会で技術開発成果等の全5件の出展を行った。		
(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進 ・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、出資・融資・債務保証、技術の開発、地質構造調査、情報収集・提供の有機的な連携による効果的な支援を実施する。 ・特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査を中心に業務を実施する期間と位置付け、将来的に我が国企業等が参加した鉱	(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進 ・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、機構の保有する技術・ノウハウを最大限に活用し、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、探鉱プロジェクトの形成から探鉱・鉱山開発資金の調達に至る支援を行う。このため、機構が実施する出資・融資・債務保証、技術の開発、地質構造調査、情報収集・提供を有機的に連携させて、我が国企業等に対する効果的かつ効率的な支援を実施する。 ・特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査等により、優良な探鉱案件の発掘を行うとともに、地質・鉱床情報の収集・解析能力を強化し、質の高い情報を提供することを通じて、将来的に我が国企業等が参加した鉱山開発が実現するような支援を重点的に実施する。	(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進 ・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、機構の保有する技術・ノウハウを最大限に活用し、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、探鉱プロジェクトの形成から探鉱・鉱山開発資金の調達に至る支援を行う。 ・海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査等については、本年度計画に示す取り組みを通じて質の高い情報を我が国企業等に提供することにより将来的に我が国企業等が参加した鉱山開発が実現するような支援を実施する。	(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進 ・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、資源機構の保有する技術・ノウハウを最大限に活用し、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に実施した。 ・海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供については、海外要人の招聘・講演会の開催及び国際銅研究会等の国際会議への参加による情報収集の成果等を各種レポートにより公表した。 ・海外における地質構造調査の結果を取りまとめ、公表し、海外における非鉄金属鉱物資源の開発に関する情報を提供した。	B	・審査基準等の審査会を設置し、必要箇所の見直しを行うなどして、厳正に実施されたものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
山開発に繋がるような地質・鉱床情報の収集・提供等を重点的に行う。					
①我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たって、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、採択のための審査基準を作成し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して業務を実施する。 ・審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査を以下のような i) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価 ii) プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利（経営権、鉱石の取引権）及び経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等の事業実施体制の評価 iii) D C F (Discounted Cash Flow)分析（内部収益率法等）、投資回収期間（Pay Back Period）等による経済性評価 iv) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換価可能性等の財務的評価	①我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たって、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、採択のための審査基準を作成し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して業務を実施する。 ・審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査を以下のような i) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価 ii) プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利（経営権、鉱石の取引権）及び経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等の事業実施体制の評価 iii) D C F (Discounted Cash Flow)分析（内部収益率法等）、投資回収期間（Pay Back Period）等による経済性評価 iv) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換価可能性等の財務的評価	①我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証に係る採択基準については、年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。 ・我が国企業等から出資・融資・債務保証に係る申請があった場合は審査基準に基づき以下の i) ～iv) に示す適切な技術的・経済的指標を用いて審査を行い、案件の採択を判断する。 i) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価 ii) プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利（経営権、鉱石の取引権）及び経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等の事業実施体制の評価 iii) D C F (Discounted Cash Flow)分析（内部収益率法等）、投資回収期間（Pay Back Period）等による経済性評価 iv) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換価可能性等の財務的評価	①我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務 a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択 ・出資・融資・債務保証に係る審査基準については、審査基準等の審査会を設置して必要箇所の見直しを実施した。 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る融資・債務保証に係る申請については、審査基準に基づく技術的・経済的指標を用いて審査を行い、案件採択を実施した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
間（Pay Back Period）等による経済性評価 iv) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換価可能性等の財務的評価 により適切な技術的・経済的評価を含む評価方法で行い、非鉄金属鉱物資源の安定供給の観点から、我が国への鉱石提供の貢献度等を評価しつつ、採択案件を決定する。また、これら評価の際の審査基準を公表するとともに、年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。 b. プロジェクトの適切な管理 ・出資案件については、資産価値、収益性等に照らして定期的に事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる場合には、原則として株式を売却する。また、深海底鉱物資源確保といった長期的な政策的重要性にも配慮しつつ、事業化の見込みがなくなった案件については、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。 ・融資案件については、定期的な融資資金の使用状況についての審査及び担保再評価等を通じた債権管理を確実にを行い、必要な場合には追加担保の徴収等を含む措置を講じる。 ②非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源探鉱・開発の推進や、機構が実施するこれらに対する出資・融資・債務保証等の業務、地質構造調査等の実施に必要な主要鉱業国の地質・	b. プロジェクトの適切な管理 ・出資案件については、毎年度、資産価値、収益性等に照らし事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる案件については、株式の売却の明確なルールを策定し、これに基づいて持分の全てを売却する。事業化の見込みがなくなったと判断される案件については、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分するとともに、市況等の状況によりすぐには事業化できない案件、4年以上探鉱を休止している案件等についても、毎年度見直しを行い、処分について検討する。 ・融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使用状況についての審査を実施し、必要に応じて、現地調査により、証票類や探鉱実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実にを行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等を行う。 ②非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供 ・収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積し、衛星画像解析等の手法も活用しながら解析を行い、自ら実施する地質構造調査等に活用するとともに、我が国企業等に提供する。このため、ホームページ上の検索システムを強化して利便性をより向上させつつ、最新情報のホームページによる	b. プロジェクトの適切な管理 ・事業化の目処が立ったと認められる案件に係る株式の売却を速やかに行うため、株式の売却の明確なルールを策定する。 ・平成15年度に制定した出資細則、貸付細則、債務保証細則、各種業務要領等に基づき適切な債権管理の実施を行う。具体的には以下に示す債権管理を実施する。 －融資業務要領に基づき株式、不動産等の担保の見直しを適切に実施し、償還確実性の確認を行うとともに、差入担保が貸付残高を下回った場合、担保の追加徴求等について検討し、適切な債権管理を実施する。 －融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から事業完了報告書を提出させ、事業実施内容（実績）を確認する。 －対象事業完了状況の調査要領に基づき、必要に応じて現地調査を行い、証票類や探鉱実施状況等を調査する。 ②非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源探鉱・開発の推進や、地質構造調査等の実施に必要な情報の収集・提供を行うため、以下に示す取組みを実施する。 i) 機構及び我が国企業等によるプロジェクト形成に資するため、主要な資源保有国における鉱業政	b. プロジェクトの適切な管理 ・海外探鉱に係る既存出資2案件（フリエダ、マンガン団塊）については、現時点において事業化の目処が立ったと認められる案件に該当しないことから、株式売却の明確なルールの策定に関しては、引き続き検討していくこととした。 ・国内・海外探鉱融資案件についての債権管理上の総合的評価を行うため、新たに「平成16年度非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト及び鉱害防止事業への融資に関する基本方針」を制定した。同基本方針は、i) 企業の決算内容を、収益性、債務償還能力等を示す16の財務指標により評価、ii) 格付機関による格付け、iii) 徴求担保評価額と融資・債務保証額との比較、の3視点から融資の適否を判定するものである。同基本方針に基づく総合的評価の結果、新規・既存の全融資案件が融資対象として適当であることを確認した。 ・平成15年度に実行した国内探鉱融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、事業実施内容、資金の使用状況等の確認を行うと共に、現地において証票類や探鉱実施状況等を調査することにより、事業実施内容、資金使途等が適正であることを確認した。 ②非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供 ・我が国企業等による非鉄金属鉱物資源探鉱・開発の推進や、地質構造調査等の実施に必要な情報の収集・提供については、以下のとおり実施した。 i) 機構及び我が国企業等によるプロジェクト形成に資するため、 －資源開発環境（ストック情報：88カ国）、鉱業の趨勢		・質の高い非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供を行っている点に関しては、高い評価に値する。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
鉱床、鉱業政策・税制情報等を収集・提供する。 ・上記情報提供業務については、情報発信量について、中期計画で定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計して、業務の適切な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。	提供を週1回実施するとともに、収集・解析した情報をレポート等に取りまとめ、年4回以上提供する。さらに、内外の有識者によるセミナー・講演会等を年2回以上開催し、多角的な情報提供を目指す。 ・こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセス件数、定期刊行物の発行部数及びセミナー・学会の発表回数を中期目標期間中にそれぞれ特殊法人費10%以上増加させる。 ・毎年度、関連業界、機構の事務所への来訪者、機構のホームページ訪問者等に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握しつつ、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。	策、探鉱開発状況（プロジェクト情報を含む）、地質・投資環境等の調査を実施すると共に有力者招聘等のツールを活用してプロジェクト形成を支援する。 ii) 我が国企業等の円滑な海外事業の推進を支援するため、国際会議への参加、専門機関の活用等により、主要非鉄金属に係る市場動向、海外主要非鉄金属企業動向、持続可能な開発関連動向等の情報の収集・解析を行う。 iii) 最新の衛星画像解析技術を活用して、鉱床賦存地域の評価を行う。 ・上記により収集した情報については、各種レポート・報告書等に取りまとめ、電子化・データベース化の推進を図ると共に、公開可能な情報については、ホームページ等で週1回提供する。また、収集・解析した情報をレポート等に取りまとめ、年6回提供する。更に、セミナー等の開催及び学会発表を年3回実施する。 ・関連業界、機構の事務所への来訪者、機構のホームページ訪問者等に対し、利用者の満足度についてのアンケート調査を実施する。	（フロー情報）：60カ国を対象に金属資源レポート5月号として刊行を調査した。 ーロシア、豪州、カナダBC州における投資阻害要因を、海外調査機関を活用し、調査した。 ー最近激しく変化しているビジネス環境の動き（鉱業ロイヤリティ制度の動向（チリ、ペルー等）や中国の海外での原料確保展開の動き等）をフォローし、タイムリーに発信した。 ーモンゴル通商産業大臣を招聘し（4月）、機構の共同資源開発基礎調査プロジェクトの実現に大きく寄与した。 ii) 我が国企業等の円滑な海外事業の推進を支援するため、 ー非鉄メジャーの動向については、従来の16社から20社に拡大して実施した。 ー国際機関や産業界等の鉱業の持続可能な開発に関する取り組みの実態と企業の社会的責任（CSR）に関する世界の動向を調査した。 ー本部職員及びロンドン事務所による日常的なベースメタル需給動向調査の実施。 ーAPEC鉱業大臣会合(6月)、国際銅、鉛・亜鉛、ニッケル研究会(5月、10月)、日中レアアース交流会議(10月)等に参加し、金属需給動向等の情報を国等へ提供。 ー40鉱種を対象としたマテリアルフローの更新。 ー金属資源開発関係データ集である「メタルマイニングデータブック」及び「非鉄資源ビジネスと鉱業政策の変遷」の作成に着手した。 iii) 最新の衛星画像解析技術を活用して、鉱床賦存ポテンシャルの高いコルディレラ地域（ペルー）及びテチス海収束地域（イラン、トルコ）を対象として、衛星画像解析、現地調査等を実施し、鉱床賦存可能性の高い地域を選定した。 調査結果を適宜、機構内及び本邦企業に報告した。また、調査結果を報告書に取りまとめ、公表すると共に我が国企業等に提供した。 ブラジルにおいて、我が国企業等による探査・開発経験が乏しい白金族・銅・ニッケル鉱床の調査、解析、評価を開始するとともに、カナダ、オーストラリア、パプアニューギニア等において、環境規制、先住民問題等により我が国企業の資源探査活動が停滞している地域における探査プロジェクト情報を収集した。 ・電子化・データベース化の推進及び情報提供等については以下のとおり実施した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
③非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査 a 地質構造等調査 - 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発を支援するため、我が国企業等のニーズを踏まえた国内外における地質構造調査及び深海底における鉱物資源探査を実施する。 - 地質構造調査の対象地域については、機構が実施する鉱業情報収集等業務による地質・鉱床等の情報及び我が国企業等へのニーズ調査等をもとに、その後の企業等による鉱山開発に繋がる可能性が高い地域に限定して採択する。 - 海外における地質構造調査の実施に当たっては、我が国企業等から負担金を徴収することとし、予め調査期間を設定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は企業負担率を上昇させる。 - 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況	③非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査 a 地質構造等調査 - 地質構造調査の対象地域については、我が国企業等から募集し、機構が有する資源保有国の地質・鉱床、探鉱・開発等の情報や衛星画像解析等による地質・鉱床等の情報解析等をもとに案件を抽出し、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資環境等の要件から構成される明確な採択基準に基づいて、我が国企業等による鉱山開発に繋がる可能性の高い地域に限定して採択する。 - 海外における地質構造調査の実施に当たっては、予め調査期間（最長5年とする。）を設定し、期間内に調査を終了させる。業務の延長に係る厳格な評価をした結果、有望な鉱徴が認められる等、開発に繋がる見込みが高いと判断された案件以外は延長を行わない。調査期間が5年の案件については中間年次において見直しを実施するとともに、期間を延長した場合は毎年見直しを行う。また、調査開始から4年以降については、企業負担率を3分の2に上昇させる。 - 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況に関するデータを取得するため深海底鉱物資源探査専用船を活用し、年1回以上、業務計画、データ取得の方法、有望地域の選定等について、外部専門家の意見を聴取しつつ、効率的、効果的に調査を実施する。 - 深海底におけるコバルト・リッチ・クラスト鉱床	③非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査 a 地質構造等調査 - 海外における地質構造調査については、平成15年度に実施したペルー共和国チキアン東部地域及びフィジー共和国ナモシ地域における調査結果を我が国企業等に提供する。また、我が国企業等が地質構造調査の実施を希望する地域について、機構が有する資源保有国の地質・鉱床、探鉱・開発等の情報をもとに、予め設定した採択基準に基づき、調査実施地域の採択を行い、我が国企業等による鉱山開発に繋がる可能性の高い地域に限定して調査を実施し、報告書を作成する。 - 国内における地質構造調査（精密地質構造調査）については、平成16年度に実施を予定している北薩山田地域について、地質構造調査を実施し、報告書を作成する。 - 海外における地質構造調査及び精密地質構造調査については、平成15年度の地質構造調査結果に関するデータの取りまとめを行うとともに、データベースの整備を進める。 - 平成15年度末で終了した広域地質構造調査事業について、データの整理を実施し、これを機構のホームページにより公表する。 - 中部太平洋の海域におけるコバルト・リッチ・クラスト鉱床の賦存状況を把握するため、第2白嶺丸を用いて、音響調査、深海用ボーリングマシン等によ	i) 日常的に発信：ニュースフラッシュ（48件、記事数893）、カレントトピックス（58件）、金属資源レポート（年6回） ii) セミナー等：海外駐在員帰国報告会年5回（デンバー：7月、バンコク：8月、サンチャゴ：9月、ロンドン：11月、リマ：2月）、海外有力者講演会（モンゴル産業通商大臣：4月、Teck Cominco 社副社長：11月、パプアニューギニア鉱業次官: 2月）、成果報告会の開催(3月30日) iii) 過去実施した海外探鉱データベースシステムの開発 iv) 利便性向上及びアクセス数増加のためにホームページを刷新（HP アクセス:月平均2,389 件）。 - アンケート調査等の実施によるニーズ把握とその結果を踏まえた平成17年度計画の作成を行った。また、ホームページ上で日常的に読者の意見をフォローできるシステムの構築を準備した。 ③非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査 a 地質構造等調査 - 平成15年度に実施した海外における地質構造調査（ペルー共和国チキアン東部地域及びフィジー共和国ナモシ地域）の調査結果を公表すると共に関係企業等に報告書を提供した。 - 平成16年度の海外における地質構造調査については、海外地質構造調査実施細則に則り、募集を行い（5月）、海外地質構造調査審査基準に則り、審査を実施し（6月）、我が国企業等による鉱山開発に繋がる可能性の高い地域に限定してオーストラリア北西クイーンズランド地域及びチリ共和国コジャワシ北西地域の2件を採択した。また、第2次募集を行い（8月）、ペルー共和国チャビン南部地域を追加採択した。採択した上記3地域について地質構造の調査を実施し、結果の解析、報告書の取りまとめを行った。その結果、オーストラリア・北西クイーンズランド地域において、電磁探査により鉱床に係ると推定される板状誘導体が抽出されるなど、各地域において鉱床の存在を示唆する結果を得るとともに、次年度の調査計画策定の指針を得た。 - 国内における地質構造調査（精密地質構造調査）については、北薩・山田地域について、経済産業大臣の認可等を取得し、計画どおり事業を実施した。その結果、鹿児島県菱刈鉱山西方で実施したボーリング調査により有望な含金石英脈を捕捉した（3月3日プレスリリース）。今後は民間企業による探鉱に引き継がれる予定である。また、調査結果を報告書に取りまとめた。 - 地質構造調査結果のデータベースの整備について、海外にお		海外は地質構造調査審査基準に則り、国内は経済産業大臣の認可等を取得して適正に行われているものと思われる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
に関するデータを取得する。特に、中部太平洋のコバルト・リッチ・クラスト鉱床調査については、国際連合のマイニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象とする地域の選定に必要なデータの収集・蓄積を実施する。 ・地質構造等調査の結果取得した地質データ等は、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、データベースを整備して我が国企業等に対して公開する。	調査については、中部太平洋の公海域におけるデータを収集し、国際連合のマイニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象とする地域の選定に必要なデータの迅速かつ適切な使用が可能となるようにデータベースを整備する。 ・深海底における鉱物資源探査によりこれまで蓄積された情報について、中期目標期間終了までに90%以上データベースに蓄積する。 ・地質構造等調査の調査結果については、負担金を徴収した企業等と共有するとともに、データベースに蓄積し、権益確保等に悪影響を及ぼさない範囲でその概要を公表する。	る試料採取を行うことにより、当該海域の資源量を評価する。更に過年度取得データと併せて総合的に検討し、鉱区取得申請に資する優先順位の高い海域（海山）を選定する。 ・平成13年度から構築を進めている深海底鉱物資源のデータ検索システムを完成させ、システムに過年度取得データを登録すると共に、最終的な動作確認を行う。 ・コバルト・リッチ・クラスト鉱床の製錬技術調査については、平成15年度の成果を踏まえて、室内試験等により最適プロセスの検討を行い、その結果を報告書として取りまとめる。	ける地質構造調査については、ホームページでの公開準備のため、過年度に実施した調査の報告書の電子化を進めた。また、国内の精密地質構造調査及び平成15年度末で終了した広域地質構造調査事業については、データ整理を行い、昭和39年度以降実施してきた調査に係る報告書等を検索・閲覧できるよう整備し、機構のホームページに公表した。（検索・閲覧可能情報として、報告書677冊、ボーリング情報1,923孔、金属鉱床情報757情報を登録済み。） ・深海底鉱物資源探査専用船「第2白嶺丸」を用いて、4月上旬から約1ヶ月間、中部太平洋の公海上においてコバルト・リッチ・クラスト鉱床の賦存状況調査（第1次航海）を実施し、音響調査、深海用ボーリングマシン等による試料採取を行った。その結果、概略資源量を評価し、将来の鉱区取得申請の検討に資する優先順位の高い海山を選定した。さらに、選定した海山のうち1海山を対象に、11月中旬から約1ヶ月間、調査密度を高めた調査（第2次航海）を実施し、クラストに関するより詳細なデータ（層厚、品位等）を取得し、併せて大陸棚調査へ貢献するための基盤岩採取を実施した。 ・平成13年度から構築を進めている深海底鉱物資源のデータ検索システムの運用を開始し、最終的な動作確認を行った。システムには、平成15年度までの報告書データ、測定データ・映像データを登録した。 ・コバルト・リッチ・クラスト鉱床の製錬技術調査については、平成15年度成果を踏まえ、室内試験等により最適な製錬プロセスの概念設計に必要なデータを取得した。また、バイオリッチングによる白金を含むクラストからの有価金属回収手法の理論的検討について大学と共同研究を実施した。		
b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成 ・海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、外国企業と共同で探鉱に必要な地質構造調査を実施する我が国企業等に対し、資金の一部を助成する。 ・案件の採択に当たっては、助成対象鉱種等の明確な採択基準を設定・公表し、それに即した案件の採択を実施する。また、助成期間を限定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は、助成率を減少させる。	b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成 ・海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、我が国に対する非鉄金属鉱物資源の安定供給に資する案件かつ鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して、助成を行う。 ・案件の採択に当たっては、毎年度、機構のホームページ等による助成事業の公募を実施するとともに、必要に応じて追加公募を実施し、事業内容、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資環境等の要件から構成される明確な採択基準を設定する。 ・採択基準については、機構のホームページ等により公表する。 ・助成期間は最長5年とし、4年以上プロジェクトを継続する場合には助成率を通常の2分の1から3分の1に減少させる。	b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成 ・海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、機構のホームページによる助成事業の公募を実施し、非鉄金属鉱物資源の安定供給に資する案件かつ鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して、助成を行う。 ・案件の採択にあたっては、公平かつ公正な採択を実現するため予め明確な採択基準を設定、公表し、これに基づく案件採択を行うと共に、採択結果についてホームページ等により公表する。	b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成 ・海外における地質構造の調査に係る助成金交付については、機構のホームページにより助成事業の公募を行い、海外共同地質構造調査事業採択基準に則り、非鉄金属鉱物資源の安定供給に資する案件かつ鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して案件採択を行った。また、採択結果については、ホームページにより公表した（チリ共和国アンディーナ地域を採択）。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査 - 国からの委託を受けて、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性がある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査等を実施する。 - 調査結果については、定期的に、成果報告会を開催し、我が国企業等に対して、積極的に情報提供を行い、調査の結果特に有望と判断された案件については、我が国企業が確実に地質構造調査又は企業探鉱へ引き継ぐことを促進する。 - 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性がある地域の抽出、新鉱床の発見を目的とした調査を行い、相手国の経済発展に資するとともに、相手国の政府機関等に対して、当該調査技術の技術移転を実施する。上記調査については、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、相手国の政府機関等の満足度に関するデータを集計し、適切な見直し、改善を実施して、これらを向上させる。	c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査 - 国からの委託を受けて、機構が保有するノウハウ、情報を活用して、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性がある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査等を実施する。 - 調査結果については、年1回以上、成果報告会を開催し、我が国企業等に積極的に情報を提供するとともに、調査の結果特に有望であると判断された案件については、現地説明会を行い、我が国企業が当該案件を確実に地質構造調査又は企業探鉱へ引き継ぐことを促進する。 - 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、毎年度、相手国の政府機関等に対して、アンケート調査を行い、利用者の満足度を把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標終了までに達成する。	c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査 - 平成15年度に実施した開発途上国国営鉱山公社等との共同調査及び開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査について、成果報告会を開催することにより、調査結果を我が国企業等に積極的に提供する。 - 国からの委託を受けて、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で非鉄金属鉱物資源賦存の可能性がある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査を実施し、報告書を作成し、国に提出する。 - 開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、平成15年度に調査を実施した相手国の政府機関に対して満足度に関するアンケート調査を行い、肯定的評価70%以上を達成する。 - 開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、以下に示す3地域及び1海域において調査を実施し、報告書を作成し、相手国政府に提示する。 (調査実施予定地域、海域) ーモロッコ王国マラケシュ・テクナ地域 ートルコ共和国ホバ地域 ーボリビア共和国ヤニ・ペレチュコ地域 ーフィジー諸島共和国の排他的経済水域内	c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査 - 平成15年に実施した共同研究結果について、機構において成果発表会（5月）を開催し、調査結果を我が国企業等に積極的に提供した（64名参加）。 - 国からの委託を受けて実施する開発途上国国営鉱山公社等との共同調査については、平成16年度から継続して調査する4地域に加え、新たに136のプロジェクトの検討を行い（4月～1月）、そのうちから20プロジェクトの現地確認、更に11プロジェクトの共同調査実施に係る契約交渉を経て、新規に5地域で調査を開始した。その結果、平成16年度は、次の9地域にて調査を実施した。 ーチリ共和国コースタルカッパー地域 ーインドネシア共和国フローレス島地域 ーインドネシア共和国チコトック地域 ーモンゴル国ウンドゥルハーン地域 ーモンゴル国ブーヒンゴル地域 ーアルゼンチン共和国ビクーニャ地域 ーブラジル国アグアペイ地域 ーチリ共和国マイオシンベルト地域 ーアルゼンチン共和国マイオシンベルト地域 - これらの地域のうち、平成17年度に繰り越して調査を継続することとした地域以外の地域について、報告書を作成して国に提出した。 - モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、エクアドル、ペルー、フィリピン等にプロジェクト選定調査団を派遣し、新規に調査を実施するための検討を行った。 - 平成15年度の開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査について、相手国政府機関に対する満足度に関するアンケート調査を行い、肯定的評価100%の結果を得た。 - 平成16年度の開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、以下に示す3地域及び1海域において調査を実施し、調査結果を取りまとめ、相手国政府に提示するとともに、相手国技術者と共同で調査することによるオンザジョブトレーニング等により鉱物資源開発による技術協力を実施した。 (調査実施地域、海域) ーモロッコ王国マラケシュ・テクナ地域 ートルコ共和国ホバ地域 ーボリビア共和国ヤニ・ペレチュコ地域 ーフィジー諸島共和国の排他的経済水域内 - 以上の調査の結果については、モロッコ王国、トルコ共和国及びボリビア共和国において成果報告会を実施し、相手国の鉱物資源探査技術の向上に資した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
④非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 ・鉱物資源探査技術等の開発については、以下の3つに限定して戦略的、重点的に取り組む。 i) 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 ii) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給確保等の政策的必要性が高いもの iii) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発	④非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 ・中期目標期間においては、以下の技術開発に限定して、戦略的、重点的に取り組む。 i) 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 ；高精度物理探査技術の開発、リモートセンシングによる探査技術の開発等 機構自らが実施する地質構造の調査等の業務の効率的実施に資する鉱物資源探査技術等に係る技術開発等を実施する。得られた結果については速やかに地質構造の調査の業務に反映させる。 ii) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給の確保等の政策的必要性の高いもの ；製錬施設を活用した製錬・リサイクルハイブリッドシステムの開発等 これらの案件については、年1回以上我が国企業等に対してヒアリング調査等を実施し、我が国企業等のニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化・波及効果の高い技術を対象とした技術開発を実施する。 iii) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発 ；製錬所煙灰の無害化金属回収技術、製錬所排煙・廃水対策技術等に関する研究協力	④非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 - 平成16年度においては、以下の技術開発を実施する。 i) 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 - 高精度物理探査技術の開発については、従来の電磁探査法よりも検出能力が高く実用的なSQUID磁力計を用いた電磁探査システムの現場検証を行う。 - リモートセンシングによる探査技術開発については、超多バンド光学センサーを活用した、鉱化変質帯の詳細な変質分帯識別の解析手法を研究する。また、高精度合成開口レーダーデータを活用した、低植生地域及び植生地域における岩相及び地質構造を識別するための解析手法を研究する。 ii) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給の確保等の政策的必要性の高いもの - 自動車シュレッターダスト、ハイブリッド車用2次電池から有価金属を回収するとともに、副生するスラグを骨材等として利用可能な水準にするためのシステム構築を目的とし、基礎試験、実証試験設備の設計及び製作を行う。 iii) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発 - 製錬所煙灰の無害化金属回収の一元処理可能なパイロットプラントの製作・現地据付・運転研究の準備を行う（チリ）。 - 製錬所排煙・廃水対策技術に関する研究協力をフォローアップ事業として実施する（中国）。 b. 効率的、効果的な技術開発の実施 - 平成16年度に実施する上記に示す技術開発プロ	④非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進 a. 戦略的・重点的な技術開発の推進 i) 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 －高精度物理探査技術開発については、チリ及びモロッコの探査現場でSQUID磁力計を用いた電磁探査システムの実証試験を実施し、システムの有効性を確認すると共に、実用化に向けての課題を抽出した。また、これらの成果については、報告書に取りまとめ公表した。 －リモートセンシング探査技術開発については、以下の通り実施し、これらの成果については、報告書に取りまとめ公表した。 ア) 超多バンド光学センサーデータ解析技術開発 米国、チリ、イラン北西部地域を対象として、斑岩銅鉱床・浅熱水性鉱床に伴う変質帯を解析するためのスペクトル解析法及びノイズ除去に関する手法を研究した。その結果、変質帯を詳細に識別することができた。 イ) 高精度合成開口レーダーデータ解析技術開発 植生地域における岩相及び地質構造を識別するための手法として、地表の凹凸による散乱特徴を要素分解するという手法を研究した。その結果、植生地域においても岩相及び地質構造を識別することができた。 ii) 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給の確保等の政策的必要性の高いもの －自動車シュレッターダスト（ASR）から有用金属を回収し、副生するスラグを骨材として利用するため、ASR中の塩素分を有効活用した塩化揮発法と還元揮発法の混合法の検討を行い、今後の実証試験で本法の確立を目指すこととなった。 －ハイブリッド車用二次電池からの有用金属を回収するため、水素還元処理試験や連続抽出試験の基礎試験等を実施し、今後の実証試験に向けた関連設備の設計及び製作を開始した。 iii) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発 －製錬所煙灰の無害化金属回収技術に関する研究協力においては、今後の運転研究に向けて、日本側にてパイロットプラントの製作を終了し、チリ側の設置予定製錬所へ搬入を行った。 －製錬所排煙・廃水対策技術に関する研究協力においては、中国側が実施している廃水処理パイロットプラントの運転及び小型廃水処理試験装置による試験に対して、技術指導・支援のフォローアップを実施した。		・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に関わる技術開発の推進については積極的に取り組んでいるものと思われる。ただし、機構でなくてはできない技術開発であるからこそ、民間の技術開発以上にテーマの選定、コスト管理を厳格に行うことに引き続き留意することを期待する。
b. 効率的、効果的な技術開発の実施	b. 効率的、効果的な技術開発の実施 ・各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家		b. 効率的、効果的な技術開発の実施 今後の技術開発の方針・実施体制を以下のように明確化した		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
・非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連の技術開発の実施に当たっては、個別の技術開発プロジェクトについて、プロジェクト毎に事前評価及び中間評価を行い、技術開発の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。	の意見を聴取しつつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を適切に実施する。 ・事前評価及び中間評価については技術評価ガイドラインを策定し、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価をプロジェクト毎に実施する。新規案件の採択に際して、技術開発の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による技術評価を実施することとし、業務の目標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、技術開発の期間が5年以上の案件については、中間年次において外部の有識者による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。 ・機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見の活用を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・プロジェクト終了後に外部専門家による事後評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホームページ等にその成果を公表する。	ジェクトについて、外部専門家から構成される委員会等を開催し、専門家の意見を参考に事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、適切に事業を実施する。 ・事前評価、中間評価、事後評価の実施については、予め設定した技術評価ガイドラインに基づき、適当な時期に外部専門家による技術評価を実施し、評価結果については、遅滞なく機構のホームページ等により公表する。 ・平成16年度事業のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野について、内外の大学等の研究機関や企業等と共同研究を実施する。 ・技術開発のシーズ、ニーズ把握のため、技術動向調査、海外研究者招聘、新技術の発展に資するための基礎研究（大学等研究機関との共同研究）等により新技術情報の収集を行い、新規技術開発事業の検討を行う。	技術開発戦略を策定した。 ―探鉱、開発・製錬、資源循環及び鉱害防止技術の資源開発分野毎に、現状把握、課題抽出を行い、具体的な方向性を策定した。 ―方向性に即して、効率かつ効果的な実施体制に変更（事業ニーズに即した新たなチームの新設と効率的事業運営を図るために当該チームの事業部門への移管等） ・外部専門家から構成される委員会を開催し、専門家の意見を聴取しつつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を実施した。（鉱物資源探査技術開発研究会（7回開催）、製錬/リサイクルハイブリッドシステム開発委員会（5回開催）、製錬所煙灰の無害化金属回収技術に関する研究協力委員会（2回開催）、製錬所排煙・廃水対策技術専門部会（1回開催）） ・探査技術の開発については、予め設定した技術評価ガイドラインに基づき、9月に外部専門家による技術評価専門部会を開催し、中間評価を受けた。その結果、①目的、②目標・計画の妥当性、③事業体制・運営の妥当性、④達成度、成果の意義、⑤実用可能性、普及、広報、波及効果の全ての項目において妥当であるとの評価を受けた。また、中間評価の結果をホームページに掲載した。 ・また、製錬・リサイクルハイブリッドシステムの開発については、外部専門家による中間評価委員会を国の主催で開催した。 ・以下のような、基礎的・理論的研究を大学等との共同研究（8件）や海外研究者の招聘等により実施した。更に技術研究所を積極的に活用した。 ―新探査・生産技術の開発及び製錬／リサイクルハイブリッドシステムの開発について、各大学及び財団法人秋田県資源技術開発機構と共同研究を実施した。 ―湿式製錬技術（バイオリーチング）について、大学との共同研究等を通じて本分野における技術課題を抽出した。更に、来年度以降の本格的な事業開始に備え、バイオリーチング等を活用した湿式製錬技術開発事業の事業計画立案や研究環境（設備購入、改装）の整備等を実施した。 ―研究協力事業（チリ）について、カウンターパート（チリ冶金研究所）から研究者を招聘し、砒素等有害物質固定化等について情報交換を実施した。		
2. 資源国家備蓄等の推進 (1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援 ①国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理 a. 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理 ・国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入	2. 資源国家備蓄等の推進 (1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援 ①国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理 a. 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理 ・国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入	2. 資源国家備蓄等の推進 (1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援 ①国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理 a. 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理 ・ 現行の管理基準に基づき、国家備蓄石油の蔵置状	2. 資源国家備蓄等の推進 (1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援 ①国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理 a. 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理 ・ 国家備蓄石油の維持管理業務として、定期検査等を通じて備蓄石油の数量及び品質の確認を行い、平成16年度国家備蓄	B	・無事故・無災害の実績を継続し、適切な維持管理はほぼ目標どおりに達成できているものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
の品質等の適切な維持・管理 ・国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入時、基地内移送時等の数量・品質を的確に把握し、国に定期的に報告する。 ・国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準等の見直しを行い、国に提案し、より統一かつ適切な管理を実施する。 ・国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の原油需給状況等を踏まえ、最も適した品質の石油を購入できるよう、国に必要な情報を提供する。 ・国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広く流通している良質の石油ガスを購入できるよう、国に必要な情報を提供する。	時、基地内移送時等の数量・品質を操業サービス会社及び民間石油会社等との間での確に把握し、国に対して数量、管理状況等について毎月1回、品質状況について毎年度1回報告する。 ・国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準について、定期的に数量、品質等を検証し、必要に応じて、新たな品質管理の方法を取り入れる等の見直しを行い、国に提案し、より統一かつ適切な品質管理を実施する。 ・国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の原油需給状況等を踏まえ、長期備蓄に不適な高濃度硫化水素含有原油の入替及び我が国全体の原油需給状況等に適合した軽・中質原油の比率・油種構成を達成するため、国に必要な情報を提供する。 ・国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広く流通し品質が保持された石油ガスを購入できるよう、国に必要な情報を提供する。	態、搬出・搬入時、基地内移送時等の数量・品質を操業サービス会社及び民間石油会社等との間での確に把握する。数量・管理状況等（タンク毎）については毎月1回、品質状況（密度、水分等のデータ報告等）については毎年度1回、操業サービス会社及び民間石油会社等から報告を求め、定期的に検証を行う。この結果を踏まえ、国に対して数量・管理状況等について毎月1回、品質状況について毎年度1回報告する。 ・平成17年度の石油ガス国家備蓄基地の一部操業開始までに、石油備蓄を参考にしつつ、適切な国の物品管理のための国家備蓄石油ガスの数量・品質管理等に係る管理基準及びマニュアルを作成し、国に報告する。 ・国家備蓄石油の油種入替事業を効率的に実施するため、油価動向、国内外の石油需給状況等の情報収集、民間石油会社等へのヒアリング、我が国の石油輸入動向調査等の実施によって、我が国全体の原油需給状況等に適合した軽・中質原油の比率・油種構成を把握し、国に必要な情報を提供する。 ・平成17年度に国が国家備蓄石油ガスの購入を実施する際に必要な石油ガスの品質等（民間石油ガス輸入各社及び各種の規格等）について調査・情報収集し、その結果・データ等を国に提供する。	石油の数量及び品質状況報告として4月に国に提出した。また、数量については、上記報告とは別に、国家備蓄石油の保有数量報告として毎月1回定期的に国への報告を実施した。 ・国家備蓄石油ガスの品質管理、在庫管理、保税管理等の運転全般に関する基本方針を作成し、七尾基地については同方針を運転管理マニュアルに反映した。福島・神栖基地については操業サービスを委託する隣接事業者と調整作業を継続中である。 ・油種入替に必要な情報収集（油価動向、国内外の石油需給状況、民間石油会社等からのヒアリング情報、我が国の石油輸入動向等）を継続したほか、平成16年度の油種入替事業が困難な現状分析を実施した。分析結果については、国に情報提供するとともに、平成17年度の油種入替事実施スキーム案・対応策を検討し、国への提案を行った。 ・国家備蓄石油ガスの購入に際して必要となる石油ガスの品質について、民間輸入業者の受入基準等を調査・情報収集し、それらを踏まえた機構の検討結果・関連データ等について、国への情報提供を実施した。		
b. 国家備蓄基地の安全な管理 ・国家備蓄基地の安全を確保して、これまで維持してきた無事故・無災害の実績を中期目標期間内において継続する。 ・国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備え、防除対策を厳重に講じるとともに、危機管理の観点から、業務項目の点検、適切な損害保険の付保、危機対応マニュアル等の整備を実施する。 ・国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小化するため、環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を実施する。	b. 国家備蓄基地の安全な管理 ・以下に掲げる職員の教育訓練、関係機関との連携強化、統一的な安全基準の策定を通じた防災水準の向上により、国家備蓄基地の安全を確保して、中期目標期間内において無事故・無災害の実績を継続する。 - i)職員の教育訓練の実施 - 安全対策の知見の標準化と相互共有化や共同研修・訓練の実施、人材交流の拡大により、操業サービス会社が実施する職員の教育訓練を支援する。 - ii)関係機関との連携強化 - すべての基地において地方公共団体、消防、海上保安庁、警察等との平常時からの連携体制を強化し、共同訓練等を実施する。 - iii)統一的な安全性評価基準の策定 - 安全防災の確保に関する調査研究を通じて統一的な安全性評価基準を策定し、各基地の評価を実施する。 ・国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備えるため、引き続き回収システムやオイルフェンス等の対	b. 国家備蓄基地の安全な管理 ・専門的知見を有する外部機関と連携・協力を進める他、新たな防災手法・防災資機材の活用、備蓄事業全体の安全管理に関する知識、技能、業務遂行能力の維持・向上を図ることによって、国家備蓄基地の安全を確保し、無事故・無災害の実績を継続する。 ・国家備蓄基地の安全確保及び国家備蓄石油の万一の流出に備えるための対策・訓練として、①火災消火・海洋汚染防除訓練、広報危機管理訓練、緊急時を想定した情報伝達訓練等の各種訓練、②通信体制の整備（緊急連絡用通信網の確保）、③オイルフェンス等のタンカー用排出油防除資材の維持管理、④国家備蓄基地の安全性評価手法・統一的な安全性評価基準に係る検討等を実施する。 ・安全防災関連の調査研究（海上防災体制の整備、国家備蓄基地の新消火システム等）を実施し、その有用性、今後の実用可能性等について評価及びデータベース化するとともに、知見を有する外部専門機関による外部評価を受け、今後の調査研究方針・計画の策定に反映させる。また、得られた成果、データ	b. 国家備蓄基地の安全な管理 ・専門的知見を有する外部機関職員による講演会、基地防災関係者間の事例発表・意見交換会等を通じて安全意識の向上に努めたほか、各規制官庁（資源エネルギー庁、消防庁、海上保安庁他）との連携・協力により、国家備蓄基地の安全を確保し、無事故・無災害の実績を継続した。 ・国家備蓄基地の安全確保のための各種安全防災対策・訓練（①国内における火災消火／油海洋汚染防除訓練（7回）・海外におけるテキサス A&M 大学訓練センター実火災訓練／オーストラリア海上流出油対応センター（AMOSC）流出油防除訓練、機構本部及び各基地における広報危機管理訓練（3回）、②緊急連絡用通信網として衛星電話等の維持管理業務、③オイルフェンス等のタンカー用排出油防除資材の維持管理業務、④地上／地中タンク基地の現地調査、緊急時の即応体制、連絡体制等に係るヒアリング調査等）を実施した。 ・防災水準の維持・向上等に資する調査研究テーマの選定を行い、4テーマ（①国家備蓄基地における危機管理体制のあり方、②海上防災体制の整備、③国家備蓄基地の新消火システム、④ハロン消火設備の代替設備）について調査研究を実施した。各種調査結果については、調査テーマ毎に設置された専門家から成る各調査委員会の検証・評価等を踏まえた上で、データベース化、国へ提出する報告書を取りまとめ、3		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
c. 地域社会との共生 - 国家備蓄基地は地域社会との共生の上にその機能が十分に発揮されるものであることを踏まえ、地方公共団体等の関係機関と密接な協力関係を強化し、信頼関係を構築する。 - 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地事務所等を通じ、国家備蓄基地の広報展示施設やパンフレット等を利用して、地域社会に対する広報活動を実施する。広報活動については、定期的にアンケート調査、外部評価を実施して広報展示施設訪問者等の満足度に関するデータを集計し、適切な見直し、改善を実施して、これらを業務に反映する。	策や訓練を実施する。また、機構及び操業サービス会社の行う各業務項目を危機管理の観点から点検し、適切な損害保険を付保するとともに、万一の事故・災害発生においても自律的対応が図られるようマニュアルの整備等を行う。 - 国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小化するため、常に環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を実施することとし、その結果や取り組みの状況について地域の住民・環境関係機関等に対し広報を実施する。 c. 地域社会との共生 - 機構の現地事務所を通じ、国家備蓄基地の管理を委託する操業サービス会社等と共同で地方公共団体を始めとする関係機関との連絡体制の維持・拡充を図り、緊密な連携・協力関係を強化、維持する。さらに、地元関係企業等との情報交換を通じて地域社会との交流・連携を促進する。 - 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地事務所等を通じ、操業サービス会社と協力して、国家備蓄基地の広報展示施設の案内やパンフレット等の配布を広く実施するとともに、地方公共団体や教育委員会の協力を仰ぎ、地域説明会等の開催、広報展示施設や国家備蓄基地への訪問者受入（特殊法人のときは年間10万人程度）等を通じて、国民が国家備蓄事業に接する機会を充実させ、中期目標期間中にこれらの参加者、訪問者数等を5%以上増加させる。また、広報展示施設への訪問者に対するアンケートを実施し、訪問者の満足度を把握し調査結果を業務に反映させ、これを踏まえて広報展示施設や広報活動を改善して機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。	等については、必要に応じ国等に情報提供し、国による今後の法令改正、規制緩和等に対応する。 - 国家備蓄石油及び国家備蓄基地施設に係る適切な損害保険を付保するため、現行の各種保険の統合等の作業を進めるとともに、適正水準の損害保険設計に取り組む。 - 中期目標期間中に総合的なリスクマネジメント体制を構築することを目的として、内部検討委員会を中心に、提携する外部専門機関の選定、全体計画立案、リスクの洗い出し・具体的な対策検討、機構職員への周知・知識共有等を含むリスクマネジメント体制の基本的枠組みを整備する。 - 国家備蓄石油を安全に管理し、環境への影響を極小化するため、環境モニタリング業務として基地沿岸域環境情報マップを作成し、その結果について、各地域の環境関係機関、地方公共団体等に対し情報提供する。 c. 地域社会との共生 - 国家備蓄の国直轄化による新体制を踏まえた備蓄事業について、パンフレットの作成・配布を通じて、国家備蓄基地が所在する各地域のみならず国民等へ広く紹介する。また、機構のホームページについて、国・業界関係者だけではなく、一般国民を対象とした分かり易い内容・構成とすることで、備蓄事業に対する関心が高まるような工夫、改訂等を実施する。 - 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地事務所等を積極的に活用し、地域説明会等を開催する他、地方公共団体や教育委員会の関係者に働きかけを行い、広報展示施設や国家備蓄基地への訪問を促す積極的な広報活動を展開する。また、現地事務所の意見等を踏まえて、中長期的な広報戦略・企画等の見直し・改善等を行うことによって、国民の備蓄事業に接する機会及び広報展示施設等への訪問機会の拡大につなげる。 - 広報展示施設等への訪問者に対するアンケートを実施し、アンケート結果については業務に反映させ、これを踏まえて広報展示施設や広報活動を改善する。 d. 国際協力 - 国際エネルギー情勢、石油市況等の動向、諸外国の	月末に国への報告を実施した。 - 損害保険の付保形式・内容等の見直し（機構の「一括付保」形式に変更等）により、前年度契約実績比約18%（約10億円、年間ベース）の削減を達成した。また、保険契約の本数についても大幅な集約化（約130件→5件）を行った。 - 備蓄事業全般における総合的なリスク管理の観点から、職員へのアンケート・管理職クラスへのヒアリング調査等を通じて、想定し得るリスクの洗い出し、評価、優先順位付け等の基本作業を実施した。また、セミナー・研修等により資源備蓄本部内で情報共有したほか、各リスクに対する具体的な対策、平成17年度以降の作業方針・実施体制等についての検討を行った。 - 環境モニタリング業務として、菊間基地及び上五島基地周辺地域の沿岸域環境情報マップを作成し、地元自治体等の関係機関への配布、情報提供等を実施した。 c. 地域社会との共生 - 国家備蓄基地が所在する各地域住民、国民等に対して、新体制移行後の備蓄事業、機構の役割等を広く紹介するため、各種パンフレットの作成・配布（①和文パンフ「石油の備蓄」6月発行、②英文パンフ「Petroleum Stockpiling」10月発行、③各国家備蓄基地のリーフレット10月発行、④小学生向け備蓄広報パンフレット「カエル探偵局の大冒険」12月発行）を実施した。また、機構全体のホームページ（HP）改訂と併せて備蓄部門のHPの改訂を実施した。 - 備蓄事務所を中心に、地元イベント等（①中国電力のCM撮影協力（志布志）、②ちかび展示館イベント開催（串木野）、③地元小学校の地域実習協力（福島）等）の機会を活用し、備蓄事業に係る広報活動を積極的に実施した。 - 平成16年4月からの広報展示施設への訪問者数の分類・集計作業を実施するとともに、併せて11月より訪問者アンケートを試行的に実施した。平成17年4月にアンケートの集計結果をとりまとめ、来訪者の満足度、機構に対する要望等を踏まえた上で、17年度以降の備蓄広報戦略を策定した。		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
d. 国際協力 ・ I E A等の機関へ積極的に参画し、また、機構が有する海外事務所のネットワークを活用することにより、国際エネルギー情勢等に関する情報を収集・蓄積するとともに、国際機関、備蓄制度を有する諸外国の備蓄実施機関等との連携に努め、意見交換等を通じて得られる知見を活用して、国家備蓄の統合管理業務の安全性、効率性、機動性を向上する。 ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへの協力を、専門家派遣等により人的・技術的な面で支援する。 e. 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進 ・ 国家備蓄の統合管理業務の一環として、中長期的な観点から、国家備蓄の費用の低減、国家備蓄基地における安全性の維持・向上等を実現するための調査研究・技術開発を実施する。 ・ 調査研究・技術開発の成果については、外部評価を受けるとともに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じて効果・効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。 ・ 備蓄基地施設、備蓄体制等の維持・管理に必要な技術情報、技術・ノウハウの集約化、体系化、技術者の育成等により、基地施設の技術的課	d. 国際協力 ・ I E A等関連会議・ワークショップへ積極的に参加するとともに、機構が有する海外事務所のネットワークを活用して、国際エネルギー情勢、石油市況等の動向、諸外国の備蓄制度等に関する情報を収集する。得られた情報はデータベースに蓄積し、関係部署へ提供することにより、備蓄業務の安全性・効率性の向上に活用する。 ・ 国際機関、備蓄制度を有する諸外国の備蓄実施機関等と連携し、緊急時対応体制強化や共有する問題点の改善に向けた協力、先進的な事例の導入を実施することにより、備蓄業務の安全性、効率性、緊急時対応の機動性を向上する。 ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへの協力を、備蓄専門家の派遣、備蓄調査ミッションの受入等の実施を通じ、人的・技術的な面で支援する。 e. 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進 ・ 国家備蓄事業の中長期的な費用の低減、安全性、機動性の向上等の効果が期待できるテーマ別調査研究・技術開発を産学官の連携等により実施する。特に、地下備蓄方式については、維持管理・建設面で高度の技術ノウハウ、専門知識等を要することから、安全性及び機動性の強化のための技術力を蓄積・向上する。 ・ 調査研究・技術開発の成果については、知見を有する外部専門機関による外部評価を受けるとともに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じてその効果・効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。また、その成果及び導入実績についてデータベースに蓄積するとともに、国に報告する。 ・ 操業サービス会社と連携し、操業に携わる技術系人材の訓練を通じた育成をする。	備蓄制度等に関する情報を取りまとめ、電子メールによる関係部署への情報発信及びデータベース化を行うとともに、国に必要な情報を提供する。 ・ 海外の備蓄機関（アジアの I E A加盟国でもある韓国KNOC、欧米諸国の備蓄実施機関等）との情報交換等を通じて、技術的事項や備蓄政策等に係る情報収集を行う。得られた情報については、必要に応じて、国等に提供するとともに、備蓄事業の安全性・効率性・機動性向上のための方策検討に活用するため、主要国の備蓄事情について取りまとめる。 ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化のための多国間及び2国間協力等の実施に向け、アジアの備蓄未整備国の備蓄制度構築に向けた動向等の関連情報の収集を行うとともに、機構が実施し得る人的・技術的な面での支援内容案について検討し、国からの具体的な支援要請に応える。また、協力相手国からの備蓄調査ミッション受入等を通じて、我が国が培ってきた備蓄事業の経験、制度、人的・技術的な面での支援を行う。 ・ e. 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進 ・ 国家備蓄事業の信頼性・安全性向上、コスト削減等に資する備蓄技術関連の調査研究（貯蔵船の長期保全、岩盤タンク点検技術等）を実施し、その有用性、今後の実用可能性等について評価及びデータベース化するとともに、知見を有する外部専門機関による外部評価を受け、今後の調査研究方針・計画の策定に反映させる。また、得られた成果、データ等については、必要に応じ国等に情報提供し、国による今後の法令改正、規制緩和等に対応する。 ・ 調査研究の成果については、国家備蓄基地の現場に積極的に導入・適用するとともに、技術調査研究成果発表会の開催等を通じて、備蓄基地の操業体制強化に活用する。また、その効果を設備の故障率の低減、余寿命予測精度の向上による保全周期の延長、環境汚染物質の排出量の削減など定量的な指標を用いて検証・評価し、国に報告する。 ・ 石油地下備蓄基地の維持管理及び石油ガス地下備蓄基地の建設については、継続的な安全性評価が必要であり、また常に地下水封機能の維持等の高度な技術的課題に適切に対処することが求められるため、地下備蓄システム維持管理業務として、以下に掲げる項目を実施する。	d. 国際協力 ・ デイリーの石油市況、国際エネルギー情勢等を情報収集・分析し、イントラネット上で機構内に情報提供を実施した。また、エネルギー情勢をとりまとめた報告資料をイントラネット上に掲載し、機構内の情報共有化を図るとともに、国への情報提供も毎週定期的に実施した。 ・ 国際機関、海外の備蓄機関との会議・ワークショップ等へ参加し、欧米諸国を中心とする各国備蓄機関との交流や情報交換等を通じて備蓄政策や技術的事項等の情報収集活動を実施し、業務上必要な最新情報のとりまとめ、データベース化、情報発信等を実施した（6月・11月 IEA／SEQ 会議への参加、9月欧州 ACOMES 会議への参加、11月韓国石油公社（KNOC）との協議、11月ハンガリー備蓄機関（KKKZS）及び米国エネルギー省（DOE）主催の備蓄セミナーへの参加、1月中国への備蓄協力ミッション派遣等）。また、機構・韓国 KNOC 双方で相互協力のための覚書（MOU）を締結することを合意し、定期協議の開催、維持管理・技術情報の交換、双方のミッション受入を柱とする内容の MOU を1月締結した。 ・ 国が ASEAN+3 備蓄協力に基づき、タイ・フィリピンを対象とした石油備蓄 F/S 支援事業を実施中であり、機構も同支援事業にメンバーとして参画し、備蓄データ、技術情報等の提供を実施した。また、石油備蓄に関する国際協力プロジェクトの一環として、1月国際協力機構（JICA）主催のエネルギー分野ワークショップにおいて、国とともに備蓄専門機関からの視点で備蓄技術に係る講演を実施した。 e. 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進 ・ 技術調査の成果として、平成16年4月1日に消防法「危険物の規制に関する政令改正」が施行され、地中タンク（秋田基地）の開放周期を10年から13年にする規制緩和を実現した（当該地中タンク開放周期延長により約3億円（約0.7億円/年間）のタンク開放経費節減の見込み）。また、9月に消防庁より提示された「技術基準の改正」案（H18年4月1日施行予定。主にタンクの安全基準の見直し）に対し、現行基準が改正され、新たに地域別の技術基準が導入された場合、タンク浮屋根強度・運用液面レベル基準の強化・見直し等により、安全性・コスト面で大きく影響を受けるため、適正な改正を求め、資源エネルギー庁と協働して対応を実施中である。 ・ 安全性向上、コスト削減等に資する調査研究テーマの選定を行い、7テーマ（①石油貯蔵船の長期保全支援システム、②陸上タンク塗装更新の最適化、③備蓄タンクの供用適正評価基準とリスクマネジメント技術、④海洋生物防汚塗料の安全性評価、⑤油中ポンプ保全技術合理化、⑥原油スラッジ堆積予測システムの保守、⑦原油スラッジ堆積予測システムの維持管理）について調査研究を実施した。各種調査結果については、調査テーマ毎に設置された専門家から成る各調査委員会の検証・評価等を踏まえた上で、データベース化、国へ提出する報告書を取りまとめ、3月末に国への報告を実施し		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
題に対応する体制を整備し、安全性及び機動性を強化する。 f. 国民に対する積極的な情報提供 ・機構は、国家備蓄石油・石油ガスの数量について機構のホームページを通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施する。 ②機動的な備蓄放出 ・国家備蓄石油の機動的な放出を実施するため、経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出が可能な体制を整備する。	f. 国民に対する積極的な情報提供 ・国家備蓄石油・石油ガスの数量について、機構のホームページを通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施する。 ②機動的な備蓄放出 ・経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出を可能とするため、以下のような体制の整備を行う。 i) 石油国家備蓄基地・民間タンク借上基地の補修等の年間事業計画を的確に管理する。 ii) 緊急放出訓練を毎年度計画的に実施するこ	i) エンジニアリング業務 －地下備蓄基地の建設及び操業段階の各種データ分析・評価、データベース化等による情報整理 －石油の操業現場における維持管理上の技術課題（水封機能の確保等）の検討及び調査・対策工事の実施 －石油ガスの建設現場における操業時を睨んだ技術課題（水封機能の管理手法等）の検討 ii) 安全・環境保全業務 －地下備蓄基地の技術的安全性の評価、建設・操業の安全性に関する技術基準の検討 －操業・建設現場における安全対策工事、設計・仕様変更等の検討及び実施 iii) 国際基準との整合化業務 －海外の地下岩盤備蓄技術に関する安全基準・規制化、国際基準化の動向等に関する調査・情報収集 －国際比較を踏まえた我が国の地下備蓄基地の現行安全基準・設計基準等に対する評価及び自主管理基準策定のための検討 f. 国民に対する積極的な情報提供 ・国家備蓄石油の数量等について、機構のホームページを通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施する。 ・ホームページ掲載内容は必要に応じ更新し、うち国家備蓄石油の数量については、毎月更新することによって常に新しい情報を国民に提供する。また、英語版を充実させることにより、海外への情報発信についても積極的に実施する。 ②機動的な備蓄放出 ・経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出を可能とする体制を維持するために、以下の作業を実施する。 i) 石油国家備蓄基地、民間タンク借上基地のハード面における補修等の年間事業計画を的確に管理するため、機構本部・現地事務所、操業サービス会社、民間タンク借上先の各社等との連携を深化させ、毎月定期的に補修工事の変更等の発生有無を確認する。	た。 ・地下備蓄システム維持管理業務として、以下に掲げる項目を実施し、専門家からなる委員会の評価等を踏まえた上で、データベース化の上、3月末に国へ報告書を提出した。 i) エンジニアリング業務 －地下石油備蓄基地の継続的な安全性評価のために必要な各種データの一元管理のため、これまで石油地下備蓄基地毎（久慈・菊間・串木野）に整理されていた建設及び操業段階の各種データを項目別に分析・評価、再整理し、電子ファイル化を実施した。また、水封機能が一部地域において低下している久慈基地において、対策工事を実施した。 ii) 安全・環境保全業務 －岩盤貯槽内に長期間備蓄された石油ガスの品質劣化の有無について確認調査を実施し、品質への影響がほとんどないことを確認した。 iii) 国際基準との整合化業務 －波方・倉敷基地の設備及び操業について、国内法の技術基準のみならず、国際的な保安基準に準拠するものとするため、石油ガス地下貯槽の保安性能に関する実質的な国際基準である欧州連合基準に基づき、両基地において設計・仕様の変更（フェイル・セーフ・バルブの導入等）を実施するとともに、各種基準案（安全、操業、維持保全、設計、保安検査等）の作成を開始した。 f. 国民に対する積極的な情報提供 ・機構全体のホームページ（HP）改訂と併せて備蓄部門のHP改訂を行い、備蓄事業に係る情報・データの提供を実施した。 ・HP掲載内容については適宜更新を行うとともに、備蓄関連情報のうち、国家石油備蓄の数量については、常に最新のデータをHPに掲載した。HPを通じ備蓄に関する意見照会があったものについては、迅速に電子メール等にて回答を実施した。また、英語版のHPも作成し、海外への情報発信に活用したほか、各種パンフレット等の作成・配布を通じて積極的に国民に情報提供を実施した。 ②機動的な備蓄放出 ・経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出を可能とする体制を維持するために、以下の作業を実施した。 i) 機動的な備蓄放出体制を維持するため、石油国家備蓄基地・民間タンク借上基地について毎月定期的に補修工事の発生有無を確認し、対応可能な放出期間、放出量等の情報を国に報告した。		・緊急放出訓練、マニュアルの改定を通じて、機動的な放出体制が維持できているものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント																																																																																																																												
・このため、緊急時における国家備蓄石油の放出において、想定しうる事態や規模に対応できるよう放出マニュアル等の整備、必要な訓練の実施、補修等の年間計画の管理を行う。 ・国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、操業開始までに、国家備蓄石油と同程度に機動的な放出が可能な体制、放出マニュアル等を整備する。	とにより、許認可の取得等各種手続きの迅速化や、国家備蓄石油の払出業務を委託する操業サービス会社の荷役技能を維持・向上する。 iii) I E A主要加盟国の緊急放出体制の現状、放出時の入札予定価格等の情報についても情報収集、分析し、これらの結果を踏まえ、適宜放出マニュアル等の改正を実施する。 ・国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、国家備蓄石油と同程度に機動的な放出を可能とする体制を早急に確立するため、国内需給バランス等の既存情報を収集・整理するとともに、国家備蓄石油ガスの売却方法、価格設定、移送方法等についての放出マニュアル等を整備する。また中期目標期間中に操業を開始する七尾基地、福島基地及び神栖基地については、操業開始までに上記放出マニュアル等の遵守を徹底する等、所要の体制を整備する。	ii) タンカーを使用する緊急放出実技訓練に加え、タンカーを使用しない緊急放出代替訓練を行うとともに、荷役技能評価を実施する。 iii) 石油市況の動向等に係る情報収集、I E A主要加盟国における緊急放出体制、放出時の入札予定価格等の比較分析等を実施することにより、必要に応じて放出マニュアル等の改訂・整備を実施する。 ・平成17年度の石油ガス国家備蓄基地の一部操業開始までに国家備蓄石油ガスの緊急放出体制を確立するため、国内需給バランス、国際市場等に関する情報を収集・整理した上で、国家備蓄石油ガスの売却方法、価格設定、移送方法等の放出に係る基本方針案を策定し、国に提案する。 ・石油ガス国家備蓄事業について、国、操業サービスを委託する事業者等と協議しつつ、平成16年度内に地上方式3基地（七尾・福島・神栖）に係る放出マニュアルの基本的枠組みを完成させる等、平成17年度の操業開始までに国家備蓄石油ガスの緊急時放出体制に係る整備を進める。	ii) 緊急放出訓練については、国家備蓄6基地（むつ小川原、苫小牧東部、菊間、串木野、志布志、福井）の実技訓練、4基地（白島、上五島、久慈、秋田）の代替訓練を計画どおり実施した。 iii) 機構が実施した操業サービス会社への実務ヒアリング、及び国が民間石油会社を対象に実施したアンケート調査（緊急放出時に購入を希望する油種・払出基地等の洗い出し）の結果を踏まえ、現行の放出マニュアルの改訂案を作成した。 ・国家備蓄石油ガスの緊急放出時の売却方法、移送方法案を検討するにあたり、輸入元売15社を対象に石油ガスの民間物流調査を実施し、現時点における民間物流状況を把握した。また、調査結果を踏まえ、国家備蓄石油ガスの放出基本方針案を作成し、国への提案を行った。 ・平成17年度の石油ガス国家備蓄基地の一部操業開始までに国家備蓄石油ガスの緊急時放出に係る体制整備（放出マニュアル作成等）を進めるため、必要な情報収集・検討作業（波方基地の低温出荷 F/S、各放出方法による放出可能量の算定等）を実施した。		・石油ガス国家備蓄基地建設は計画どおり進んでいるものと思われる。石油地下備蓄基地について、各基地の建設、操業等のデータを一元管理すべく集約したことは業務の統合管理に資することと評価できる。																																																																																																																												
③石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備 ・現在、5箇所が進められている石油ガス国家備蓄基地建設については、地上タンク方式の七尾基地、福島基地及び神栖基地は平成17年度、地下備蓄方式の波方基地及び倉敷基地は、それぞれ平成20年度及び平成21年度を完成の目標として整備する。これを踏まえ、中期計画において、各基地毎に、建設作業工程等の中期目標期間中における具体的目標を設定し、毎年度その達成度を評価する。 ・中期目標期間中に建設が終了する石油ガス国家備蓄基地については、石油ガス搬入までに操業体制を確立し、円滑な操業開始を実現する。	③石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備 ・現在、5箇所が進められている石油ガス国家備蓄基地建設の完成予定及び年度別進捗率の目標を以下の通りとし、適切な工程管理の下に基地建設を推進する。 <table><tr><th>立地点</th><th>七尾 (地上)</th><th>福島 (地上)</th><th>神栖 (地上)</th><th>波方 (地下)</th><th>倉敷 (地下)</th></tr><tr><td>完成予定</td><td>H17年7月</td><td>H17年9月</td><td>H17年12月</td><td>H20年12月</td><td>H21年7月</td></tr><tr><td>進捗率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>16年度末</td><td>85±5%</td><td>85±5%</td><td>75±5%</td><td>35±5%</td><td>30±5%</td></tr><tr><td>17年度末</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>55±5%</td><td>50±5%</td></tr><tr><td>18年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>80±5%</td><td>65±5%</td></tr><tr><td>19年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>95±5%</td><td>90±5%</td></tr></table> ・中期目標期間中に建設が完了する七尾基地、福島基地及び神栖基地については、石油ガス搬入までに、操業サービスを委託する事業者との間において操業委託に必要な組織・人員を確定するとともに、操業に携わる人員に対し、所要の教育・訓練を行い、安全・確実に操業する体制を整備する。	立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)	完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月	進捗率						16年度末	85±5%	85±5%	75±5%	35±5%	30±5%	17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%	18年度末				80±5%	65±5%	19年度末				95±5%	90±5%	③石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備 ・現在、5箇所を進めている石油ガス国家備蓄基地建設について、下表に示す平成16年度末進捗率の目標を達成すべく、以下の通り適切なプロジェクト管理及び工程管理の下に基地建設を推進する。 <table><tr><th>立地点</th><th>七尾 (地上)</th><th>福島 (地上)</th><th>神栖 (地上)</th><th>波方 (地下)</th><th>倉敷 (地下)</th></tr><tr><td>完成予定</td><td>H17年7月</td><td>H17年9月</td><td>H17年12月</td><td>H20年12月</td><td>H21年7月</td></tr><tr><td>進捗率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>16年度末</td><td>85±5%</td><td>85±5%</td><td>75±5%</td><td>35±5%</td><td>30±5%</td></tr><tr><td>17年度末</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>55±5%</td><td>50±5%</td></tr><tr><td>18年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>80±5%</td><td>65±5%</td></tr><tr><td>19年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>95±5%</td><td>90±5%</td></tr></table> i) 工事施工会社等との月次連絡会を開催し、工事の進捗状況、懸案事項等を確実に把握し、タイムリーな対応、適切な措置等を講じる。 ii) 安全に工事を実施するため、現地工事従事者への安全教育、工事情報の共有化等を徹底するとともに、月例安全査察を実施し、問題点を明確化し、必要な対策を講じる。 iii) 工事実施状況、環境保全状況等について、必要に応じて地域に対する情報提供を実施する。	立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)	完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月	進捗率						16年度末	85±5%	85±5%	75±5%	35±5%	30±5%	17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%	18年度末				80±5%	65±5%	19年度末				95±5%	90±5%	③石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備 ・現在、5箇所を進めている石油ガス国家備蓄基地建設について、下表に示す平成16年度末進捗率の目標を達成するとともに、以下の通り適切なプロジェクト管理及び工程管理の下に基地建設を推進した。 <table><tr><th>立地点</th><th>七尾 (地上)</th><th>福島 (地上)</th><th>神栖 (地上)</th><th>波方 (地下)</th><th>倉敷 (地下)</th></tr><tr><td>完成予定</td><td>H17年7月</td><td>H17年9月</td><td>H17年12月</td><td>H20年12月</td><td>H21年7月</td></tr><tr><td>進捗率</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>16年度末</td><td>91%</td><td>87%</td><td>73%</td><td>35%</td><td>26%</td></tr><tr><td>17年度末</td><td>100%</td><td>100%</td><td>100%</td><td>55±5%</td><td>50±5%</td></tr><tr><td>18年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>80±5%</td><td>65±5%</td></tr><tr><td>19年度末</td><td></td><td></td><td></td><td>95±5%</td><td>90±5%</td></tr></table> i) 5基地とも工事施工会社等との月次連絡会を開催し、工事の進捗状況、懸案事項等を確実に把握し、必要な措置等を講じた。 ii) 安全に工事を実施するため、5基地とも定例ミーティング、危険予知活動、定期パトロール等の対策を継続実施した他、資源備蓄本部長をトップとする査察チームによる全	立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)	完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月	進捗率						16年度末	91%	87%	73%	35%	26%	17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%	18年度末				80±5%	65±5%	19年度末				95±5%	90±5%
立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)																																																																																																																												
完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月																																																																																																																												
進捗率																																																																																																																																	
16年度末	85±5%	85±5%	75±5%	35±5%	30±5%																																																																																																																												
17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%																																																																																																																												
18年度末				80±5%	65±5%																																																																																																																												
19年度末				95±5%	90±5%																																																																																																																												
立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)																																																																																																																												
完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月																																																																																																																												
進捗率																																																																																																																																	
16年度末	85±5%	85±5%	75±5%	35±5%	30±5%																																																																																																																												
17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%																																																																																																																												
18年度末				80±5%	65±5%																																																																																																																												
19年度末				95±5%	90±5%																																																																																																																												
立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)																																																																																																																												
完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月																																																																																																																												
進捗率																																																																																																																																	
16年度末	91%	87%	73%	35%	26%																																																																																																																												
17年度末	100%	100%	100%	55±5%	50±5%																																																																																																																												
18年度末				80±5%	65±5%																																																																																																																												
19年度末				95±5%	90±5%																																																																																																																												

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
		iv) 平成16年度末の進捗状況を確認し、目標時期までに完成させるべく、必要に応じ各工事スケジュール等の見直しを実施する。 v) 地下土木工事が進展する2基地（波方・倉敷）について、岩盤性状の分析と予測に基づき、設計の最適化と建設におけるリスク管理を実施する。 ・ 平成17年度に建設が完了する七尾基地、福島基地及び神栖基地については、石油ガス搬入までに安全・確実な操業体制を整備することとし、操業サービスを委託する事業者との間で協議を行い、操業人員・組織、教育、運転・管理等に関する主要計画を策定する。	事業所への安全環境査察を実施し、工事の安全環境管理及び保安防災管理状況について問題ない旨確認した。 iii) 地元自治体や地元住民に対し、工事の進捗状況説明、工事ニュースの発行、環境測定結果の報告等を行うと共に、基地見学にも対応し、地域関係者との良好な関係を維持した。 iv) 平成16年度末時点における各基地の工事進捗状況は以下の通り。 ―七尾基地：建設工事をいよいよ完了。総合試運転（平成17年4月～）を経て、計画どおり平成17年7月に基地完成の見込み。 ―福島基地：低温タンク本体工事及び建築工事が完了し、設備工事の機器並びに配管工事もいよいよ完了。総合試運転を経て、計画どおり平成17年9月に基地完成の見込み。 ―神栖基地：低温タンク本体工事、設備工事の主要機器並びに配管の据付及び機械棟建築工事がいよいよ完了。設備工事の完了及び総合試運転を経て、計画どおり平成17年12月に基地完成の見込み。 ―波方基地：作業トンネル掘削工事及び水封トンネル掘削工事をいよいよ終了し、プロパン貯槽の本体掘削工事を実施中。プロパン・ブタン兼用貯槽は17年度より本体掘削工事に着手予定。 ―倉敷基地：作業トンネル掘削工事をいよいよ終了し、平成17年度より水封トンネル掘削工事に着手予定。 なお、作業トンネルについては工事環境の制約（地元住民への影響等を考慮した工法の採用等）により、掘削完了時期は当初計画から約半年程度遅延している。今後工事の進捗状況を踏まえ必要に応じて工事スケジュールの見直しを実施する。 v) 地質構造の不確実性に伴う貯槽等の空洞安定性、水封機能等に関するリスクを予測、評価するために機構内に情報化施工リスク評価チーム及び学識経験者からなる石油ガス岩盤貯槽技術委員会を設置し、検討を行った。 ・ 平成17年度に建設が完了する七尾基地、福島基地及び神栖基地の操業体制の整備に関して、操業要員教育、品質管理、在庫管理、保税管理等の運転に関する基本方針の作成と運転マニュアルへの反映、操業時の各種許認可に係る責任範囲、業務範囲の関係者（許認可窓口、隣接事業者等）との調整、業務委託契約に関する基本的事項（業務範囲、責任範囲、委託費の算定方法、精算方法等）の各基地の隣接事業者との調整等の運転・管理等計画に関する各種作業を実施した。		・ 民間備蓄融資については信用格付けモデル、最新の業界動向等の情報データに基づき、適切に審査手続きが行われているものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
④民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等 ・民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資金の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資については、借入等申込み時に適切かつ厳格な審査を実施する。 ・融資業務については、利用者の利便性を向上するため、厳格な審査を確保しつつ、事務手続きの改善や審査期間の短縮を実現する。	④民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等 ・民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資金の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資については、民間石油・石油ガス備蓄義務者等からの借入等の申込みに対し、事業内容、財務状況の要件等を適切かつ厳格に審査し、融資等を実施する。 ・新たな融資等に当たっては、最新の財務データ、分析情報、業界動向等の的確な情報について民間金融機関等の協力を得て収集し、適正な財務分析を行った上で採択審査を実施する。 ・民間石油・石油ガス備蓄義務者が国に対し迅速な利子補給申請が可能となるよう、融資審査マニュアル等の見直しを行い、厳格な審査を確保しつつ、審査期間を利子補給金交付の前月末日までの4週間に短縮する。(特殊法人のときの実績は6週間程度)	とを確認の上、4月末日に融資を実行する。 ・貸付金債権の管理等を目的として民間金融機関の協力を得て新たに機構独自の信用格付モデルを開発・導入することによって、信用リスク管理（計測）を行い、適正な貸倒引当金の算定を行うとともに、融資採択基準を再構築する。 ・4月の融資実行後においては、常時貸付先の最新の財務データ、分析情報、業界動向等の変化を注視するとともに、年2回（決算期及び中間決算期）貸付先の財務状況・経営内容等についての聞き取り調査、貸付先に対する債権管理上の評価等の実施によって、適切な債権管理を行い、平成16年度における貸倒率を1%以下にする。 ・平成17年4月の融資に係る貸付額等の決定及び採択審査の実施にあたっては、平成16年度中に新たに開発する信用格付モデルを活用しつつ、以下の通り実施する。 i) 民間石油・石油ガス備蓄義務者からの借入の申込みに対し、事業内容、財務状況の要件等を適切かつ厳格に審査し、国の利子補給が予定されていることを確認した上で、貸付額等を決定する。 ii) 新たな融資にあたっては、民間金融機関等の協力を得て収集した最新の財務データ、分析情報、業界動向等の的確な情報を活用し、適正な財務分析等を行った上で、貸倒れが発生することのないように採択審査を実施する。 ・借入申込みから貸付額等決定までの審査期間を4週間に短縮化することを徹底する。また、借入申込者の意向を確認し、更なる利便性向上のために適正な審査期間について検証する。 (2) 希少金属鉍産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施 ①国家備蓄希少金属鉍産物の安全かつ適切な管理 ・備蓄物資を安全かつ適切に管理するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、備蓄物資の品質保持の観点から計画的に品質検査を実施する。また、安全管理マニュアルの確実な実施のため、職員等の教育訓練の徹底と地域関係機関との連携を確保する。 ・希少金属鉍産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームページ等を通じて公表することとし、希少金属鉍産物備蓄について積極的に国民に情報提供を実施する。	④民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等 ・民間石油・石油ガス備蓄義務者からの保有状況報告書により、保有量が基準備蓄量を上回っていることを確認した上で、平成16年4月末日に3, 146億円（石油2, 699億円、石油ガス448億円）を貸付実行した。 ・民間金融機関の協力を得て新たに信用格付モデルを構築すると共に、平成16年度期中において、最新のデータ等を追加してモデルの機能強化を図った。 ・平成16年4月の融資実行後においては、貸付先の財務状況・経営内容等についてヒアリング調査を実施する等、信用格付モデルに基づく債権管理を実施した。 ・平成17年4月の融資に係る貸付額等の決定及び採択審査の実施にあたっては、民間石油・石油ガス備蓄義務者からの3月借入申込みに対し、最新の財務状況による融資対象会社の格付基準、信用格付モデル及び民間金融機関による業界動向等の情報に基づき、厳格な採択審査を実施し、国の利子補給が予定されていることを確認した上で、貸付額等を決定した。 ・借入申込者の利便性向上のため、民間企業に対してアンケート調査を実施し、要望のあった申請書附属資料の提出期日の延長を図ることとした。平成17年度貸付審査については、平成17年3月末までの4週間で実施し、平成16年度同様、審査期間の短縮化を徹底した。 (2) 希少金属鉍産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施 ①国家備蓄希少金属鉍産物の安全かつ適切な管理 ・安全管理マニュアルの作成し、マニュアルに基づく災害連絡訓練を実施した（3月）。また、関係機関との連携体制を整備した。 ・品質検査実施計画を策定した。 ・効率的な放出、安全な管理等に資するため、備蓄物資（コバルト、フェロバナジウム、モリブデン鉍の一部）の積み替えを実施した。 ・希少金属鉍物資源備蓄の重要性、実施状況等について広く国民に情報を提供するため、ホームページにより以下の備蓄関連情報を提供した。 - ーレアメタルの価格動向及び需給動向 - ーレアメタルの世界の主要埋蔵国、生産国、対日輸出国		・安全管理マニュアルの策定など、安全かつ適切な管理が実施されたものと評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
種、備蓄目標量の変更等については、平成16年度及び平成17年度における総合資源エネルギー調査会鉱業分科会における見直し結果を踏まえることとする。 - 希少金属鉱産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームページ等を通じて公表することとし、希少金属鉱産物備蓄について積極的に国民に情報提供を実施する。 ②機動的な備蓄放出 - 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、供給障害が生じた場合若しくは生じる恐れがある場合であって国民経済若しくは産業活動に重大な支障が生じる若しくは生じる恐れがある場合、又は、備蓄物資の価格が一定期間以上著しく上昇し、かつ、価格の安定化を図る必要が生じた場合に実施する。ただし、当面の備蓄水準について削減が可能と考えられるニッケル、クロム、マンガン、モリブデンの4鉱種については平常時においても売却することができるものとする。 - 国家備蓄希少金属鉱産物の機動的な放出を実施するため、国から機構への放出要請に応じる場合に、国からの放出要請の日から12日目以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体制を整備する。	②機動的な備蓄放出 - 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、備蓄物資購入希望者に対する事前資格審査を実施するとともに、放出マニュアルを整備し、状況に変化がある場合は、速やかに見直すことにより、国から機構への放出要請に応じる場合に、要請の日から12日目・以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体制を整備する。 - 備蓄物資を適切に放出するため、外部専門家による専門的見地からの意見を参考にしつつ、備蓄物資の価格トレンドを把握するとともに、より長期的な価格トレンドを把握するために、備蓄物資の需給動向に係る調査を実施する。	- 希少金属鉱物資源備蓄の重要性、実施状況等について広く国民に情報を提供するため、ホームページ等を作成・掲載するとともに、備蓄物資や希少金属に関するデータ集を取りまとめ、関係機関に対し提供する。 ②機動的な備蓄放出 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、売却の要件を満たした場合、備蓄物資のタイムリーかつ迅速な売却のための業務を最優先させる。 - 備蓄物資の放出を効率的に行うための放出マニュアルの見直しを行う。 - 機構が所有する備蓄物資の短期的及び中長期的な価格トレンドを把握し、備蓄物資の需給動向を検討するため、外部専門家委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取する。 - 備蓄物資及び注視物資の動向についての調査を委託し、今後の需給動向等について注視する。 - 情報収集のため、必要に応じて備蓄物資や希少金属に係る現場調査を実施する。	ーレアメタルのマテリアルフロー（主用途） ー国家備蓄物資の放出・売却についての考え方 ②機動的な備蓄放出 - 以下のように備蓄物資の迅速的な売却・放出を実施した。 i) フェロバナジウム（4月、7月、12月）：159.7t（403百万円） ii) モリブデン鉱（7-8月、1月）：360.3t（633百万円） iii) フェロマンガン（7月）：15,000t（1,670百万円） 機構に移行後、規程等の整備を行うとともに、放出マニュアルを見直し、手続き期間等を改善、迅速に売却・放出を実施した。 - 機構が所有する備蓄物資の短期的及び中長期的な価格トレンドを把握し、備蓄物資の需給動向を検討するため、レアメタル備蓄検討委員会を2回開催した（10月、3月）。 - 備蓄7鉱種、注視物資に関する需給動向の調査を専門機関に委託し、今後の需給動向等を注視した。 - 希少金属に係る情報収集のため以下のような現地調査を実施した。 i) 国内現地調査 3回6社（10月、11月） ii) 中国レアアース動向調査（10月） iii) 米国備蓄制度の現状調査（1月）		レアメタル備蓄は地味な分野であるが、年度中に7回にわたる史上最大の放出をスムーズに実施したことは高く評価される。
3. 鉱害防止の支援 ①我が国企業による鉱害防止事業への融資 - 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害防止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設定した採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実施者の要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な業務資金に係る融資を適切に実施する。 - 融資業務については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使	3. 鉱害防止の支援 ①我が国企業による鉱害防止事業への融資 - 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害防止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設定した採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実施者の要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な業務資金に係る融資を適切に実施する。 - 融資業務については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使	3. 鉱害防止の支援 ①我が国企業による鉱害防止事業への融資 鉱害防止資金及び鉱害負担金の貸付について、企業から申請があった場合は、速やかに予め設定した採択基準に基づき鉱害防止事業計画、鉱害負担金事業計画等の妥当性、業務実施者の要件等を審査し、審査の結果、融資することが適切である場合には平成16年度予算の範囲において鉱害防止業務を実施す	3. 鉱害防止の支援 ①我が国企業による鉱害防止事業への融資 - 鉱害防止資金については、既定の採択基準等に則り、8企業15鉱山に対する貸付け（3.4億円）を実行し、水質汚濁防止法に定める排出基準等に適合した坑排水処理に貢献した。 - 鉱害負担金資金については、既定の採択基準等に則り、1企業に対する貸付け（2.2億円）を実行し、カドミウムに汚	B	諸規定に則り、厳格かつ適切に実施されたものと思われる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な業務資金に係る融資を適切に実施する。	用状況についての審査を実施し、必要に応じて現地調査を実施し、証票類や鉱害防止事業実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実に行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等を行う。	るために必要な業務資金に係る貸付を行う。 - 平成15年度に制定した貸付細則、融資業務要領等に基づき適切な債権管理の実施を行う。具体的には以下に示す債権管理を実施する。 - 融資業務要領に基づき株式、不動産等の担保の見直しを適切に実施し、償還確実性の確認を行うとともに、差入担保が貸付残高を下回った場合、担保の追加徴求等を検討し、適切な債権管理を実施する。 - 当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から事業完了報告書を提出させ、事業実施内容（実績）を確認する。 - 対象事業完了状況の調査要領に基づき、必要に応じて現地調査を行い、証票類や鉱害防止事業実施状況等を調査する。	染された神通川流域の農用地土壌改良事業(全体計画面積381ha)の推進に貢献した。 - 適切な債権管理の実施の観点から、債権管理上の総合的評価を行うため、新たに「平成16年度の非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト及び鉱害防止事業への融資に関する基本方針」を制定した。同基本方針に基づき、i)企業の決算内容を、収益性、債務償還能力等を示す16の財務指標により評価、ii)格付機関による格付け、iii)徴求担保評価額と融資・債務保証額との比較、の3視点から融資の適否を判定した。その結果、新規・既存の全融資案件が融資対象として適当であることを確認した。 - 平成15年度に実行した鉱害防止事業融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書の提出を受け、事業内容、資金の使用状況等について確認するとともに、6鉱山については、現地において証票類や鉱害防止事業の状況等を調査することにより、事業実施内容、資金使途等が適正であることを確認した。		
②鉱害防止調査・指導 a. 鉱害防止調査指導業務 ・我が国における鉱害防止事業全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる業務を厳選し、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業の効率化を支援するために必要な情報の提供、技術面のコンサルティング、研修事業の実施等のサービスを国、地方公共団体等のニーズを踏まえ、効率的、効果的に提供する。	②鉱害防止調査・指導 a. 鉱害防止調査指導業務 ・地方公共団体等からの要請に対し、我が国における鉱害防止事業全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる業務を厳選し、情報の提供、技術面のコンサルティング等のサービスを提供する。 ・地方公共団体等が実施する鉱害防止工事について、国が緊急度や工事手法・工事金額等の適正化を検討する際に必要な情報の提供及び技術的支援を国に対し実施する。 ・地方公共団体の鉱害防止担当者等を対象とした研修を年1回以上開催し、鉱害防止技術・ノウハウを普及させるとともに、現場の技術的ニーズを踏まえた機構の事業展開に資するため、地方公共団体が実施する鉱害防止事業の現場の実状についての情報収集を実施する。 ・鉱害防止技術指導委員会を年1回以上開催し、調査手法・評価方法の技術的妥当性について外部専門家からの意見を聴取し、機構が実施する業務の質の向上・効率化を実現する。	②鉱害防止調査・指導 a. 鉱害防止調査指導業務 ・地方公共団体からの要請をもとに調査指導実施案件別に中期目標期間中の機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて機構が実施することが最も効率的となる業務に係る年度別計画を策定し、平成16年度実施計画に基づき必要な鉱害現況把握調査などを実施し、データを取得・解析し、必要な鉱害防止対策案・施設改修案を取りまとめ、要請者が鉱害防止事業を実施する際に必要とする技術情報、資料の提供等を行う。 ・平成16年度調査指導対象案件の技術的事項及び当該調査指導報告書原案を検討・審議するため、鉱害防止技術指導委員会に鉱山別の小委員会を設置し、必要に応じ小委員会による現地調査を実施し、小委員会を開催する。 ・上記を踏まえ、調査指導対象案件に係る鉱害現況把握調査計画、解析結果、鉱害防止対策案について技術的・専門的な審議を行うため、鉱害防止技術指導委員会本委員会を年2回以上開催する。 ・調査指導業務のうち、地方公共団体からの委託により実施する鉱害防止工事調査設計業務についての報告書提出を通じ技術面のコンサルティング等サービスを地方公共団体に提供する。	②鉱害防止調査・指導 a. 鉱害防止調査指導業務 ・地方公共団体からの要請をもとに下記3鉱山について、以下の指導業務を実施した。 ―鯛生鉱山 かん止堤の安全性の検討、沢水排水路の実態把握などを行い、福岡県に対して鉱害防止対策の検討に資する情報、資料を提供した。 ―大谷鉱山 原水の水質改善状況の確認と要因分析を行い、亀岡市に対して水処理継続の可否を判断するのに必要な情報、資料を提供した。 ―富高鉱山 坑内水の流出による周辺環境の鉱害汚染状況の把握を行い、日向市に対して鉱害防止対策の検討に資する情報、資料を提供した。 ・3鉱山毎にそれぞれの小委員会を設置し、各委員による現地調査を実施するとともに報告書原案を検討・審議し、この結果を技術的・専門的に審議するため、鉱害防止技術指導委員会本委員会を2回（8月・3月）に開催し、 ・鉱害防止調査設計業務については、3地方公共団体からの委託により、下記の4鉱山について報告書を提出した。 i) 幌別硫黄鉱山（北海道） ―現況把握調査等により坑内水の排水路（導水路）の恒久		・個別技術支援から全体支援への移行は、社会システムとしての鉱害防止という発想を醸成する端緒になると考えられ、国の政策の大きな目標へ向けて有意義であると期待する。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
		また、地方公共団体からの委託により実施する鉱害防止工事支援業務について、技術面のコンサルティング等サービスを地方公共団体に提供する。 ・ 鉱害防止調査指導の基礎資料となる全国休廃止鉱山関係情報（総合情報整理票・坑道閉塞情報整理票・堆積場情報整理票・坑廃水処理場情報整理票）を整備し、個別鉱山毎に情報検索可能なシステムの作成を行う。 ・ 地方公共団体等が実施する鉱害防止工事について、国が緊急度や工事手法・工事金額等の適正化を検討する際に必要な情報の提供及び技術的支援を国に対し実施する。 ・ 地方公共団体等の鉱害防止事業現場における技術的・政策的ニーズを把握するため、平成15年度鉱害環境情報交換会終了時に徴収したアンケート他を整理し、必要に応じ聞き取り調査などを実施し、技術的・政策的ニーズを踏まえた研修会のテーマの選定を行う。 平成16年度においては、鉱害防止事業担当者向けに鉱害発生のメカニズム、坑廃水処理技術、発生源対策技術を分かり易く解説したテキストや教材を作成する。 義務者不存在鉱山を抱える地方公共団体等を対象とした研修については、鉱害環境情報交換会として、機構職員、外部講師、地方公共団体参加者が講師となり情報の発信、共有を行うとともに、問題点などの意見交換を行なう。 講演会資料は、情報交換会不参加の関係機関へも発送し鉱害防止技術・ノウハウの普及を図る。	化対策の立案など技術的指導、提案を行った。 ii) 精進川鉱山（北海道） ー坑道取り明け調査等により坑内水導水施設の恒久化対策実施設計を目指したコンサルティングを行った。 iii) 馬上鉱山（大分県山香町） ー地下水流動解析による砒素汚染防止対策の検討など技術面でのコンサルティングを行った。 iv) 土呂久鉱山（宮崎県高千穂町） ー地下水流動モデルの精度向上により水質改善効果の高い工法に資する技術データの提供、技術指導を行った。 ・ 鉱害防止工事支援業務については、5地方公共団体に対して委託契約に基づいて、14鉱山に関する鉱害防止工事について技術面のコンサルティング等サービスを提供した。 i) 北海道（幌別硫黄鉱山、伊達鉱山、八雲鉱山、精進川鉱山） ii) 青森県（尾太鉱山） iii) 秋田県（不老倉鉱山、吉乃鉱山、川原毛鉱山） iv) 山形県（尾花沢鉱山、幸生永松鉱山、高旭鉱山、赤山鉱山、西吾妻鉱山） v) 福岡県久山町（完成鉱山） ・ 全国休廃止鉱山関係情報（450鉱山データベース）に係る坑道閉塞情報整理票・堆積場情報整理票・坑廃水処理場情報整理票についてPDF化を行い、個別鉱山毎に情報検索可能なシステムを構築した。 ・ 鉱害防止工事の公正かつ効率的な査定に資する優先順位付け手法を国に提示し、評価基準等の詳細検討を実施した。 ・ 国への技術的支援の一環として、坑廃水処理共通診断調査（大比立鉱山、幸生鉱山、小山鉱山、吉乃鉱山、尾富宝鉱山等）に係る予備診断を開始するとともに、錫山鉱山（鹿児島県）の現地調査を行い、放流水質の安定化及び中和殿物からの金属溶出抑制等に関しデータ収集・解析及び中間取りまとめを実施した。 ・ 昨年度の鉱害環境情報交換会終了時に徴収したアンケート結果を整理し、一部聴き取り調査も併用して今年度の情報交換会のテーマを選定した。 ・ 鉱害発生のメカニズム、坑廃水処理技術、発生源対策技術分野について、それぞれ過去の事例等も踏まえた教材を作成した。 ・ 平成16年度鉱害環境情報交換会を2回開催した。 i) 第1回（平成16年11月16～18日）富山市：主に義務者不存在鉱山を抱える地方公共団体職員を対象に、基礎知識講習、テーマ講演「重金属を含む排水の環境への影響」、岐阜県神岡鉱山見学など実施し、各現場の実情等について情報交換を行った。 ii) 第2回（平成17年2月16～17日）川崎本部：対象		

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
b. 鉱害防止技術調査業務 ・ 鉱害防止技術調査業務については、休廃止鉱山において鉱害防止業務を実施する地方公共団体及び我が国企業等を支援し、鉱害の防止を確保しつつ当該業務に係る費用を低減化するため、効率的な鉱害の発生源対策及び坑廃水処理等に関する技術の調査を、地方公共団体及び我が国企業等のニーズを踏まえ、実用化の可能性と波及効果の高い技術を対象に、外部の有識者の意見を聴取しつつ、計画的、効果的に実施する。 ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、プロジェクト毎に事前評価及び中間評価を行い、技術調査の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。 ・ 機構が実施する技術調査のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・ プロジェクト終了後は、外部専門家による厳格な事後評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホームページ等により成果を公表する。 ③地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 ・ 地方公共団体からの委託を受けて実施する義務者不存在	b. 鉱害防止技術調査業務 ・ 鉱害防止技術調査業務については、毎年度関係機関からのヒアリング調査等を実施し、これらニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化の可能性と波及効果の高い技術を対象に実施する。 ・ 各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家の意見を聴取しつつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を適切に実施する。 ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、事前評価及び中間評価については、技術評価ガイドラインを策定し、プロジェクト毎に、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価を実施する。新規案件の採択に際しては、技術調査の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による技術評価を実施することとし、事業の目標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、調査の期間が5年以上の案件については、中間年次において外部専門家による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。 ・ 機構が実施する技術調査のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・ プロジェクト終了後は、外部専門家による厳格な事後評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホームページ等により成果を公表する。 ③ 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務については、これを適切に実施して、受託期間中に放流する処理水の水質を委託契約に基づく水質基準内に維持	b. 鉱害防止技術調査業務 ・ 平成16年度においては、以下に示す鉱害防止技術調査を実施する。 i) 高効率鉱物造粒システム技術 - 対象鉱山の坑廃水処理において沈殿物を減容化させる効率的な坑廃水処理プロセスの抽出を行う。 ii) エネルギー使用合理化坑廃水処理技術開発 - 旧松尾鉱山における坑廃水の新処理方式による処理の安定性及び省エネルギー効果を確認する。 iii) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発 - 坑廃水流出抑制技術の実証試験に必要なデータを取得・解析するとともに、新規規制物質の坑廃水に有効な処理方法を検討する。 ・ 平成16年度に実施する鉱害防止技術開発について、外部専門家から構成される委員会等を開催し、専門家の意見を参考に事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、適切に事業を実施する。 ・ 関係機関へのアンケート調査等を行い、ニーズに基づく技術課題を把握し整理する。 ・ 高効率鉱物造粒システム技術については、外部知見を有する大学との共同研究を行うことにより、また、エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発においては、外部知見を有する秋田県資源技術開発機構との共同研究を行うことにより、外部知見を活用した効率的な事業を実施する。 ・ 平成15年度に終了した高効率廃水処理技術について、外部専門家による事後評価を実施するとともに、機構のホームページにその成果を公表する。 ③ 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 ・ 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営委託を受けて実施している、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営に	者を全坑廃水処理事業者に拡大し、テーマ講演「中和鉱物問題の総括と対策の方向性」、山梨県尾富宝鉱山見学を実施した。 また、参加できなかった関係機関に対し情報交換会で使用した講演資料を送付した。 b. 鉱害防止技術調査業務 ・ 平成16年度においては、以下に示す鉱害防止技術調査を実施した。 i) 高効率鉱物造粒システム技術 - 効率的な坑廃水処理プロセスとして鉄酸化バクテリア利用二段中和法を抽出し、この方法で発生澱物を約30%削減できる条件を見出した。 ii) エネルギー使用合理化坑廃水処理技術開発 - 旧松尾鉱山における坑廃水の新処理方式による処理の安定性を確認し、省エネ効果として水量当たりの電力量が24%以上低減できる成果を得た。 iii) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発 - 坑廃水流出抑制技術の実証試験に必要なデータを取得・解析すると共に、新規規制物質の坑廃水に有効な処理方法を検討した。 ・ 平成16年度に実施する鉱害防止技術開発について、外部専門家から構成される委員会（11月、12月、3月に計6回開催）を開催し、専門家の意見を参考に事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、適切に事業を実施した。 ・ 関係機関へのアンケート調査を行い、ニーズに基づく技術課題を把握し整理した結果、坑廃水処理で発生する中和澱物の対策技術が最も多く、次いで坑廃水処理設備の改善であった。 ・ 高効率鉱物造粒システム技術については、北海道大学・金沢大学との共同研究を行い、また、エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発においては、(財)秋田県資源技術開発機構との共同研究を実施したことにより、外部知見を活用した効率的な事業を実施した。 ・ 外部専門家で構成される技術評価部会（鉱害防止技術分野）において、機構の技術評価ガイドラインに沿って審議し、部会委員の評価・意見等を評価報告書（事後評価）に取りまとめ、その結果を機構のホームページに公表した。 ③ 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 ・ 岩手県との運営委託契約に基づき、処理水の水質を安全かつ確実に契約上の水質基準内に維持し、また、維持管理業務の一環		・ 旧松尾鉱山における廃水処理の効率化、合理化において大きな成果が上がっており、

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント
休廃止鉱山に係る鉱害防止業務のうち、大規模な坑廃水処理施設の運営については、委託契約に基づき放流する処理水の水質維持を着実に実施する。 ④ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理 ・ 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防止事業基金の受け入れ、管理及び費用の支払いを、関係法令に基づき着実に実施する。	する。 ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務を着実かつ安全に実施するため、災害・事故対応マニュアルを設定し、緊急時の連絡体制、災害時の対応を明確化するとともに、年1回災害訓練を実施し、連絡網の確認や災害時に想定している対処法の点検を実施する。 ④ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防止事業基金の受け入れ、運用・管理及び費用の支払いについては、関係法令に基づき着実に実施する。	関しては、引き続き処理水の水質を安全かつ確実に契約上の水質基準内に維持する。 ・ また、運営受託業務を着実かつ安全に実施するため、旧松尾鉱山新中和処理施設に係る災害・事故対応マニュアルを設定、常時整備し、緊急時の連絡体制、災害時の対応を明確化するとともに、当該マニュアルにより実地に災害訓練を実施し、対処法の点検等を行いマニュアルへのフィードバックを図る。 ④ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理 ・ 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金及び鉱害防止事業基金の受け入れを行い、適切に運用・管理を行う。鉱害防止積立金については、年4回（5月、8月、11月、2月）受け入れ、年2回（4月と10月）鉱害防止積立金を積み立てた者に対する利息の支払い（32企業）を実施する。また、鉱害防止事業基金については、3月に拠出金の受け入れを行い、年2回（6月と12月）財団法人資源環境センターが実施する鉱害防止事業に係る費用について鉱害防止事業基金運用益からの支払い（20鉱山）を関係法令に基づき着実に実施する。	として、環境整備工事及び耐震改修工事を実施した。 ・ 随時、災害・事故対応マニュアルの見直しを行い、緊急時に備えると共に、災害訓練（平成16年2月23日）を実施し、速やかな現場対応を期するためマニュアルへのフィードバックを図った。更に、岩手県と共同で、リスクマネジメントの観点から処理施設の重大リスクファクターの抽出とその分析を行った。 ④ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理 ・ 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金及び鉱害防止事業基金の受け入れを行い、適切に運用・管理を行った。 一 鉱害防止積立金の受け入れ （年間13企業、総額 46,946 千円） 一 鉱害防止事業基金拠出金の受け入れ （年間 2鉱山、総額 119,148 千円） 一 鉱害防止積立金に係る利息支払い （年間32企業、総額 36,082 千円） 一 鉱害防止積立金払い渡し （年間 2企業、総額 4,796 千円） 一 鉱害防止事業に係る費用支払い （年間20鉱山、総額 45,095 千円）		着実かつ安全に実施されているものと評価できる。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用管理は適切に行われているものと思われる。
IV. 財務内容の改善に関する事項 ・ 運営費交付金を財源にして実施する業務のうち、内外の資源開発関連情報の収集・調査、アジア各国の石油備蓄体制強化に向けた協力等の業務については、受託収入等の自己収入を増大させる。 ・ 財務内容の健全性を維持する観点から、短期資金の借入れについては、特段の事情がない限り、厳に慎む。 ・ 石油・天然ガスの探鉱・開発に係る出資・債務保証、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、今後の収益見通しの適切な評価に基づく個別算定法等による引当金の計上と損失処理を実施する。 ・ 新たな調査ニーズの発生等	III. 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算（略） 〔運営費交付金の算定ルール〕（略） 2. 収支計画（略） 3. 資金計画（略） IV. 短期借入金の限度額 運営費交付金等の受入れが最大3ヶ月遅れた場合、事故の発生などにより緊急時対策費が必要となった場合等を想定して、石油公団及び金属鉱業事業団の過去3年間の年間平均支出額1,086億円の約3ヶ月分（3／12）272億円に加えて、 i) 民間石油・石油ガス購入資金融資及び共同備蓄基地整備資金融資に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合を想定した4,000億円 ii) 希少金属鉱産物備蓄資金に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合や長期の資金調達時期の集約を行う場合を想定し	III. 予算（人件費見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 1. 予算（略） 2. 収支計画（略） 3. 資金計画（略） IV. 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入れの遅延、補助金、委託費等による業務に係る経費の暫定立替、事故の発生などにより緊急時対策費が必要となった場合等により生じた資金不足に対処するための272億円に i) 民間石油・石油ガス購入資金融資及び共同備蓄基地整備資金融資に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合を想定した4,000億円 ii) 希少金属鉱産物備蓄資金に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合や長期の資金調達時期の集約を行う場合を想定した50億円	III. 財務内容の改善に関する事項 ・ 運営費交付金を財源にして実施する業務のうち、主な自己収入実績としては石油開発技術センターにて実施している研究開発業務における特許収入293百万円（5件）である。 ・ 財務内容の健全性を維持する観点から短期借入金の実績はなかった。 ・ 探鉱・開発事業においては引当金を計上する案件はなかったが、金属一般勘定における鉱害防止資金貸付金について、個別算定法により適正な貸倒引当金を計上し、将来の損失に備えることとした。 ・ 深海底鉱物資源探査専用船（第2白嶺丸）について年間290日の調査を実施し、資産の有効活用に努めた。また、調査日数のうち42日については関連機関への貸し付けにより活用されたものである。	B	・ 特許料収入により293百万円の自己収入を確保した点は評価できる。 ・ 事業計画を着実に実行することで短期借入ゼロであった点も高く評価できる。 ・ 平成16年度において、引当金の計上及び損失処理を行う案件は発生しなかった。 ・ 深海底鉱物資源探査専用船は大陸棚調査に使用されており、有効活用の点から評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
による特段の事情変更が無い限り、深海底鉱物資源探査専用船（第2白嶺丸）を中期目標期間中に廃船するとともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまでの間、深海底鉱物資源探査専用船の有効活用に努め、関連機関へ貸し付ける。	た50億円を加算した金額を短期借入金の限度額とする。 V. 重要な財産の譲渡・担保、処分計画 新たな調査ニーズの発生等による特段の事情変更が無い限り、深海底鉱物資源探査専用船（第2白嶺丸）を中期目標期間中に廃船するとともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまでの間、深海底鉱物資源探査専用船の有効活用に努め、関連機関へ貸し付ける。 VI. 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 ・広報や成果発表、成果展示等 ・研究開発、情報収集・分析活動の促進 ・地質構造調査の促進、地質情報・技術情報の追加購入 ・職員の資質向上のための研修、短期任期付き職員の新たな雇用、職場環境改善、福利厚生の実施 ・出資、信用（債務保証基金）の増強 ・備蓄資産の買入れのための借入金利の支払い ・債券の発行に係る経費 ・備蓄に必要な保管経費 ・備蓄資産の買入 ・備蓄資産の買入のための借入金（債券）の返済	を加算した金額を短期借入金の限度額とする。 V. 重要な財産の譲渡・担保、処分計画 特になし VI. 剰余金の使途 平成15年度において各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。 ・ 広報や成果発表、成果展示等 ・ 研究開発、情報収集・分析活動の促進 ・ 地質構造調査の促進、地質情報・技術情報の追加購入 ・ 職員の資質向上のための研修、短期任期付き職員の新たな雇用、職場環境改善、福利厚生の実施 ・ 出資、信用（債務保証基金）の増強 ・ 備蓄資産の買入れのための借入金利の支払い ・ 債券の発行に係る経費 ・ 備蓄に必要な保管経費 ・ 備蓄資産の買入 ・ 備蓄資産の買入のための借入金（債券）の返済			
V. その他業務運営に関する重要事項 1. 人事に関する計画 ・ 職員の能力及び専門性の向上と動機付けの強化を進めるため、職員の能力と実績を公正かつ適正に評価し、これを適材適所の配置と処遇へ反映させる人事評価制度を確立する。	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 なし 2. 人事に関する計画 (1)方針 ・ 業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、業務の実状及び重点化等に即した人員の確保及び人員の最適配置等を図る。 ・ 業務部門と管理部門の業務量を勘案して、両部門に職員を効率的に配置する。 ・ 中期目標期間中に、能力及び実績を公正かつ適正に評価し、適材適所の配置と処遇への反映を実現する人事評価制度を確立し、評価者訓練等を通じて定着させる。また、海外事務所、地方事務所についても、人員の能力、実績を適正に評価して、人材を有効活用する。 ・ 海外の資源開発企業の専門職員その他の内外の専門家などを、出向受入れ、任期付職員としての採用等により活用し、豊富な経験を有した人材の活躍を	VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備に関する計画 なし 2. 人事に関する計画 ・ 機構職員の能力及び実績を公正かつ適正に評価し、処遇への反映を実現するため、新たな人事制度として、目標管理システムを導入する。また、想定される評価者に対してセミナー・研修等を適切に実施し、評価者の評価に対する理解や能力の向上を図ることにより本人事制度の適切な運営を確保する。 ・ 業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、業務の実状及び重点化等に即した人員の確保及び人員の最適配置等を図る。特に、管理部門、業務部門の人員配置や海外事務所、地方事務所に対する適正な人材の確保等に配慮し、適切な人員配置を実現させる。	2. 人事に関する計画 ・ 目標管理システムの段階的導入として、目標設定、中間チェック、次年度への課題の確認等を実施しつつ、評価方法についての制度設計を行った。 ・ 目標管理システムに関して評価者の理解や評価能力の向上を図るために、評価者研修を実施した。また、一般職員に対して説明会を開催する等、制度の理解を深めるよう努めた。 ・ 総合職、一般職の職務区分を平成17年度から廃止し、機構全体の人的資源のより一層の有効活用を図ることとした。 ・ 平成17年度職員採用について人材を幅広く募集、選考を実施し、人員の確保に努めた。 ・ 適材適所の人員配置と人材育成の参考資料にするため、希望調査票により職員キャリアパスに関する考えや現在の勤務状	B	・ 一般職の廃止による女性の能力活用など、人材の有効活用に力を入れている点も評価できる。 ・ 目標管理システムの導入を是とする。ただし、職員のモチベーションの向上に役立つように、運用面で十分なフォローアップが必要である。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評価	コメント
2. その他の重要事項 ・海外事務所の必要性を定期的に検証し、設置国・都市を弾力的に見直す。 ・国内における地質構造調査については、広域地質構造調査事業にあっては平成15年度中に終了し、精密地質構造調査事業にあっては平成18年度までに終了するとともに、これに伴い、速やかに過去のデータの整理を実施し、これを公開する。 ・鉱害防止事業への融資業務については、遅くとも平成19年度末までに、実績及び政策的必要性を踏まえた評価を実施し、評価結果に基づき業務の休止・廃止を含めた見直しを実施する。 ・非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発、鉱害防止等に係る技術研究所については、中期目標期間における同技術研究所に投入する費用と研究成果を比較考慮し、投入費用に見合う成果が見込まれない場合は、中期目標期間終了時に統廃合を検討する。	通じた組織全体の専門性の向上を図る。 (2)人員に係る指標 ①常勤職員数 期初の常勤職員数：541人 （うち83人は国家石油ガス備蓄基地建設期間中、当該業務に要する職員） 期末の常勤職員数の見込み：516人 （うち58人は国家石油ガス備蓄基地建設期間中、当該業務に要する職員） ※国家石油ガス備蓄基地の稼働に伴い生じる統合管理業務に従事する常勤職員に対して、業務の効率化等により期初の常勤職員数において対応する。 ②中期目標期間中の人件費総額 ・中期目標期間中の人件費総額見込み 23,907百万円 ・ただし、上記の額は、役員報酬並びに①の常勤職員及び任期付職員の職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構が石油ガス国家備蓄会社から引き継いで実施する石油ガス国家備蓄基地の建設において締結する各種の長期契約について予定する。 4. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第1項に規定する積立金の使途なし 5. その他の重要事項なし	3. 中期目標期間を超える債務負担 ・中期目標期間を超える債務負担については、機構が石油ガス国家備蓄会社から引き継いで実施する石油ガス国家備蓄基地の建設において締結する各種の長期契約（平成20年度及び21年度に完成予定の波方基地及び倉敷基地における地下岩盤トンネル等の工事契約、損害保険契約等）について予定する。 4. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第1項に規定する積立金の使途なし 5. その他の重要事項なし	況、配属先に関する希望を調査した。 3. 中期目標期間を超える債務負担 ・機構が石油ガス国家備蓄会社から引き継いで実施する石油ガス国家備蓄基地の建設において締結する各種の長期契約（平成20年度及び21年度に完成予定の波方基地及び倉敷基地における地下岩盤トンネル等の工事契約、損害保険契約等）について、中期目標期間を超える債務負担を行った。		・国内事務所及び海外事務所の統廃合も適切に進められており、コスト削減が期待できる点は評価できる。

中期目標	中期計画	平成16年度計画	平成16年度実績	評定	コメント